

5項目	13項目	27項目	64の取組み							
基本理念	基本方針	施策の方向	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】							
一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる 松本らしい住まいと暮らし	1 環境・健康・安全に配慮した住まいづくり	(1) 環境に配慮した住まいづくり	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	新築住宅はZEH住宅にしましょう。既存住宅はできるところからZEH化しましょう。特に開口部断熱改修と太陽光パネル設置に重点を。	① 松本市の気候風土を活かした住まいづくり	信州の木を活用した住宅への補助の継続 住宅の緑化支援	森林環境課 公園緑地課	4-4 森林の保全・再生・活用 松本市ゼロカーボン実現計画(施策1-27, 3-21)	松本市ゼロカーボン実現計画(施策3-22)	
			(2) 健康にやさしい住まいづくり	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	健康に寄り添う住まいにしましょう。部屋の温度差をなくしましょう。	② 省エネルギー住宅や再生可能エネルギーを活用した住宅の普及	住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減 公営住宅の更新に伴うZEH化の推進	住宅課 資産税課	4-1 再生可能エネルギーの導入促進	松本市公営住宅等長寿命化計画
				(3) 災害に強い住まいづくり	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	災害に対して強靱さを備えた住まいにしましょう。	③ 住宅の長寿命化の促進	長期優良住宅普及促進法による長期優良住宅建築等計画の認定 住宅の適切なメンテナンスの推進	建築指導課 住宅課	
		(1) 住替え・建替えがしやすい仕組みづくり			住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	住まいの適正な管理をしましょう。(良質な住宅ストックを増やしましょう。)	① 健康寿命を延ばす家の普及	シックハウス対策の普及 ★ 居住空間のヒートショック対策(温熱環境)の充実	住宅課 住宅課	2-1 切れ目ない健康づくりの推進 2-1 切れ目ない健康づくりの推進
			(2) ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくり		住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	② ユニバーサルデザインに配慮した居住空間の確保	★ 住宅のユニバーサルデザイン化改修に対する補助・税の軽減 ★ 公営住宅等のユニバーサルデザインの推進	建築指導課 公共施設マネジメント課	
				(3) 松本らしい暮らしの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 住宅の耐震化の促進	耐震改修促進計画の推進 住宅の耐震診断・耐震改修への補助・税の軽減	建築指導課 住宅課 資産税課	
		(1) 子供たちや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり			住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	子どもや高齢者が安心して過ごせる環境づくりを目指しましょう。	② 住宅の防災対策	消防法等に基づく住宅用火災警報器等の設置指導 不動産取引時における災害リスク情報の提供	建築指導課 消防防災課	
			(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 住宅の適切な維持・保全	住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減[再掲] 認定長期優良住宅の維持保全状況の確認	住宅課 資産税課 建築指導課	
				(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 中古住宅の流通促進	★ 戸建て住宅の良質なりフォームに対する補助 空き家バンクを通じた空き家の住宅市場への連流 中古住宅の安全性を評価して一般に公開する仕組みの普及	住宅課 移住推進課 住宅課	
	(2) 多様な世代が安心して暮らせる環境づくり	暮らし【まちなか】			コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② マンションの適正な修繕・改修や円滑な建替え	● マンションの建替えに関する情報提供及び法定事務 ● マンションの管理適正化の推進[再掲]	建築指導課 住宅課		松本市空家等対策計画
		(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	暮らし【まちなか】		コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 空き家発生時の未然防止と活用・除却の促進	職育・職住近接の住まいづくりの提案 非接触型の暮らしの提案 ★ 高齢者が住みやすい共同住宅、学生や若い世代の居住を支援する住宅の情報提供 UIJタウンの促進	住宅課 住宅課 移住推進課		
			(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① まちなか居住の推進	松本らしい暮らしの魅力を伝えるSNS、ホームページを活用した情報発信 子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住の推進	移住推進課など 住宅課		
	(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり			暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 里山暮らしの推進	松本らしい暮らしの魅力を伝えるSNS、ホームページを活用した情報発信[再掲] 農業従事志向世帯の定住を受け入れる環境の整備	移住推進課など 農政課	5-6 バランスの取れた土地利用	松本市景観計画
		(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	景観計画等に基づく建築物等の景観形成	都市計画課	5-6 バランスの取れた土地利用	松本市景観計画
			(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 子供たちや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり	子育て世帯向けの市街地居住が可能な住宅の供給体制の整備 子育てを地域で手助けできる気運の醸成	住宅課 こども育成課		
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり	暮らし【まちなか】			コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 高齢者が安心して住み続けられる環境づくり	★ 高齢者に備った総合的な住まい方の情報提供・相談体制の充実 ★ 地域のつながりや、緊急通報装置を活用した高齢者の見守り	高齢福祉課 住宅課 高齢福祉課			
	(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	暮らし【まちなか】		コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 多様な世代・世帯が支えあえるまちづくり	立地適正化計画の推進 地域の課題を地域で解決できるような仕組みづくり 生涯学習関係施策の推進による地域住民の交流機会の提供 地域づくりのための教育・文化施設・福祉施設や体育施設の整備・改修	都市計画課 地域づくり課 生涯学習課 施設管理課	5-6 バランスの取れた土地利用	松本市立地適正化計画	
		(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	★ 多世代同居・多世代近居の促進 多様な世代がつながり交流するミクストコミュニティの形成	住宅課 地域づくり課			
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり			暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	子育てに適した公営住宅の整備 多様な世代が交流できるような構造の公営住宅への建替えや入居制度への改善	住宅課 住宅課			
	(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	県と市との役割分担(県：広域的公需要に対応した公営住宅の運営、市町村：地域の実情に応じた公営住宅の主体的運営)	住宅課			
		(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	★ 公営住宅への公平・的確な入居 ★ 公営住宅等長寿命化計画の推進	住宅課 住宅課			
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり			暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	★ 高齢者、子育て世帯等の入居を支援する相談体制の確保 ■ 要支援者、要介護者や外国人の入居を支援する相談体制の確保	高齢福祉課 こども福祉課 障がい福祉課 人権共生課			
	(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	★ 家賃納付に関する制度活用の支援体制の充実 ■ 生活困窮者の住居確保・入居支援	住宅課 生活福祉課		2-6暮らしを守る生活支援の充実	
		(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の継続	★ 民間賃貸住宅に関する情報提供や相談体制の整備の検討 ★ 民間賃貸住宅や空き家・空き部屋を活用する仕組みの検討	住宅課 生活福祉課 住宅課 生活福祉課			
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり			暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実	★ セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組みの推進 ★ 民間賃貸住宅のオーナーに対する支援の検討	住宅課 生活福祉課 住宅課 生活福祉課			
	(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 被災住宅の再建	建築物が火災や風水害等の災害にあった場合の税の減免 被災住宅再建への補助、支援	資産税課 地域づくり課			
		(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 被災住宅の再建	関係団体との連携による災害時民間賃貸住宅活用体制の整備 災害時公営住宅への入居体制の整備	住宅課 住宅課			
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり			暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	② 災害発生時の住まいの確保	公共施設への信州の木の積極的な利用	公共施設マネジメント課			
	(3) 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成		暮らし【まちなか】	コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう。	③ 自然・歴史・文化を活かした街並みの景観形成	信州の木を活用した住宅への補助の継続[再掲] 木造建築担い手の確保、育成の支援	森林環境課 住宅課	4-4 森林の保全・再生・活用 松本市ゼロカーボン実現計画(施策1-27, 3-21)	松本市ゼロカーボン実現計画(施策1-27, 3-21)	
		(1) 多様な世帯のニーズに応じた住まいの実現	住まい【いえなか】暮らし【まちなか】	さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう。	① 先端技術の普及促進	先端技術を活かした住まいの開発支援、情報提供 住宅分野の各種行政手続のデジタル化促進	商工課 手続さ所管課			

松本市住宅マスタープラン（R6～15） 成果指標

基本理念	成果指標	現状値	目標値(R15)
『一人ひとりが豊かさと幸せを実感できる 松本らしい住まいと暮らし』	①住まい（住宅）の満足度 ②暮らし（居住環境）の満足度	①73.0%(R5) ②81.0%(R5)	①83.0%(R15) ②91.0%(R15)
基本方針	成果指標	現状値	目標値
1. 環境・健康・安全に配慮した住まいづくり	①家庭部門の最終エネルギー消費量 ②健康寿命	①452万GJ(R1) ②男性81.42歳 女性85.08歳(R2)	①247万GJ(R12) ②延伸(R15)
(1) 環境に配慮した住まいづくり (2) 健康にやさしい住まいづくり (3) 災害に強い住まいづくり	①新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合 ②住宅用温暖化対策設備設置補助金の交付件数（累計） ③住宅の耐震化率	① - ②5,926件(R4) ③89.7%(R4)	①100%(R15) ②15,000件(R12) ③92.0%(R7)
2. 多様なニーズに応じた住まいの実現	持ち家総数のうち、中古住宅の占める割合	10.4% (H30)	20.0% (R15)
(1) 住替え・建替えがしやすい仕組みづくり (2) ライフスタイルやライフステージに応じた 住まいづくり (3) 松本らしい暮らしの実現	①空き家のうち、「その他の住宅」の全体の住宅数に占める割合 ②管理計画が認定されたマンションのストック比率 ③空き家バンクの成約数（累計）	①6.2%(H30) ② - ③89件(R4)	①6.2%(R15) ②91.0%(R15) ③216件(R15)
3. 多様な世代の支えあいとコミュニティ形成	暮らし（居住環境）の満足度※基本理念の成果指標と同一	81.0%(R5)	91.0%(R15)
(1) 多様な世代が安心できる住まいづくり (2) 多様な世代が支えあえる地域づくり	①自動車の代表交通分担率 ②居住誘導区域人口密度	①68.5%(R1) ②45.6人/ha(H27)	①66.5%(R7) ②45.6人/ha(R15)
4. 誰もが安心して暮らせる住まいづくり	自立相談支援機関へ相談した生活困窮者のうち、住居確保希望者に対する住居確保率	89.0%(R4)	90.0%(R6)
(1) 住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実 (2) 住宅困窮者の居住支援の充実 (3) 災害時の支援体制の整備	①公営住宅（生活困窮者向けの市営住宅）の供給数 ②セーフティネット登録住宅数	①2509戸(R4) ②2147戸(R4)	①2483戸(R8) ②現状維持(R15)
5. 住生活産業の発展と新技術の活用	木造在来工法の新築住宅（持ち家）の割合	70.8%(R4)	75.0% (R6～15平均)
(1) 住生活産業の発展 (2) 新技術の住まい・顧客サービスへの活用	①まつもと広域ものづくりフェアへの「建設・不動産」分野の出店企業数（累計） ②新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合（再掲）	①7社(R4) ② -	①33社(R15) ②100%(R15)

第1章 はじめに

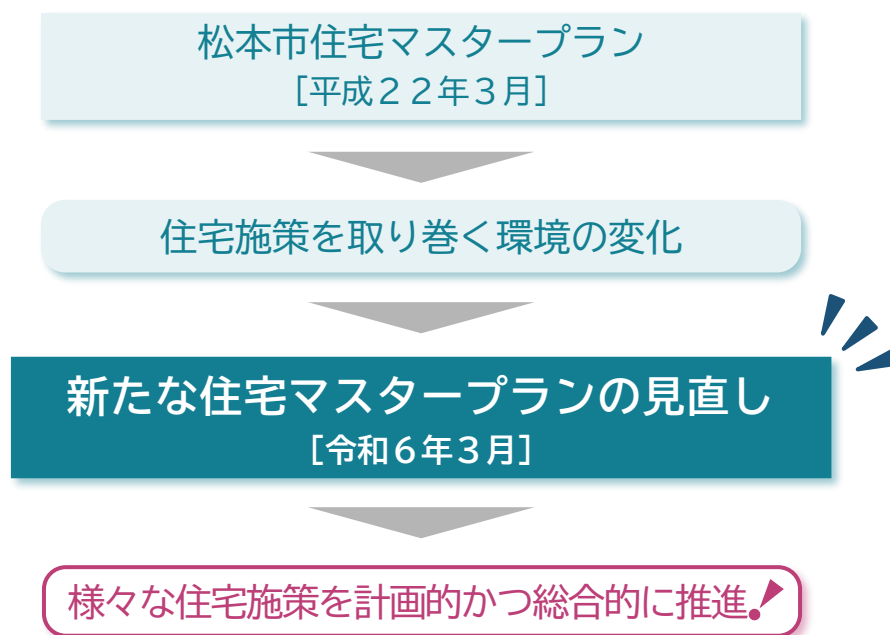
1 策定の背景と目的

松本市では、住宅の総合計画として、住宅建設計画法に基づく「松本市住宅マスタープラン」を平成10年3月に策定しました。その後、合併による市域の拡大や、社会・経済情勢の変化に対応するため、平成18年施行の住生活基本法に基づく「松本市住宅マスタープラン」を平成22年3月に策定し、住生活に関する施策を総合的に推進してきました。

国においては、住宅の「量」から住まいの「質」への転換を図るため、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）を平成18年9月に閣議決定し、その後、新たな日常や豪雨災害、2050年カーボンニュートラルの実現に対応するため、新たな住生活基本計画を令和3年3月に閣議決定しました。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）を平成29年10月に改正し、民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度を開始しました。

長野県においては、国の新たな住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、「長野県住生活基本計画」を令和4年2月に改定し、住宅施策を推進しています。

このような中、松本市住宅マスタープランを策定してから10年以上が経過し、松本市の住宅施策を取り巻く環境が大きく変化していることから、こうした課題に的確に対応し、様々な住宅施策を計画的かつ総合的に推進するため、住宅マスタープランの見直しを行います。



2 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

計画期間：令和6年度～令和15年度〔10年間〕

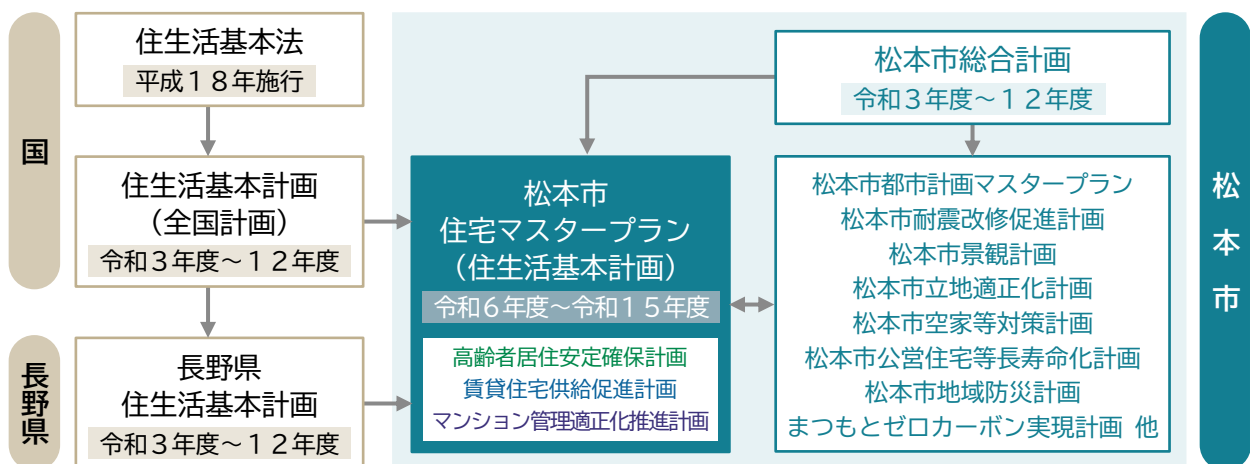
3 計画の位置付け

住宅マスタープランは、松本市の総合計画を上位計画とした、住宅施策に関する総合的な計画です。本計画に位置付ける施策を効果的なものとするため、都市計画等の関連計画との連携を十分に図り、整合性のとれた計画とします。

また、住生活基本計画（全国計画）や長野県住生活基本計画を踏まえた上で、松本市の特性を考慮した具体的な計画とします。

なお、本計画は、「松本市高齢者居住安定確保計画」、「松本市賃貸住宅供給促進計画」、「松本市マンション適正化推進計画」を内包した計画とします。

図 計画の位置づけ



■ 本計画の見直しのポイント

松本市住宅マスタープラン（平成22年3月策定）

(1) 社会動向の整理

- 人口減少と少子・高齢化の進展
- カーボンニュートラルの実現
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな日常の定着
- デジタル技術の進展に伴う社会全体のDXの推進
- 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化
- コンパクト・プラス・ネットワークの実現
- 東京への一極集中と地域格差の是正
- 誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGsの推進

(2) 住生活基本計画（全国計画）の概要

視点1	社会環境の変化	目標1	新たな日常、DXの推進等
		目標2	安全な住宅・住宅地の形成等
視点2	居住者・コミュニティ	目標3	子どもを産み育てやすい住まい
		目標4	高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
		目標5	セーフティネット機能の整備
視点3	住宅ストック・産業	目標6	住宅循環システムの構築等
		目標7	空き家の管理・除却・利活用
		目標8	住生活産業の発展

(3) 長野県住生活基本計画の概要

1 しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030

信州らしさ
(信州の強み)

住みこなす

地域に
ひらく・
つながる

居心地・
心地よさ

豊かさ・
しあわせの
パラダイム
シフト

I 住まいの姿	環境や健康にやさしく安全な住まい
II 住みこなす	多様な変化やニーズに対応した住まいの選択
III コミュニティ	地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし

2 住生活の基本理念と目標

基本理念 「育まれた資源を次世代に住み継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして」

基本的な視点

- I 2050ゼロカーボン社会の実現
- II 住まい方への大きな潮流の変化を踏まえた対応
- III 多様な世代がささえあうコミュニティの形成

住生活の目標

- 1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり (I 住まいの姿)
- 2 多様な変化やニーズに応じた住まいの選択 (II 住みこなす)
- 3 ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現 (III コミュニティ)
- 4 誰もが安心して暮らせる住まいの提供
- 5 地域経済を支える住生活関連産業の発展

松本市住宅マスタープラン（令和6年3月策定）

見直しのポイント

- ・「住まい」重視から、「暮らし」「生活環境」などの居住環境も焦点とした計画へ
- ・これまでの「戸建て志向」から、「ライフステージに応じた柔軟な住替え」へ

第 2 章 住まいを取り巻く現状と課題

1 国・県などの新たな住宅施策の動向

(1) 社会動向の整理

平成22年3月の松本市住宅マスタープランの策定後、松本市を取り巻く社会動向の変化は、次のように整理されます。

人口減少と少子・高齢化の進展

生産年齢人口の減少による地域経済の縮小 / 社会保障費の増大 等

カーボンニュートラル*1の実現

脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減への取組の推進 等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う新たな日常の定着

多様な住まい方、働き方、生活様式等の浸透 / サプライチェーン*2の停滞 等

デジタル技術の進展に伴う社会全体のDX*3の推進

Society 5.0*4の実現に向けた取組の推進 等

気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化

防災・減災、国土強靱化の取組の推進 / 自助・共助・公助の強化 等

コンパクト・プラス・ネットワーク*5の実現

地域公共交通の再編と連携したコンパクトなまちづくりの推進 等

東京への一極集中と地域格差の是正

地方への移住・定住と本社機能移転の促進 / 地方創生の推進 等

誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGs*6の推進

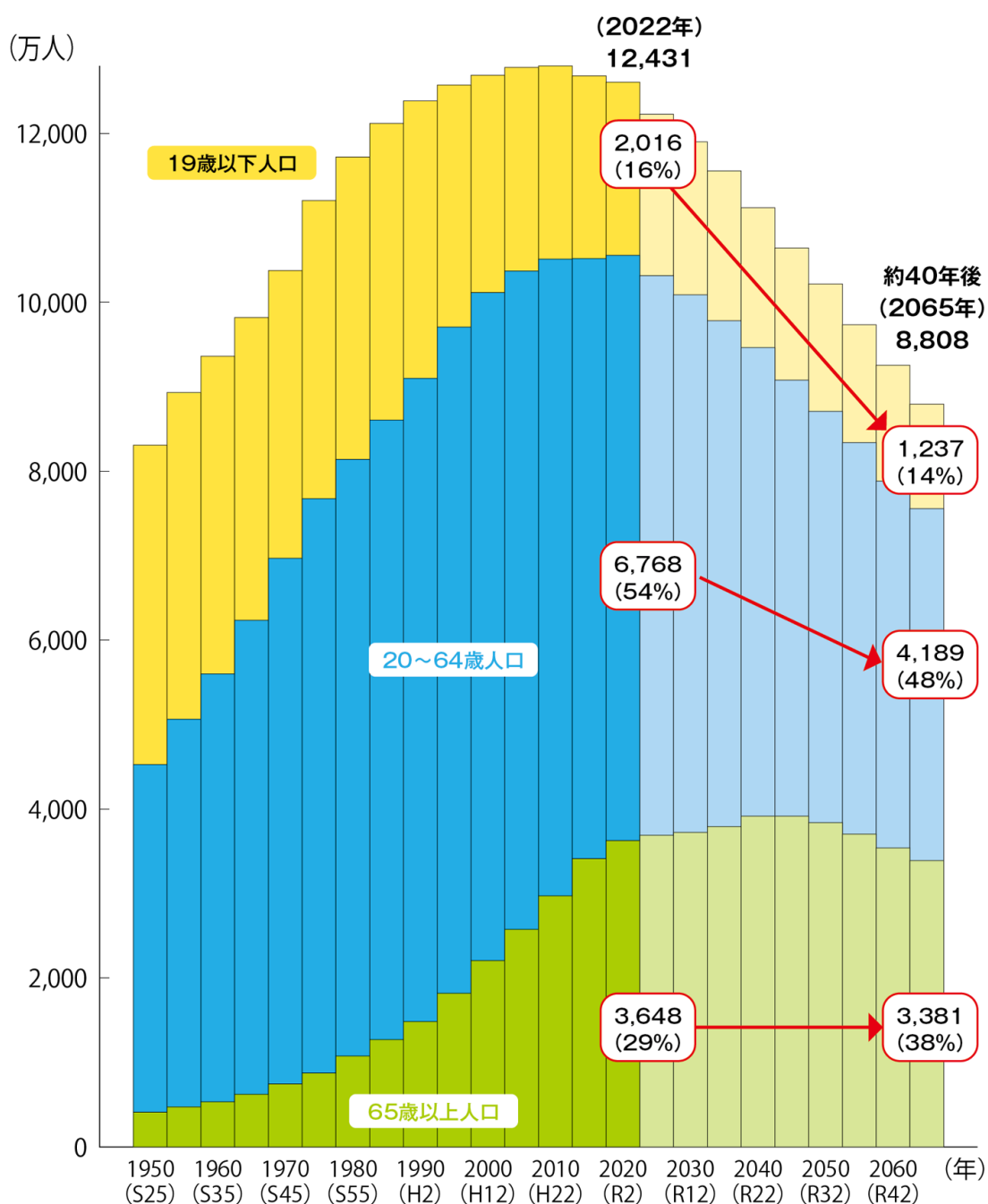
企業や地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組の促進 等

- *1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。
- *2 サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。
- *3 DX：IT技術の発達と社会への浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良いものへと変革させること。
- *4 Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会のこと。
- *5 コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導するとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを形成すること。
- *6 SDGs：2015（平成27）年の国連サミットで採択された、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030（令和12）年までに実現するための国際目標のこと。

参考1 人口減少と少子・高齢化の進展

出典：財務省ホームページ

- 日本は、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に進行する少子高齢化社会となっています。
- 約40年後までに、65歳以上人口は、ほぼ横ばいで推移する一方で、20歳～64歳人口は、大幅に減少し、高齢化率は約10%程度上昇することが見込まれています。

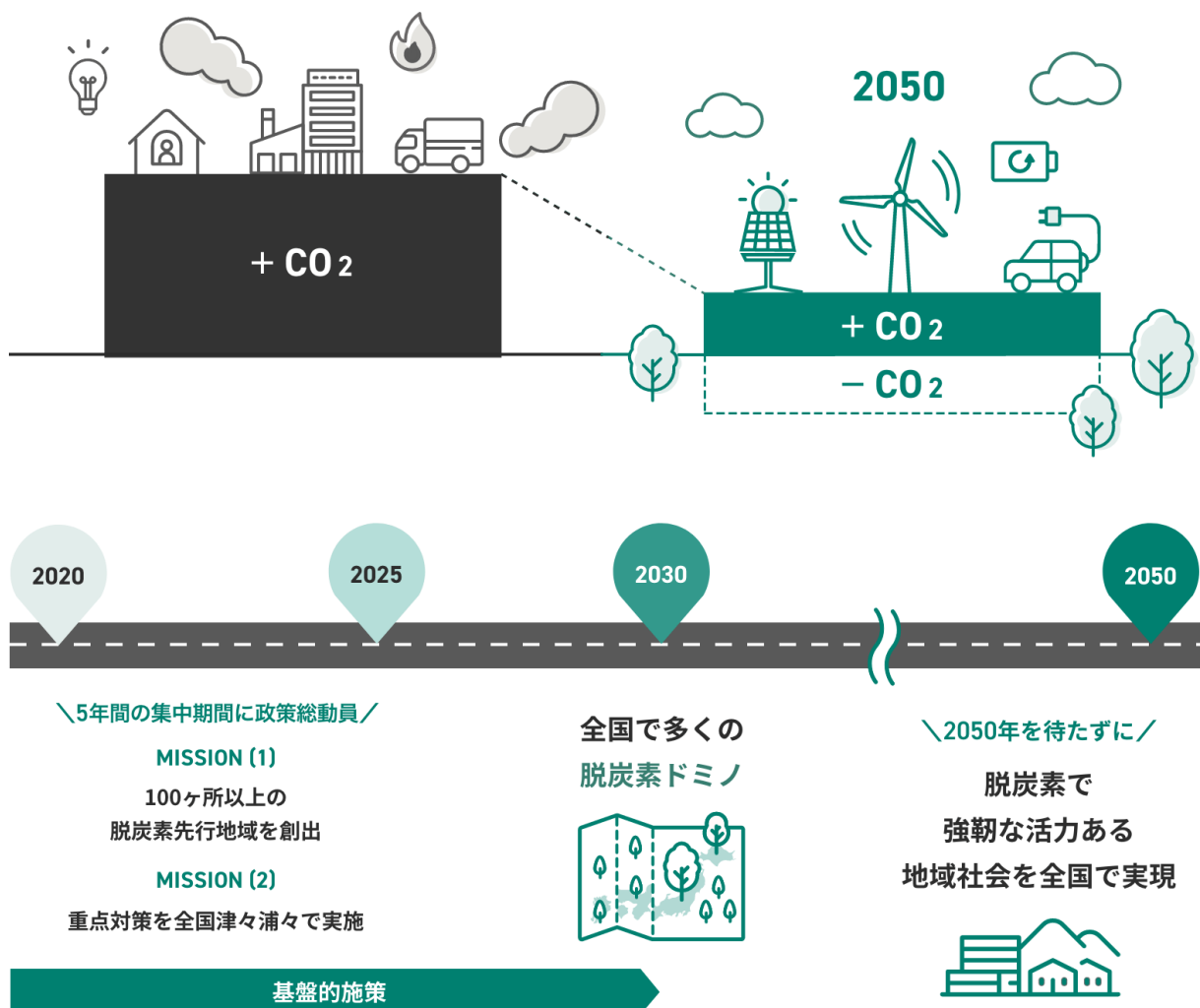


(出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」
(出生中位・死亡中位仮定)

参考2 カーボンニュートラルの実現

出典：脱炭素ポータル（環境省）

- 2020年10月、日本政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。
- 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
- カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。
- 2021年6月に決定した『地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～』では、これから5年間の集中期間に政策を総動員し、（1）少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出し、（2）重点対策を全国津々浦々で実施することで、『脱炭素ドミノ』により全国に伝搬させていくこととしています。



参考3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う新たな日常の定着

出典：デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会中間とりまとめ（国土交通省）

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動に大きな影響を及ぼし、これに伴い、人々の意識や価値観にも変化・多様化が生じています。さらに、身近なインターネット環境も含め、5GやAIなど近年のデジタル化の急速な進展は、こうした新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化を加速化しています。
- 一方、現在の都市の姿は、人々が望む「働き方」や「暮らし方」を十分に実現できるものとはなっておらず、新型コロナウイルス感染症の危機により、都市における「働き方」や「暮らし方」に内在していた無理・ひずみが顕在化・先鋭化し、都市政策による対応が求められています。
- こうした問題意識のもと、2020年10月に「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」を設置し、2021年4月に中間とりまとめを公表しました。

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ（概要）

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



➡ 二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

- 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり
- 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション
- 街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

（イメージ）



スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

Copyright © 2021 MLIT Japan. All Rights Reserved.

参考4 デジタル技術の進展に伴う社会全体のDXの推進

出典：インフラ分野のDX（国土交通省）

- 社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現すべく、省横断的に取組みを推進しています。



参考5 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化

出典：国土交通白書2022（国土交通省）

- 近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、長期的な傾向として雨の降り方が変化しています。気象災害をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化の背景には、地球温暖化の影響があると考えられています。
- 気候変動により、将来的にも世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されています。気温上昇や雨の降り方の変化により、熱中症や気象災害等のリスクが高まっていくことが懸念されています。

図表 I-0-1-3 地球温暖化の影響が評価された異常気象による気象災害



左：「平成30年7月豪雨」による被害状況（岡山県倉敷市真備町）
 右：「令和元年東日本台風」による被害状況（長野県長野市）
 資料）国土交通省

図表 I-0-1-5 気候変動の影響の将来予測

・青字：2℃上昇

気温の上昇

・赤字：4℃上昇

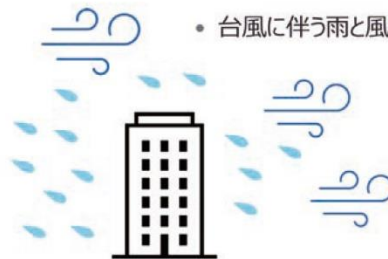
- ・年平均気温が約1.5℃/約4.5℃上昇

猛暑日や熱帯夜はますます増加し、冬日は減少する



強い台風の増加

- ・台風に伴う雨と風が強まる



海面水位の上昇

- ・沿岸の海面水位が
約0.39m/約0.71m上昇



激しい雨の増加

- ・日降水量の年最大値は
約12%(約15mm)/約27%(約33mm)増加
- ・50mm/h以上の雨の頻度は約1.6倍/約2.3倍増加



資料）文部科学省・気象庁「日本の気候変動2020」より国土交通省作成

参考6 コンパクト・プラス・ネットワークの実現

出典：コンパクト・プラス・ネットワークの推進について（国土交通省）

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・生活サービス機能維持や住民の健康増進など、生活利便性の維持・向上
 - ・サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化（地域の消費・投資の好循環の実現）
 - ・行政サービスの効率化等による行政コストの削減
- などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段です。



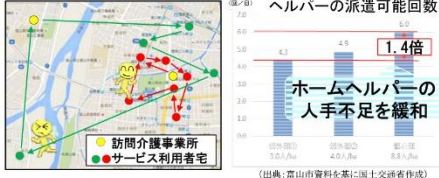
一定密度の集約型市街地に
～サービス産業の生産性向上～

■ ホームヘルパーの1人当たりのサービス提供量が

人口30万都市だと年間で… **4割増加**

(※富山市モデルをもとに試算)

○訪問介護の移動の効率化(イメージ) ○高齢者人口密度とホームヘルパーの派遣可能回数



公共交通を利用しやすいまちに
～中心市街地の再興に～

■ 中心市街地の消費額を

30億円増加

(※富山市モデルをもとに試算)

○公共交通利用者は、まちなかの滞在時間が長く、消費が多い

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

マイカー利用者と公共交通利用者の消費行動比較 (出典:富山市資料)

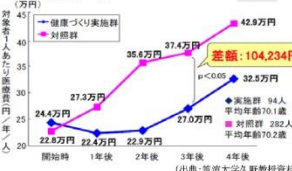
高齢者一人ひとりが元気に
～地方財政の健全化へ～

■ 必要となる医療費を

10億円削減

(※見附市モデルをもとに試算)

○運動する人は、運動しない人より年間10万円も医療費が低い



(1) モデル都市の形成・横展開

コンパクト化による生産性向上に向けた取組事例を関係省庁が連携して重点的にコンサルティングし、類型化・横展開

(2) スマート・プランニングの推進

人の属性ごとの行動データを基に、利用者利便の向上と生産性の最大化を同時に実現する施設の最適立地を可能に

【数値目標】(※いずれも2020年までの目標)

- ◆ 立地適正化計画を作成する市町村数:150
- ◆ 都市機能誘導区域の誘導施設の立地割合が増えている市町村数:100
- ◆ 居住誘導区域の人口割合が増えている市町村数:100
- ◆ 公共交通の利便性の高いエリアの居住人口割合
三大都市圏90.8% / 地方中枢都市圏81.7% / 地方都市圏41.6%

参考7 東京への一極集中と地域格差の是正

出典：まち・ひと・しごと創生基本方針2021（内閣官房・内閣府）

- 新型コロナウイルス感染症は、地域経済や住民生活になお大きな影響を及ぼしている一方、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動が変化しています。
- こうした変化を踏まえ、まち・ひと・しごと創生基本方針では、『①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになる』『②都会から地方への新たなひとやしごとの流れを生み出す』ことを目指しています。
- この実現に向け、総合戦略に掲げた政策体系に基づいて取組を進めるに当たり、新たに、3つの視点（ヒューマン、デジタル、グリーン）を重点に据えています。

感染症の影響を踏まえた基本的な方向性	地方創生の3つの視点	
<p>○ 感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出</p> <p><現下の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク実施率の急増 ・特に若い世代の地方への関心の高まり ・東京から地方への個人・企業の転出の動き <p>○ 各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進</p> <p><自主的・主体的な取組を実施する上で留意すべき流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や人口減少等を踏まえた地域課題の解決のためのデジタル化への関心の高まり ・地域の活性化に繋がる再生エネルギーや、新たな価値観としての地方創生SDGsへの関心の高まり 	<p>○ ヒューマン（地方へのひとの流れの創出、人材支援）</p> <p>地方創生テレワーク  関係人口 </p> <p>○ デジタル（地方創生に資するDXの推進）</p> <p>地域データ活用  交通分野におけるデジタル化 </p> <p>○ グリーン（地方が牽引する脱炭素社会の実現）</p> <p>水素バイオマス発電所  浮上型太陽光発電システム </p> <p>再生可能エネルギー</p>	
<p>○ ヒューマン （地方へのひとの流れの創出、人材支援）</p>	<p>○ デジタル （地方創生に資するDXの推進）</p>	<p>○ グリーン （地方が牽引する脱炭素社会の実現）</p>
<p>① 地方創生テレワークの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － サテライトオフィスの整備・利用促進 － 情報提供・相談体制の強化 等 <p>② 企業の地方移転等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地方拠点強化税制等による企業の地方移転 － 政府機関移転の推進 等 <p>③ 地域への人材支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地方創生人材支援制度、 － 企業版ふるさと納税（人材派遣型）、 － プロフェッショナル人材事業 等 <p>④ 子育て世帯の移住等の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 子育て世代の移住促進 － 地方公共団体の移住支援体制の強化 － 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備 <p>⑤ 関係人口の更なる創出・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> － 仲介する民間団体をモデル事業として支援 <p>⑥ 魅力ある地方大学の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地方の課題やニーズに応じた特色ある取組や組織改革を促すための具体的方策の検討 － 「キラリと光る地方大学づくり」 等 	<p>① 5Gなどの情報通信基盤の早期整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － 5G基地局やこれを支える光ファイバの整備 － ローカル5Gの普及展開の促進 等 <p>② デジタル分野の人材支援</p> <ul style="list-style-type: none"> － デジタル専門人材の地方公共団体への派遣 等 <p>③ データ活用基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地方公共団体によるデータ活用基盤の整備・公開の取組の促進 － RESAS、V-RESASの活用事例の収集、横展開 <p>④ DX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> － スマート農林水産業、GIGAスクール構想、遠隔医療、自動運転などの取組の促進 － スーパーシティ構想の早期実現 	<p>① グリーン分野の人材支援</p> <ul style="list-style-type: none"> － 再生可能エネルギーの導入や地域活性化に豊富な経験を持つ専門人材の地方公共団体への派遣 等 <p>② 関連情報の共有や官民協働の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 脱炭素に関連する情報共有の仕組みの充実 － 地域における脱炭素化の計画策定支援等 － 脱炭素事業と新たなビジネス創出や住民サービスの充実を一体的に進める官民協働の取組の推進 <p>③ 地方創生SDGs等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 脱炭素の視点を加えたSDGs未来都市の選定等 <p>④ 地域社会・経済を支える分野における脱炭素化の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた取組（農山漁村におけるエネルギーの地産地消など） － エリートツリー等の利用拡大 － 電気自動車等CO2排出の少ない輸送システムの導入、MaaSの実装等による公共交通の利便性向上 － 非住宅・中高層建築物等における木材利用 等

参考8 誰一人取り残すことのない持続可能な社会を実現するSDGsの推進

出典：外務省ホームページ

- 持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残すことのない持続可能な世界」を2030年までに実現するための国際目標で、17のゴール（意欲目標）と169（行動目標）のターゲット、232の指標から構成されています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

(2) 国の関連計画・法令

① 住生活基本計画（全国計画）

住生活基本計画は、住生活基本法に基づく国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画です。国では、おおむね5年ごとに見直しが行われており、令和3年3月に新たな住生活基本計画（全国計画）が閣議決定されました。

<基本的な方針、目標>

1 「社会環境の変化」の視点

目標1 新たな日常、DXの推進等

- (1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進
- (2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進

成果指標

・DX推進計画を策定し、実行した大手事業者の割合 [約1割 (H30) → 2割 (R12)]

目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

- (1) 安全な住宅・住宅地の形成
- (2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

成果指標

・地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合 [17% (H30) → 25% (R12)]

2 「居住者・コミュニティ」の視点

目標3 子どもを産み育てやすい住まい

- (1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保
- (2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

成果指標

・民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 [約1割 (H30) → 2割 (R12)]

目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等

- (1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保
- (2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

成果指標

- ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合
[17% (H30) → 25% (R12)]

目標5 セーフティネット機能の整備

- (1) 住宅確保要配慮者の住まいの確保
- (2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

成果指標

- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 [25% (R2) → 50% (R12)]

3 「住宅ストック・産業」の視点

目標6 住宅循環システムの構築等

- (1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化
- (2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化
- (3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成

成果指標

- ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 [12兆円 (H30) → 14兆円 (R12)]
- ・住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合
[15% (R1) → 50% (R12)]
- ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率 (H25年度比)
[3% (H30) → 18% (R12)]
- ・認定長期優良住宅のストック数 [113万戸 (R1) → 約250万戸 (R12)]

目標7 空き家の管理・除却・利活用

- (1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却
- (2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

成果指標

- ・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数
[9万物件 (H27.5~R2.3) → 20万物件 (R3~12)]

目標8 住生活産業の発展

- (1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成
- (2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長

成果指標

- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 [25% (R2) → 50% (R12)]

② 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

高齢者の居住の安定確保に関する法律は、高齢者に適した良好な居住の安定確保に向け、住宅と福祉の両面から高齢者の住まいの対策を総合的に進めるとともに、高齢者が暮らしやすい賃貸住宅供給の促進が示されています。

平成23年4月の改正では、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されました。また、令和元年12月の改正では、登録の拒否や欠格等に関する条件が見直され、令和4年9月の改正では、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた住宅の入居者等が、サービス付き高齢者向け住宅の運営に関する情報を十分に入手できるよう、登録事項の拡充が行われました。

③ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）は、住宅確保要配慮者に対し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

平成29年10月の改正では、民間の空き家・空き室を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

<改正法の概要>

登録制度の創設

- 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録
- 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督
- 登録住宅の改修・入居への支援

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

- 居住支援法人による入居相談・援助
- 家賃債務保証の円滑化
- 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付を推進

④ 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空家等による影響から、地域住民の生命、身体又は財産の保護と生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的として、平成26年11月に制定されました。

令和5年3月に閣議決定された改正案では、所有者の責務として、現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が追加されました。

⑤ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、建築物の耐震改修を促進することを目的としており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための国による基本方針の作成や、都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成、建築物の耐震化を促進するための所有者が講ずべき措置などについて定められています。

平成25年の改正では、大規模な建築物について耐震診断を実施し、その結果の報告を義務付けました。

⑥ マンションの管理の適正化の推進に関する法律

マンションの管理の適正化の推進に関する法律は、マンション管理士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施するなど、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的としています。

令和2年6月の改正では、国による基本方針の策定や、地方公共団体によるマンション管理適正化の推進が盛り込まれました。

⑦ マンションの建替え等の円滑化に関する法律

マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、マンションの建て替えを円滑に進めるための手続や方法が定められています。

令和2年6月の改正では、老朽化により維持修繕が困難なマンションの再生の円滑化のため、除却の必要性に係る認定対象の拡充や、要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地における敷地分割制度の創設が行われました。

(3) 長野県の関連計画

① 長野県住生活基本計画

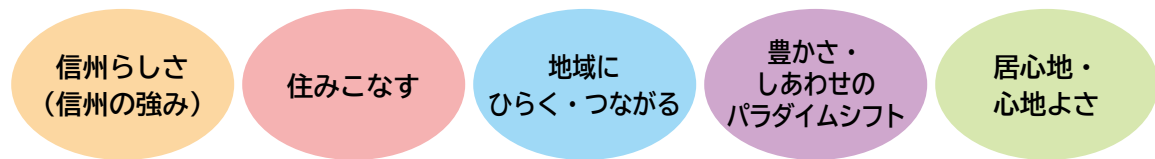
長野県住生活基本計画は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針や取り組むべき施策を明らかにし、県の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年に策定されました。

なお、本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「長野県高齢者居住安定確保計画」及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「長野県賃貸住宅供給促進計画」を内包した計画としています。

基本理念と目標

1 しあわせ信州 “住まい方” ビジョン2030

■ 「しあわせ信州」をめざす住まい方の要件



■ 信州らしさの魅力や強みを活かし、しあわせを感じられる住まい方の提案

- I 住まいの姿 環境や健康にやさしく安全な住まい
- II 住みこなし 多様な変化やニーズに対応した住まいの選択
- III コミュニティ 地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし

2 住生活の基本理念と目標

(1) 基本理念

育まれた資源を次世代に住み継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして

(2) 基本的な視点

- I 2050ゼロカーボン社会の実現
- II 住まい方への大きな潮流の変化を踏まえた対応
- III 多様な世代がささえあうコミュニティの形成

(3) 住生活の目標

- 1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり
- 2 多様な変化やニーズに応じた住まいの選択
- 3 ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現
- 4 誰もが安心して暮らせる住まいの提供
- 5 地域経済を支える住生活関連産業の発展

3 基本的な施策の体系

- 1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり
[脱炭素の住まいづくり／地消地産の住まいづくり／健康長寿の住まいづくり
／自然災害に備えた住生活の強靱化]
- 2 多様な変化やニーズに応じた住まいの選択
[移住・二地域居住の推進／ライフステージに応じた住まいの選択／住まいの適切な
維持管理と空き家の活用／既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大]
- 3 ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現
[高齢者が健康で安心して生活できる暮らしの実現（長野県高齢者居住安定確保計画）
／多様な世代が支えあう暮らしの実現／信州の魅力を継承する暮らしの実現]
- 4 誰もが安心して暮らせる住まいの提供
[地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営／住宅確保要配慮者のための住宅
セーフティネットの充実（長野県賃貸住宅供給促進計画）／非常時における住まい
の応急・復旧体制の強化]
- 5 地域経済を支える住生活関連産業の発展
[脱炭素の住まいづくりを担う地域住宅産業の基盤強化／住生活産業の多角化・成長
／先端技術を活かした住産業・経済循環の促進]

(4) 松本市の上位・関連計画

① 松本市総合計画 基本構想2030・第11次基本計画

松本市総合計画は、松本市を将来どのようなまちにしていくのか、そのためにどのようなことをしていくのか、目指すまちの姿やまちづくりの方向性などを示す計画で、令和3年9月に策定されました。

また、松本市において策定するすべての計画の基本となるものであり、分野別の個別計画の策定にあたっては、総合計画との整合性が図られることとなっています。

基本理念

豊かさや幸せに 挑み続ける 三ガク都

- 岳 自然豊かな環境に感謝し
- 楽 文化・芸術を楽しみ
- 学 共に生涯学び続ける

三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる

行動目標



松本の地域特性を活かした循環型社会を実現し

一人ひとりが豊かさや幸せを実感できるまちをつくる

政策の方向性

- ① まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
- ② まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
- ③ まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ

重点戦略

重点戦略1 ゼロカーボン

重点戦略2 DX・デジタル化

施策分野

分野1 こども・若者・教育

分野2 健康・医療・福祉

分野3 住民自治・共生

分野4 環境・エネルギー

分野5 都市基盤・危機管理

分野6 経済・産業

分野7 文化・観光

基本施策・施策の方向性

※住宅施策に関連するものを抜粋

2 健康・医療・福祉

基本施策2-1 切れ目ない健康づくりの推進

[健康寿命の延伸]

基本施策2-4 個々に寄り添う障害者福祉の充実

[地域移行の実現に向けた居住支援の充実]

3 住民自治・共生

基本施策3-4 働き盛り世代の移住・定住推進

[現役・子育て世代の移住促進強化／若者の定住促進／サポート体制の充実／空き家と移住希望者とのマッチング支援]

4 環境・エネルギー

基本施策4-1 再生可能エネルギーの導入促進

[再生可能エネルギー導入の支援／市有施設の脱炭素化の推進]

基本施策4-4 森林の保全・再生・活用

[森林・農林の環境保全／カラマツの価値を高める環境づくり]

5 都市基盤・危機管理

基本施策5-6 バランスの取れた土地利用

[低未利用地の適正な管理と利活用]

基本施策5-10 防災・減災対策の推進

[建築物耐震化の促進]

基本施策5-11 将来にわたる公共インフラの整備

[公共施設マネジメントの推進、公共施設のゼロカーボン化]

② 松本市都市計画マスタープラン 三ガク都 未来への設計図

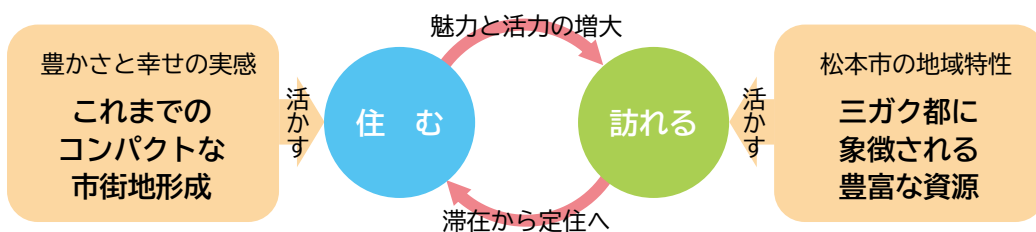
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、独自の都市政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿、地域の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープランは、新たな社会経済情勢の変化にも機動的に対応しながら、松本らしさを大切にしながら更なる磨きをかけた都市づくりを実現するために、令和4年3月に改定しました。

1 将来都市像

「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」

「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市



2 都市づくりの基本方針

- 1 歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり
- 2 誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり
- 3 集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり
- 4 自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり
- 5 市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり

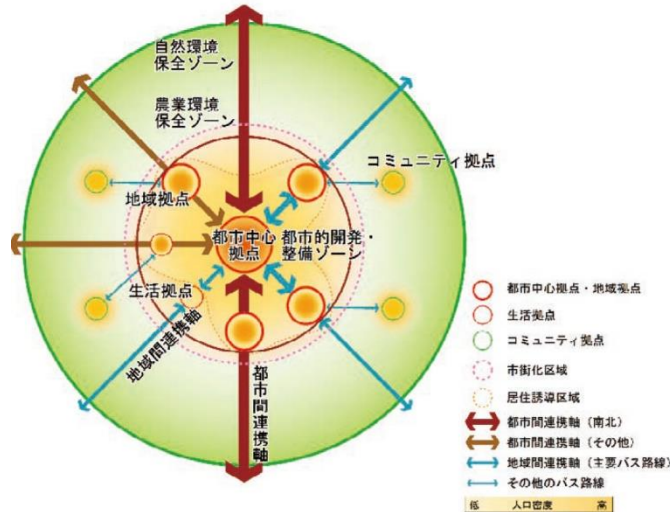
3 松本市が目指す都市構造

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本として、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、利便性の高いエリアと周辺地域拠点の連携を強化する都市構造を目指します。

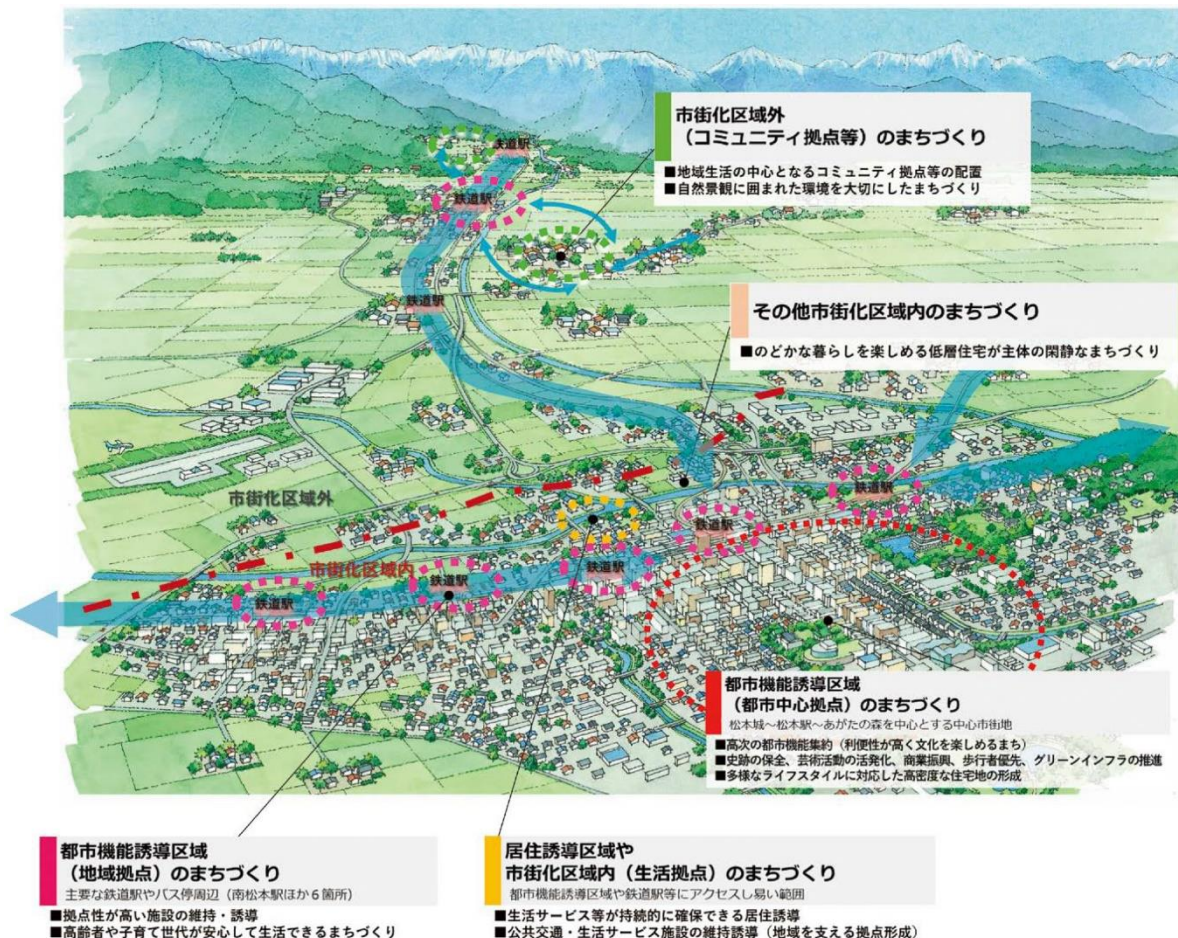
このため、旧計画が掲げた「集約型都市構造」を更に発展させ、コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的なエリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

● 松本市における集約型都市モデル（概念図）

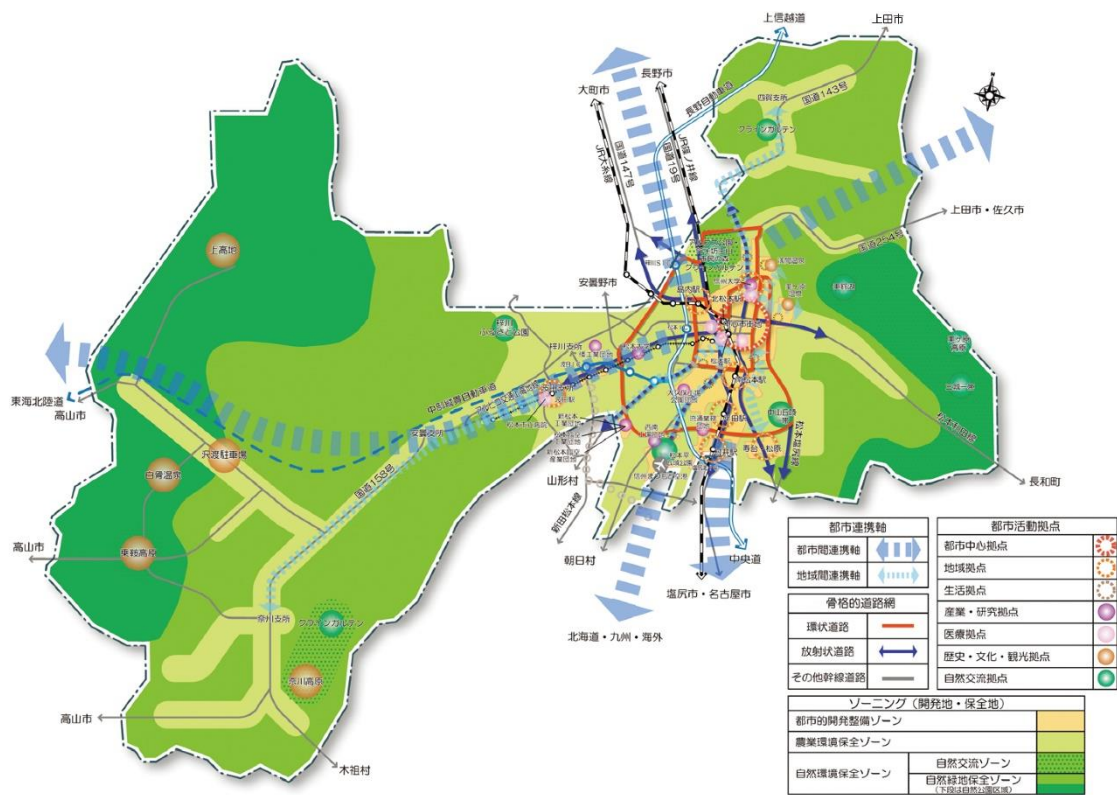
新たに目指す都市構造「集約連携型都市構造」
拠点づくりの強化+ネットワークの強化
(集約) (連携)



● 基本的なまちづくりの方向性のイメージ



● 将来都市構造図



4 分野別の都市整備の方針

※住宅施策に関連する整備方針を抜粋

1 土地利用の方針

② 地区の特性を活かす土地利用の推進

- ・ 建築物の不燃化

③ 既存ストックの有効活用

- ・ 空き家の発生予防と適正管理に向けた周知・啓発
- ・ 管理されていない空き家の自発的な除却を促進
- ・ 利活用が可能な空き家の空き家バンクの運用を通じた中古住宅の流通の促進

3 公園緑地の整備方針

③ 緑化の推進

- ・ 住宅用地などの敷地周辺におけるブロック塀の撤去と併せた生垣等の設置
- ・ 中心市街地における小さな空間を活用した緑の配置や、屋上・壁面を活用した緑化の推進

6 景観形成の方針

③ 歴史的な景観

- ・ 中心市街地にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成に向けた、建築物の新築・改修に対する景観誘導や修景支援

④ 市街地の景観

- ・ 建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等に対する制限の適切な導入による賑わいと風格のある景観の創出
- ・ 幹線道路沿道における沿道の住宅地における生垣設置等による街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成

7 都市防災の方針

② 土砂災害対策

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制の実施
- ・ 土砂災害対策の実施と併せた既存住宅の移転促進など、ソフト対策の検討

③ 震災対策

- ・ 延焼火災のおそれが高い地域における防火地域・準防火地域の指定拡大を通じた不燃化促進

5 新たな都市整備の方針

※住宅施策に関連する整備方針を抜粋

1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針

③ 地域コミュニティを支える定住人口の確保

- ・ 地域特性に応じた移住・定住等を促進するための農地付き空き家等の利活用に向けた検討の推進

2 都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針

② 商業

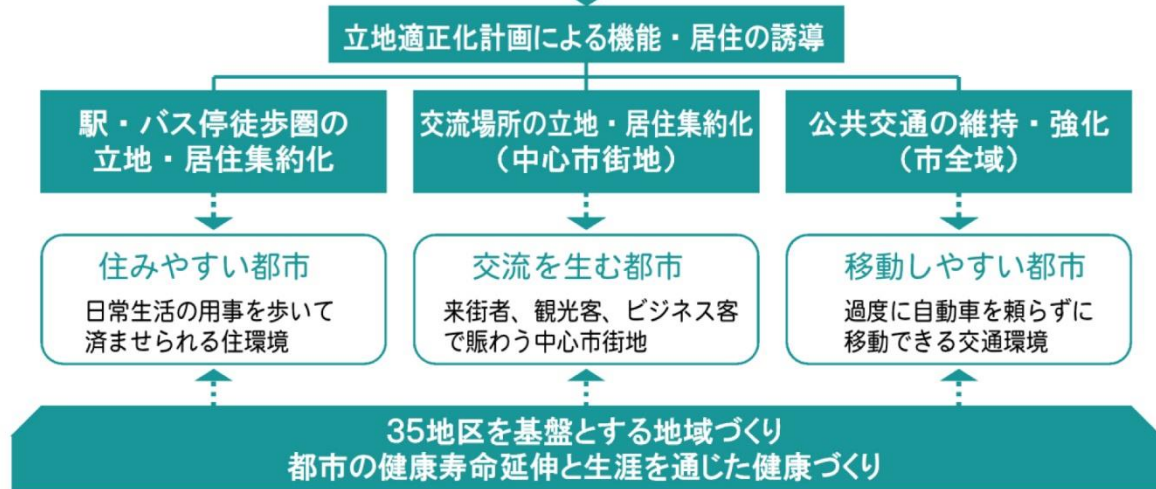
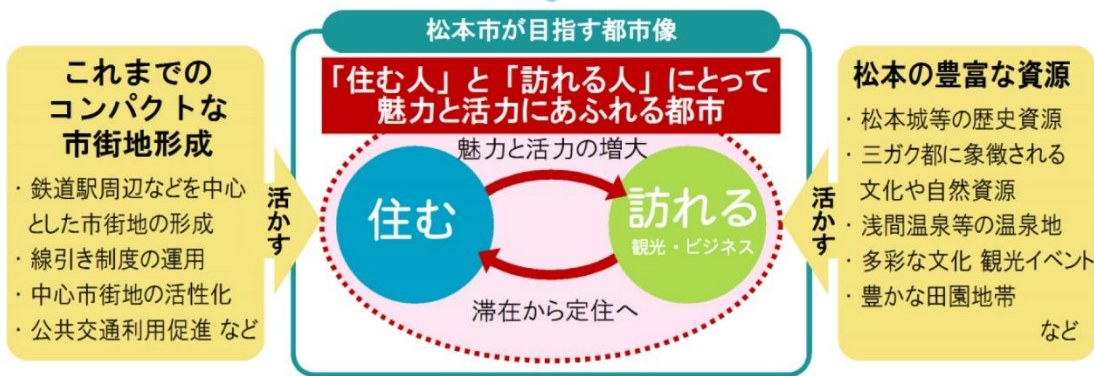
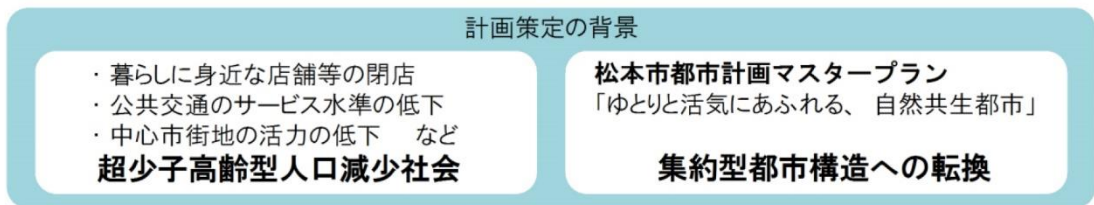
- ・ 中心市街地における空き家・空き店舗等の既存ストックを有効活用した商業活性化とまちなか居住の推進

③ 松本市立地適正化計画

松本市立地適正化計画は、「都市の健康寿命延伸」を推進する方策として、市民や事業者、行政といった様々な立場の人々が、都市の将来像を共有し、集約型都市構造の実現による持続可能な都市の形成に向けて、「都市再生特別措置法」に基づき、平成29年3月に策定するとともに、平成31年3月に一部改定しました。

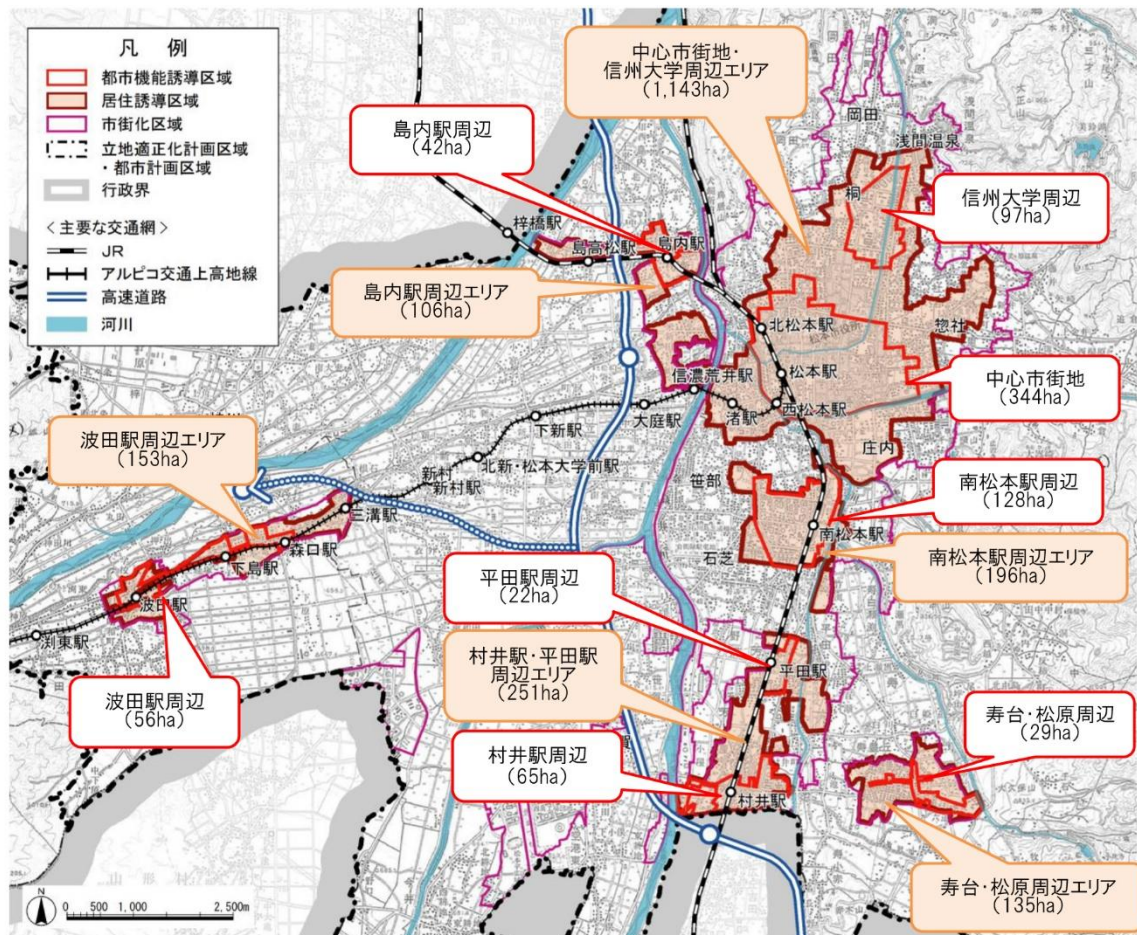
立地適正化の基本的な方針

■ 目指す都市像とまちづくりの方針（ターゲット）



誘導区域等の設定

■ 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



誘導を進めるための取組み

※住宅施策に関連するものを抜粋

■ 誘導施策

○ 主に都市機能誘導区域で実施する施策

都市計画制度の運用、既存施策・国の制度等の活用、空き家・空き地等の活用など

○ 主に居住誘導区域で実施する施策

公有地や公共施設の活用、既存制度等の活用、居住誘導に向けた金融支援等、居住地選択の判断材料となる地図情報等の公開、空き家・空き地等の活用など

■ 届出制度

○ 居住誘導区域

区域外で一定規模以上の建築等を行う場合の届出義務 (1,000㎡以上の開発行為や3戸以上の新築など)

④ 松本市耐震改修促進計画（第3期）

松本市耐震改修促進計画（第3期）は、市民が安全で安心してゆとりをもって暮らせるまちをつくるため、既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、令和3年4月に策定しました。

耐震化率の目標

- ア 住宅 [耐震化率：92%]
- イ 多数の者が利用する建築物 [耐震化率：95%]
 - I 災害時に避難施設となる建築物 [耐震化率：100%]
 - II 災害時に負傷者・要援護者が利用する建築物 [耐震化率：100%]
 - III 災害時に多数の利用者に危険が及ぶおそれのある建築物 [耐震化率：93%]
- ウ 要緊急安全確認大規模建築物 [残る2件の耐震化を完了]
- エ 市有施設（災害拠点施設等） [耐震化率：100%]
- オ 市営住宅 [耐震化率：100%]

⑤ 松本市景観計画

松本市景観計画は、恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、このまちをさらに美しく魅力あふれる快適なまちとして次代の市民に引き継いでいくため、景観法に基づき、平成20年4月に策定するとともに、令和5年3月に改定しました。

景観形成の基本理念

暮らし・自然・歴史つむぐ、景観都市まつもと

基本方針

- 山岳部の景観を守り育てる
- 農山村景観を守り育てる
- 歴史的景観を守り育てる
- 市街地の景観を守り育てる
- 河川景観を守り育てる
- 地域にふさわしい道路景観を創出する
- 落ち着いた住環境を創造する
- 眺望景観を守る
- パートナーシップで景観づくりに取り組む

⑥ 松本市空家等対策計画

松本市空家等対策計画は、市民の安全及び生活環境を保全するため、空家等対策に関する松本市の基本的な取組姿勢や方針を市民に示すことを目的として空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成31年3月に策定しました。

基本方針

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 空家の発生予防 | 4 管理不全な空家への対策 |
| 2 空家所有者等への適切な管理の促進 | 5 空家等対策に係る体制の整備 |
| 3 空家利活用の促進 | |

⑦ 松本市公営住宅等長寿命化計画【改訂版】

松本市公営住宅等長寿命化計画は、住宅確保要配慮者の安心・安全で快適な暮らし方を確保するため、厳しい財政状況の中、関係部署と連携しつつ、市営住宅のストック有効活用と長寿命化を図りながら居住環境の改善を図ることを目的として、平成22年4月に策定するとともに、平成29年に改訂しました。

長寿命化に関する基本方針

- ストックの状況を適切に把握するために点検（定期点検及び日常点検）を確実に実施する
- 安全で快適な市営住宅を、今後、長期間にわたって確保するため、修繕・改善・建替等の活用手法を定め、管理の効率化を図る
- 予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る

⑧ 松本市地域防災計画





松本市地域防災計画は、松本市の防災体制について、松本市、国・県の機関、公共機関のとりべき対策や、市民の皆さまの行動等についての基本方針を定めるため、災害対策基本法に基づき、松本市防災会議が作成しています。

昭和40年に初版を作成して以降、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行っており、令和3年3月の16版が最新版となっています。

9 まつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画（令和4年度改訂版））

まつもとゼロカーボン実現計画は、再生可能エネルギーの最大限の導入を進める「緩和策」と、気候変動で引き起こされる影響の軽減・回避を図る「適応策」の2つの温暖化対策を着実に実施することで「2050ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを目的に、「松本市ゼロカーボン実現条例」に基づき、令和4年8月に策定しています。

まつもとゼロカーボン実現計画の基本方針と取組方針

緩和策（松本市地球温暖化対策実行計画・松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画）			適応策（松本市気候変動適応計画）
基本方針	 <p>再生可能エネルギーの利用促進と地産地消の実現</p>	 <p>省エネルギー対策の強化とゼロカーボンの学びの推進</p>	 <p>持続可能な地域環境の整備</p>
	 <p>暮らしや経済、その基盤となる自然を守り育てるための適応策の実施</p>		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然資源を活用し、自然環境と地域に調和した再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた仕組みづくり ● 再生可能エネルギーによる新たな地域産業の振興 ● 再生可能エネルギーを活用した安全・安心な地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者・市民の省エネルギー対策支援の強化 ● 産官学民の連携による省エネルギー技術の普及促進 ● ゼロカーボンにつながる学習や啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通ネットワークの充実や自転車への転換による環境配慮型交通社会の構築 ● 豊かな森林整備や緑化の推進による吸収源対策の推進 ● 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の形成 ● 先進的ゼロカーボンモデル地域の実現
			<ul style="list-style-type: none"> ● 適応策の検討、実施・着可能なものから速やかに適応策を実施する。 ● 市民・事業者への周知啓発 ● 影響の把握 ● 気候変動に関する情報及び取組内容の更新

2 住まいの現況・特性

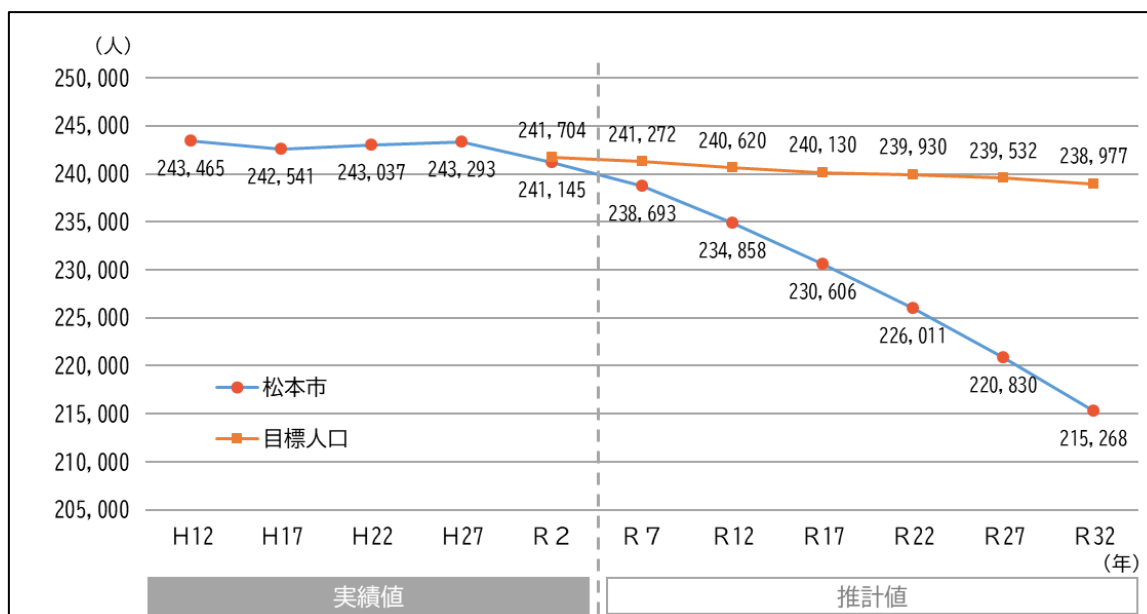
(1) 人口・世帯数の状況

① 人口の推移

人口は平成27年から減少傾向にあり、人口推計でも今後は人口が減少していくと見込まれています。令和32年には、令和2年と比べて10.7%減少すると推計されています。

松本市人口ビジョンでは、現在と同等の24万人程度の人口を維持することを目標に掲げています。

図 人口および人口推計、目標人口の推移（松本市）



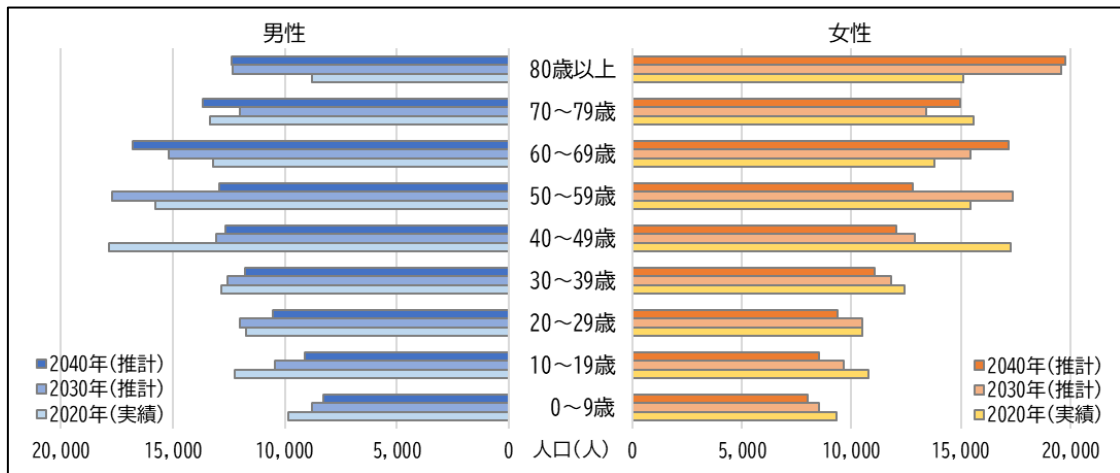
※平成12年、平成17年は現在の市域に組み替えたときの値。

[出典：実績値：国勢調査、推計値・目標人口：松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）]

② 男女年齢別人口の推移

男女年齢別人口は、男女ともに40歳代までは減少傾向にあり、60歳代以上は概ね増加傾向になると見込まれています。特に40歳代の減少と80歳代の増加が顕著となっています。

図 男女5歳階級別人口・推計人口の推移（松本市）

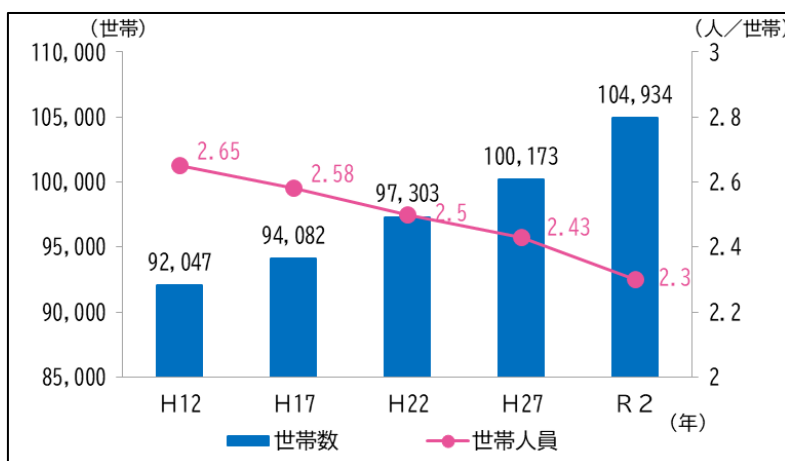


[出典：実績値：国勢調査、推計値：国立社会保障人口問題研究所（平成30（2018）年推計）]

③ 世帯数

令和2年度国勢調査における松本市の世帯数は104,934世帯で、増加傾向にあります。一方で、令和2年の世帯人員は2.3人/世帯で減少傾向となっています。

図 世帯数および世帯人員の推移（松本市）



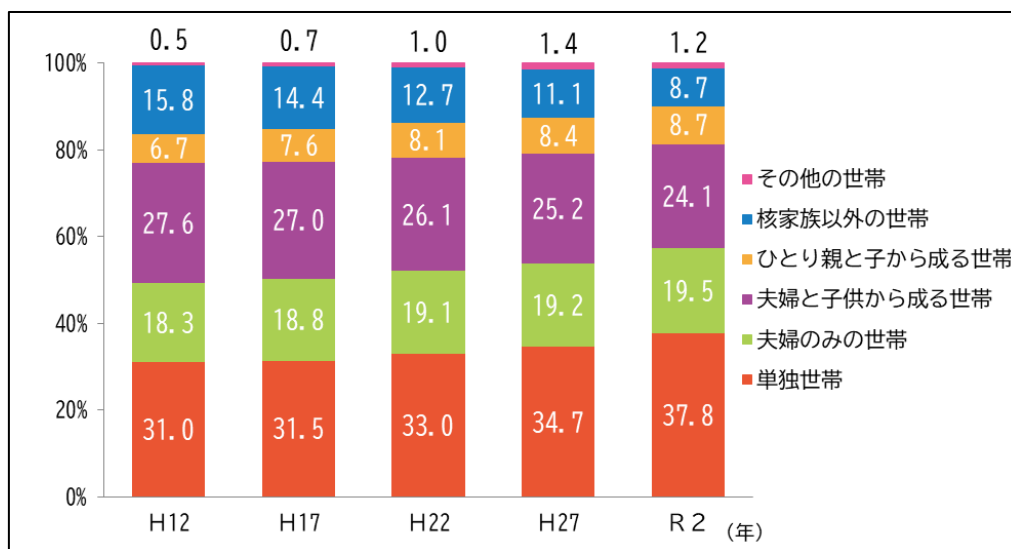
※平成12年、平成17年は現在の市域に組み替えたときの値。

[出典：国勢調査]

④ 世帯種類別構成比

世帯種類別構成比は、令和2年に単独世帯が約4割を占めており、増加傾向にあります。一方で、夫婦と子供から成る世帯は微減傾向にあります。

図 世帯種類別構成比の推移（松本市）



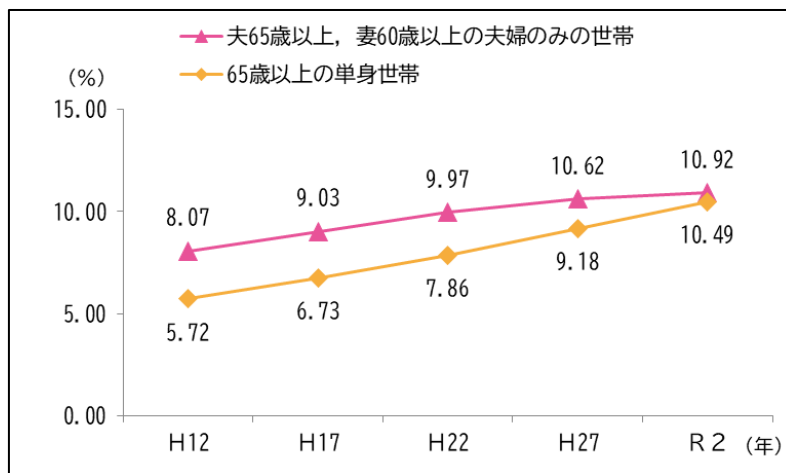
※平成12年、平成17年の総数は、世帯の種類「不詳」を含むため、合計が100%に満たない場合がある。
 ※平成12年、平成17年は現在の市域に組み替えたときの値。

[出典：国勢調査]

⑤ 高齢世帯数

高齢単身世帯数および高齢夫婦世帯の割合は、ともに増加傾向にあります。特に高齢単身世帯の割合は平成12年から令和2年にかけて約2倍に増加しています。

図 高齢単身世帯および高齢夫婦世帯の割合の推移（松本市）



※平成12年、平成17年は現在の市域に組み替えたときの値。

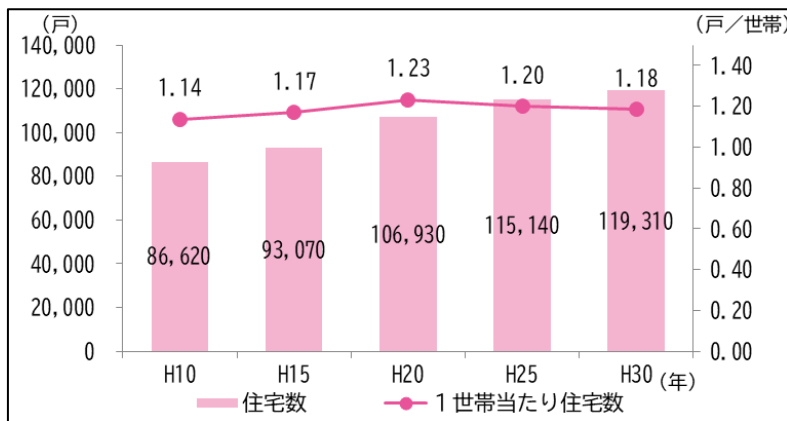
[出典：国勢調査]

(2) 住宅建設・ストックの状況

① 住宅数

平成30年の松本市の住宅数は119,310戸で、増加傾向にあります。1世帯当たりの住宅数は平成20年を起点として微減傾向にあるものの、令和2年の1世帯当たりの住宅数は1.18戸/世帯で、住宅数は量的に充足しています。

図 住宅数と1世帯当たり住宅数の推移（松本市）



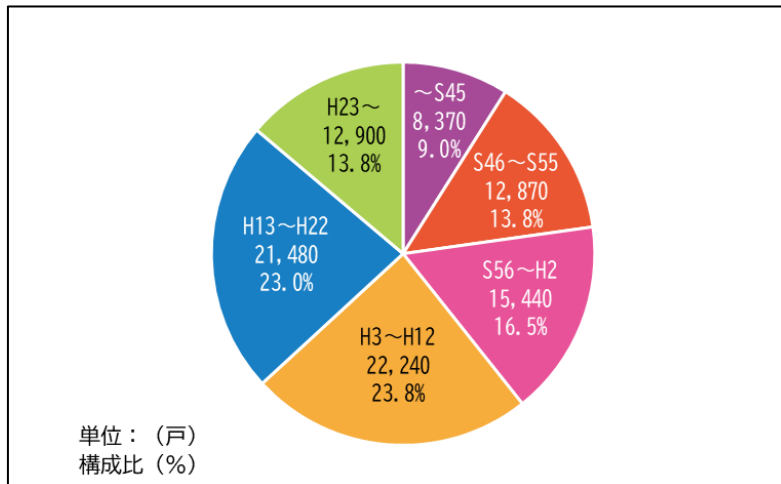
※平成20年以前は合併前の値。

[出典：住宅・土地統計調査]

② 建築時期別住宅数

建築時期別住宅数の構成比は、昭和55年以前（旧耐震基準）に建築された住宅が約2割となっています。また、平成3年～平成22年に建築された住宅が全体の約半数を占めています。

図 建築時期別住宅数の構成比（松本市）



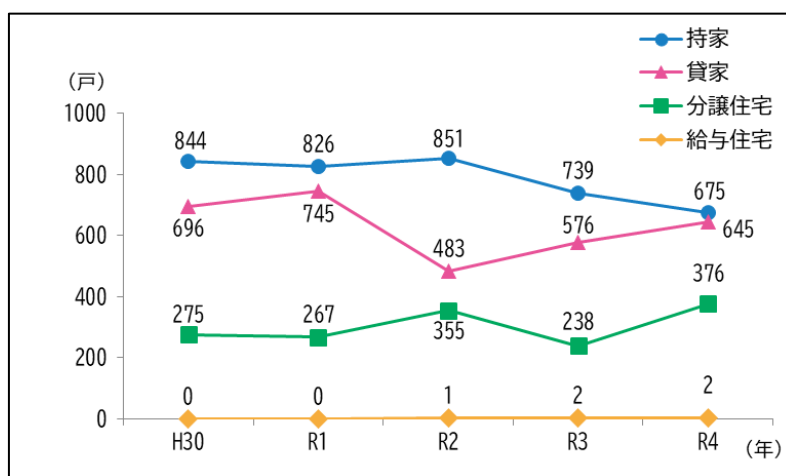
[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

③ 新設住宅着工戸数

令和4年の新設住宅着工戸数は、持家が最も多く、次いで貸家、分譲住宅、給与住宅*1となっています。近年、貸家および分譲住宅は着工戸数が増加している一方で、持家は減少傾向にあります。

*1 給与住宅：社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）。

図 新設住宅着工戸数の推移（松本市）

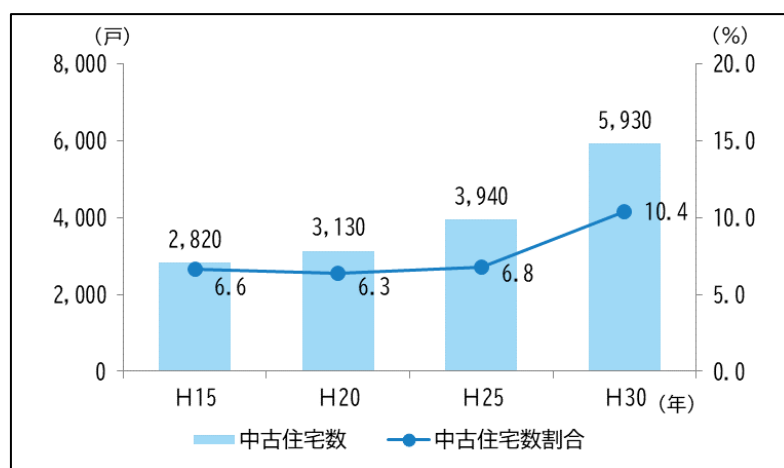


[出典：新設住宅着工統計（長野県）]

④ 中古住宅数

中古住宅数は増加傾向にあり、平成25年から平成30年にかけて約5割増加しています。また、平成30年の住宅取得者のうちの中古住宅を取得した者の割合は10.4%となっています。

図 住宅取得者のうち中古住宅を取得した者の割合（松本市）



※平成20年以前は合併前の値。

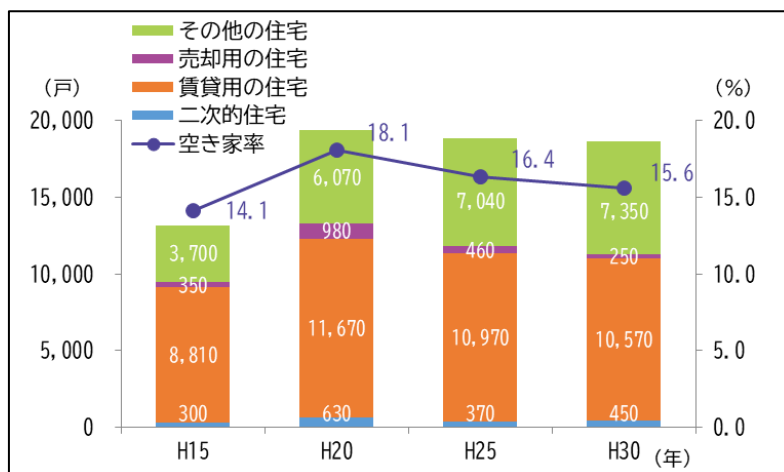
[出典：住宅・土地統計調査]

5 空き家数

平成30年の空き家数は18,620戸で、全体の約16%を占めています。種類別にみると、賃貸用の住宅*1が約57%と最も多く、次いでその他の住宅*2が約39%となっています。近年、空き家率は減少傾向となっており、種類別にみると、売却用の住宅*3・賃貸用の住宅・二次的住宅*4は減少傾向にある一方で、その他の住宅は微増傾向にあります。

- *1 賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。
- *2 その他の住宅：売却用の住宅・賃貸用の住宅・二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）
- *3 売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。
- *4 二次的住宅：別荘（週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだん人が住んでいない住宅）、およびその他（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）。

図 住宅総数に占める空き家の推移（松本市）



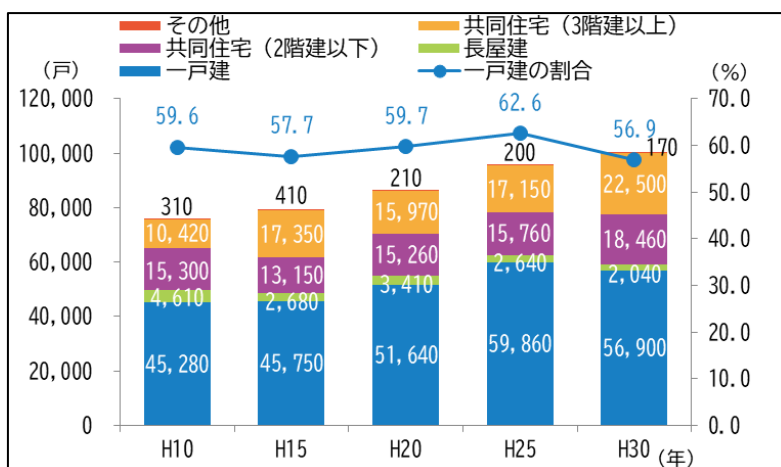
※平成20年以前は合併前の値。

[出典：住宅・土地統計調査]

⑥ 住宅の建て方別状況

一戸建の住宅数は、ここ20年ほど全体の半数以上を占めていますが、平成25年から平成30年にかけて住宅数・割合ともに減少しています。また、共同住宅の住宅数は増加傾向にあり、特に中高層の共同住宅（3階建以上）は平成25年から平成30年にかけて5,350戸増加しています。

図 建て方別の住宅数の推移（松本市）



※平成20年以前は合併前の値。

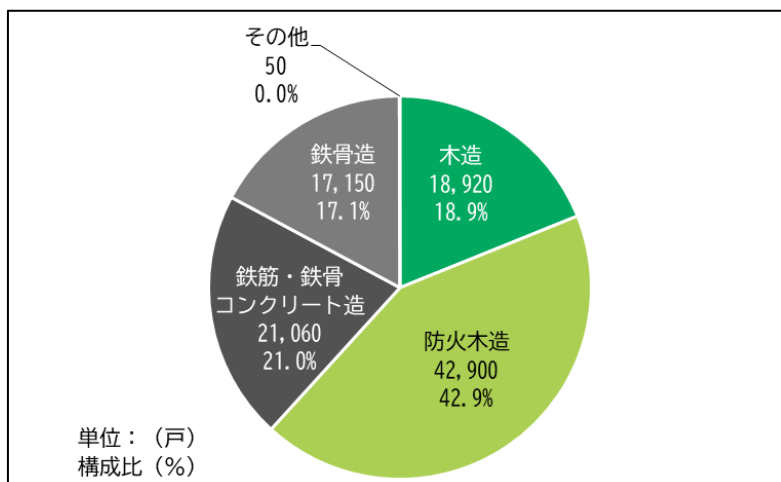
[出典：住宅・土地統計調査]

⑦ 住宅の構造別状況

住宅の構造別状況は、防火木造*1が約43%と最も多く、次いで鉄筋・鉄骨コンクリート造が約21%、木造が約19%、鉄骨造が約17%となっています。

*1 防火木造：柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分が、モルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの。

図 住宅の構造別の構成比（松本市）

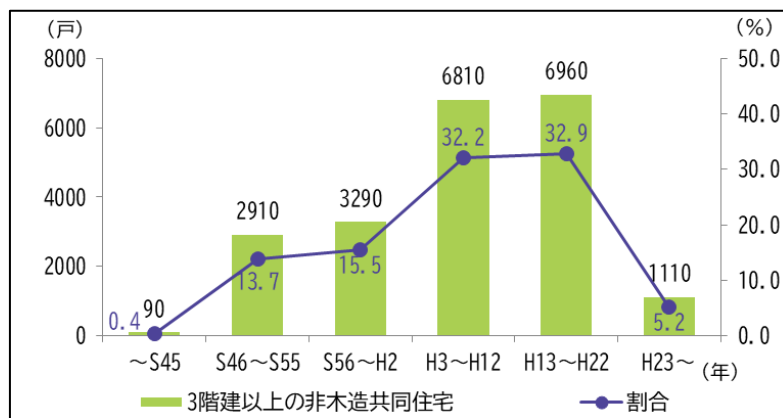


[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

⑧ 3階建以上の非木造共同住宅数

3階建以上の非木造共同住宅数は、平成13年から平成22年に最も多く建築されています。ただ、築40年以上（昭和55年以前に建築）を経過している住宅は全体の約14%で、築30年以上（平成2年以前に建築）を経過している住宅は約30%となっており、老朽化したマンションの増加が懸念されます。

図 建築時期別の3階建以上の非木造共同住宅数（松本市）

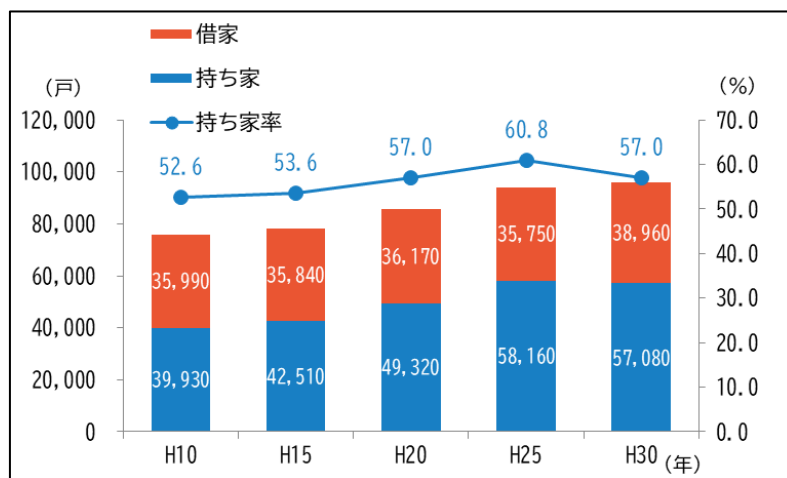


[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

⑨ 住宅の所有関係別状況

持ち家の住宅数は増加傾向にあったものの平成25年を起点として微減しています。割合についても、ここ20年ほどは常に半数以上を占めていますが、平成25年を起点として微減し、平成30年の持ち家率は約57%となっています。一方、借家の住宅数は近年増加しています。

図 所有関係別の住宅数の推移（松本市）



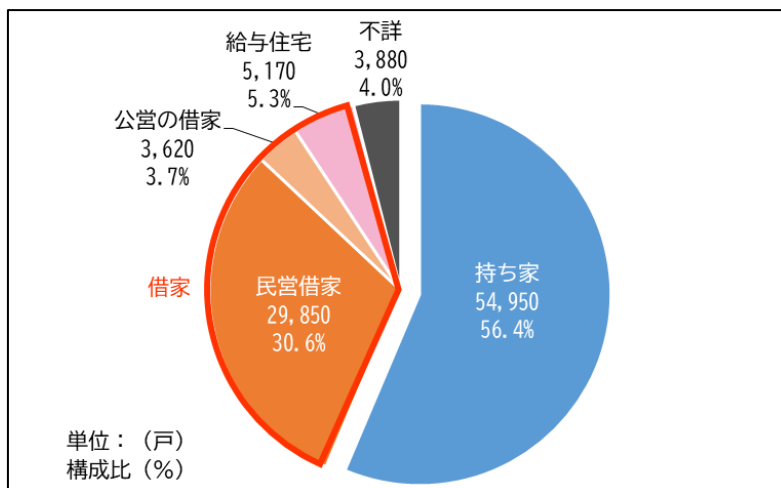
※平成20年以前は合併前の値。

[出典：住宅・土地統計調査]

10 専用住宅の所有別状況

専用住宅の所有別状況は、持ち家が約56%、借家が約40%を占めています。借家のうち
 民営借家が約31%、公営の借家が約4%、給与住宅が約5%となっています。

図 専用住宅の所有別の構成比（松本市）

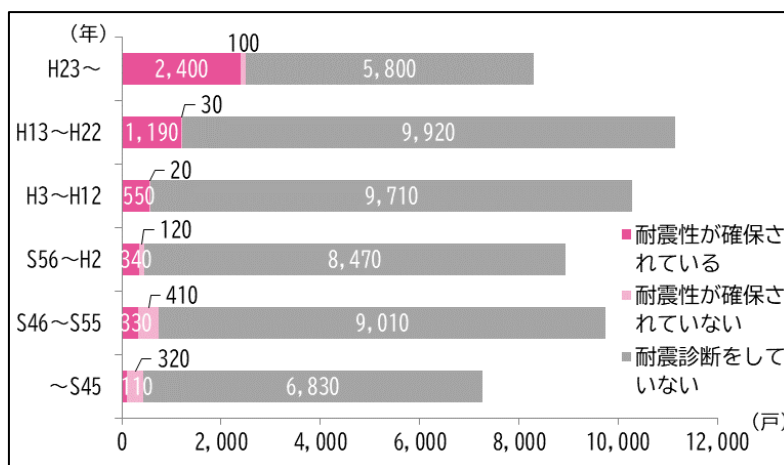


[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

11 住宅の耐震診断の実施状況と耐震性

昭和55年以前（旧耐震基準）に建築された住宅のうち、耐震診断をしていない住宅は約
 15,000戸となっており、耐震性が確保されていない住宅は約700戸となっています。

図 建築時期別の住宅の耐震診断の実施状況と耐震性（松本市）



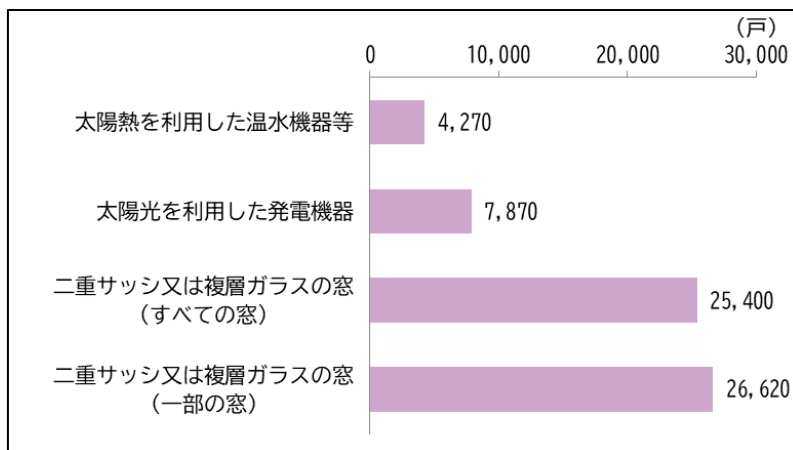
[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

⑫ 省エネルギー設備の状況

省エネルギー設備等の状況は、二重サッシ又は複層ガラス窓の設置が最も多くなっており、一定の省エネルギー対策^{*1}の割合は、52%となっています。

*1 一定の省エネルギー対策：居住世帯のある住宅のうち、全部または一部の窓に二重サッシまたは複層ガラスを使用することが行われた住宅のこと。

図 省エネルギー設備等を備えた住宅数（松本市）



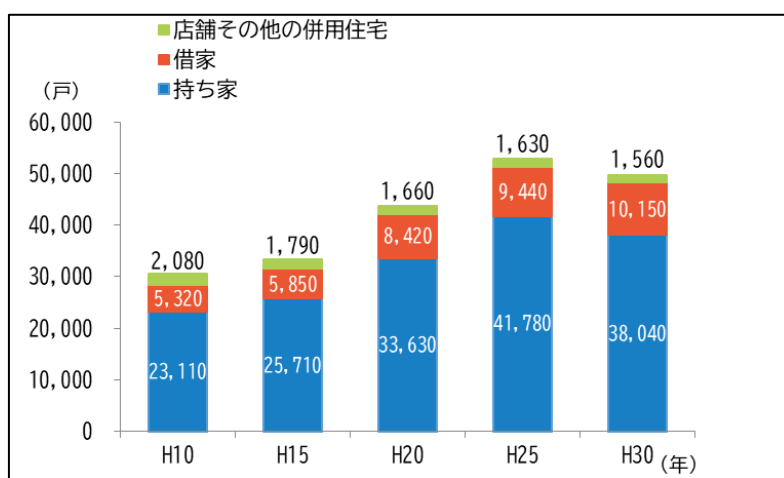
[出典：住宅・土地統計調査（平成30年）]

13 高齢者設備の住宅数

平成30年の高齢者等のための設備がある住宅*¹は、49,750戸で、全体の約50%を占めています。所有関係別にみると、持ち家は約76%、借家は約20%となっています。ここ20年ほど、借家は増加傾向にある一方で、持ち家は増加傾向にあったものの平成25年を起点に微減しています。

* 1 高齢者等のための設備がある住宅：以下の設備・構造がある住宅。(手すりがある・またぎやすい高さの浴槽・廊下などが車いすで通行可能な幅・段差のない屋内・道路から玄関まで車いすで通行可能)

図 所有関係別の高齢者設備がある住宅数の推移（松本市）



※平成20年以前は合併前の値。

[出典：住宅・土地統計調査]

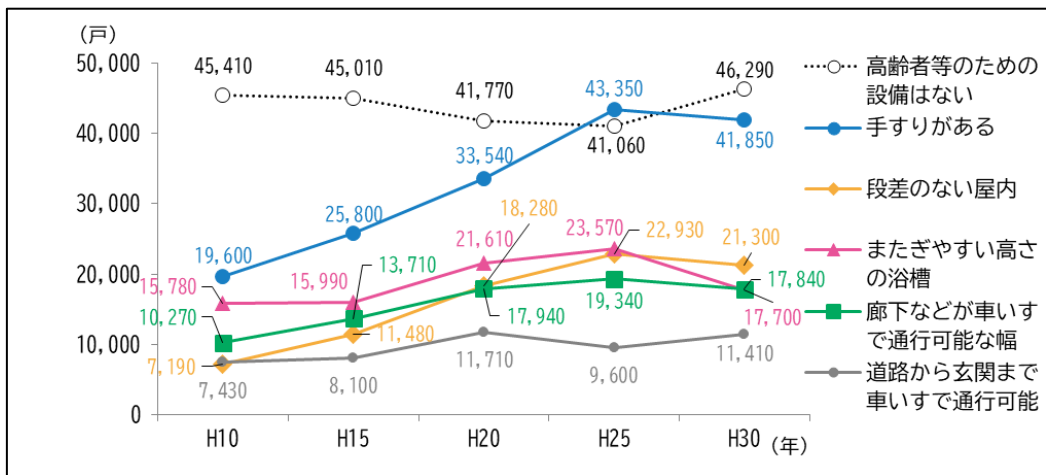
14 高齢者設備の設置状況

平成30年の高齢者等のための設備の設置状況は、手すりの設置が最も多く、次いで階段のない屋内が多くなっています。推移をみると、手すりの設置が激増しています。

また、一定のバリアフリー化*1は19,100世帯で、約50%となっています。

*1 一定のバリアフリー化：高齢者がいる世帯のうち、2か所以上の手すりの設置または屋内の階段解消に該当する住宅に居住している世帯のこと。

図 高齢者設備の設置状況の推移（松本市）



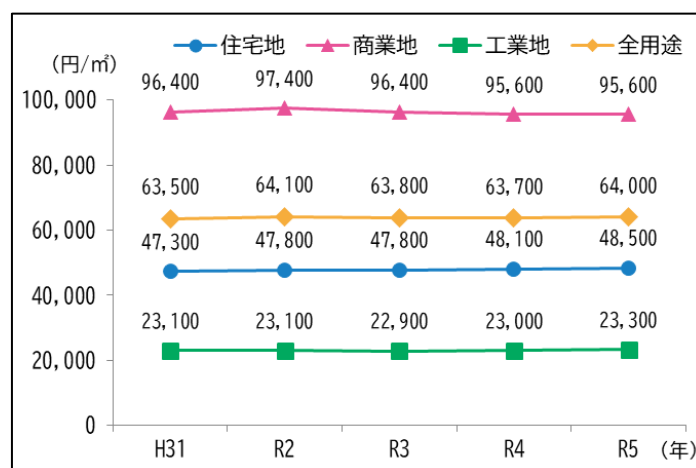
※平成20年以前は合併前の値。

[出典：住宅・土地統計調査]

15 地価公示

松本市の地価公示の用途別平均価格は、全用途・住宅地・工業地で増加傾向となっており、商業地では微減傾向にあります。なお、全国および地方圏の平均価格は、全用途・住宅地・商業地・工業地でいずれも増加傾向となっています。

図 用途別平均価格の推移（松本市）



[出典：平成31年～令和5年地価公示（各年調査日1月1日）]

16 家賃相場

松本市の家賃相場は、どの間取りも県内主要都市のなかで最も高くなっています。特に2LDK/3K/3DKでは、家賃相場が2番目に高い長野市と比べて6,500円高くなっています。

図 家賃相場（松本市と県内主要都市）【令和5年9月15日付】

	ワンルーム/ 1K/1DK (万円)	1LDK/ 2K/2DK (万円)	2LDK/ 3K/3DK (万円)
松本市	5.46	6.92	8.45
長野市	4.86	6.56	7.80
上田市	4.83	5.52	6.05
飯田市	4.93	5.86	6.61
塩尻市	4.55	6.22	6.48

[出典：不動産・住宅情報サイト LIFULL HOME'S (URL: <https://www.homes.co.jp/>)]
 (基準の家賃相場は、駅徒歩10分以内賃貸物件の平均賃料(管理費・駐車場代などを除く)を軸に LIFULL HOME'S の過去データを基にした独自のロジックで算出したもの。)

17 市営住宅等の概要

ア. 松本市営住宅の概要

松本市では、住宅困窮者向けに合計37団地(2,509戸)の市営住宅を供給しています。

表 松本市営住宅の一覧

No	名称	住所	建設年度	戸数
1	浅間南団地	浅間温泉1丁目8番	S63~H2	122
2	埋橋団地	埋橋1丁目9番	S59	30
3	大手団地	大手3丁目8番1号	H13	8
4	岡田団地	大字岡田町453-1	S53	24
5	小宮団地	大字島内895-11	H3~5	102
6	島内団地	大字島内4180-1	S54	96
7	中原団地	美須々3丁目	S33	4
8	松本駅北団地	中央1丁目1番1号	H14	25
9	元町団地	元町3丁目2番	S62~63	32
10	元町上団地	元町3丁目6番・7番	H5~6	48
11	四ツ谷団地	県2丁目	S26	2
12	石芝団地	石芝3丁目15番	S63~H4	108
13	出川団地	出川町21番	S61	60
14	野溝団地	野溝西2丁目7番	S51~52	136
15	二子団地	大字笹賀7445-1	S41~57	94
16	南松本団地	南松本1丁目5番・12番・14番	S46~H8	165
17	南松本西団地	南松本2丁目2-2	S53	18
18	南松本東団地	南松本1丁目12番	S60	30
19	南松本南団地	芳野13番	S57~60	102
20	芳野町団地	芳野10番3	H11	18
21	寿団地	寿台1丁目、3丁目、8丁目	S43~H30	664
22	寿田町団地	寿北7丁目6番	S50~62	261
23	竹淵団地	寿北8丁目22番	S55~63	138
24	豊丘団地	寿北7丁目23番	H9~22	145
25	会田団地	会田552	S52	2
26	井刈団地	五常7307-9	H5	2
27	上郷団地	会田4019-1・4020-4・4020-5	H1~3	6
28	五常団地	五常4889	S57	2
29	取出団地	取出625-4	H6	4
30	中川団地	中川1507-1	S52~58	8
31	七嵐団地	刈谷原町941-1	S58	1
32	錦部団地	刈谷原町558-1・558-2	S53~58	12
33	西宮団地	五常4436-12	H6	4
34	横沢団地	梓川倭455-1・444-2	H12~13	19
35	野沢団地	安曇614-3	S60~61	9
36	小原団地	奈川2272-1	H8	2
37	大示川団地	奈川3309	S63~H2	6
合計				2,509

[資料：松本市資料（令和5年4月1日現在）]

イ. 松本市特定公共賃貸住宅の概要

特定公共賃貸住宅は、住宅困窮者向けの市営住宅の収入基準を超えている中堅所得者向けに建設された、居住環境が良好な賃貸住宅です。松本市では、合計6団地（104戸）を供給しています。

表 松本市特定公共賃貸住宅の一覧

No	名称	住所	建設年度	戸数
1	上土団地	大手4丁目4番1	H12	25
2	芳野町団地	芳野10番4	H11	21
3	ベルハイツ大野田	安曇126-2	H11	40
4	番所団地	安曇4855-51	H6	6
5	小原団地	奈川2126-1・2129・2130・2268-1・2272-1	H9~13	10
6	御堂原団地	奈川2061-1	H6	2
合計				104

[資料：松本市資料（令和5年4月1日現在）]

ウ. 松本市特定目的住宅の概要

特定目的住宅は、特定の行政目的を推進するための住宅で、厚生住宅*1、単独住宅*2、若者定住住宅*3の3種類があります。松本市では、合計16団地（61戸）を供給しています。

- *1 厚生住宅：厚生住宅建設補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第329号)に基づき編入前の四賀村が県の補助を受けて建設した住宅及びその附帯設備をいう。[出典：松本市営特定目的住宅条例 第2条]
- *2 単独住宅：編入前の四賀村、安曇村及び奈川村の村費をもって建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯設備をいう。[出典：松本市営特定目的住宅条例 第2条]
- *3 若者定住住宅：若者定住促進と地域の活性化を図るために編入前の四賀村及び奈川村が建設した住宅及び附帯設備をいう。[出典：松本市営特定目的住宅条例 第2条]

表 松本市特定目的住宅の一覧

No	名称	住所	目的	建設年度	戸数
1	上郷厚生住宅	会田 4018 番地 1・4531 番地 2	厚生住宅	H2・H3	2
2	刈谷原厚生住宅	刈谷原 560-1	厚生住宅	S53	1
3	新町厚生住宅	会田 1519 番地 1	厚生住宅	S61	1
4	取出団地	取出 420 番地 4	若者定住住宅	H10~11	10
5	西宮住宅	五常 4889 番地・4436 番地 10	単独住宅	S57・H11	2
6	西宮厚生住宅	五常 4889 番地	厚生住宅	S58	1
7	宮本厚生住宅	会田 4022 番地 4・4029 番地 1・4030 番地 2	厚生住宅	S60~63	3
8	宮本集落整備住宅	会田 4028 番地 2	単独住宅	S59	1
9	稲核住宅	安曇 2714 番地	単独住宅	H1	3
10	大野田住宅	安曇 199 番地 1	単独住宅	H9	6
11	コーポ沢渡	安曇 4155 番地 4	単独住宅	H14	6
12	島々住宅	安曇 711 番地 8	単独住宅	H5	6
13	野沢団地	安曇 614 番地 3	単独住宅	S62	3
14	小原団地	奈川 2268 番地 4・2273 番地 1・2131 番地 1	単独住宅	H21	3
15	御堂原団地	奈川 2061 番地 1・奈川 2061 番地 6	若者定住住宅	H4~9	12
16	寄合渡住宅	松本市奈川 971 番地 1	単独住宅	H9	1
合計					61

[資料：松本市資料（令和5年4月1日現在）]

エ. 松本市再開発住宅の概要

再開発住宅は、市が施行する土地区画整理事業に伴う、住宅困窮者のための住宅です。松本市では、1団地（18戸）を供給しています。

表 松本市再開発住宅の一覧

No	名称	住所	建設年度	戸数
1	中央西再開発住宅	大手 1-4-3	S62	18

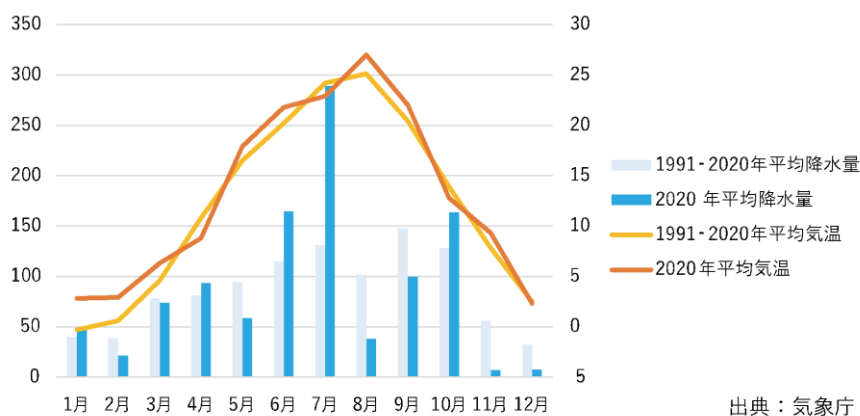
[資料：松本市資料（令和5年4月1日現在）]

(3) 地域の魅力・特性

① 松本市の気候の特徴

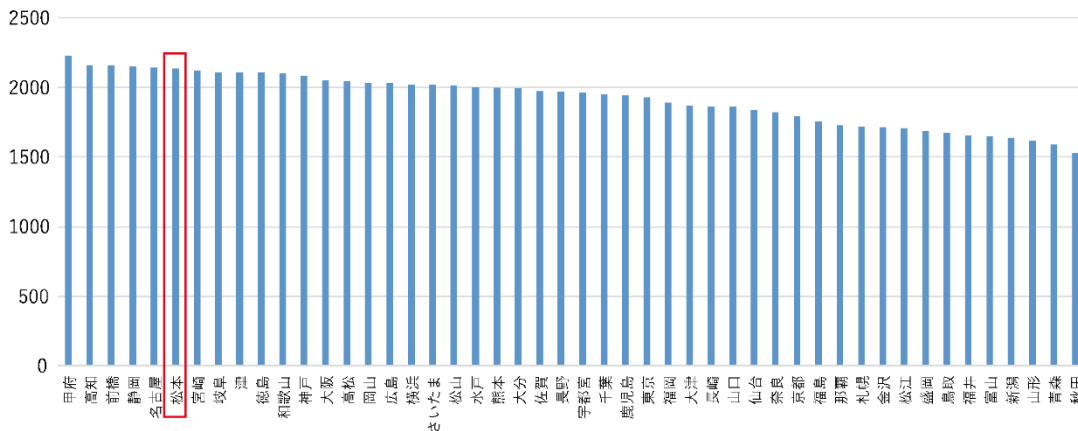
松本市は、周囲を標高3,000m級の高い山地に囲まれている影響で、湿度が低く、気温の日較差や年較差が大きい内陸性気候です。年間降水量が少なく、日照時間が長いことが特徴です。特に、日照時間は年間2,000時間を超える年が多く、県内の他都市や国内の主要都市と比較して多くなっています。また、標高が高く、中心市街地でも約590mあるため、沿岸部に比べて気温が低く、太陽からの日射のエネルギー量も多くなります。

図 気温・降水量の月別推移



[出典：まつもとゼロカーボン実現計画（令和4年8月）]

図 県庁所在地特別地域観測所と松本特別地域観測所の年間日照時間平均値（1991～2020年）



[出典：まつもとゼロカーボン実現計画（令和4年8月）]

② 風土に根ざした住まい

松本市は市街地を中心として、西側に松本平と呼ばれるのどかな田園を有しており、その先には上高地や乗鞍高原、市街地より東側には美ヶ原高原が広がっています。こうした良好な景観は、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、住環境に対する満足感や思いに大きく作用します。また、松本に付加価値をもたらし、居住者や来訪者を呼び込むことから、「市民共有の財産」として大きな価値があります。

こうした魅力を守るため、松本市では景観計画を平成20年に策定し、さらに時代の変化に対応した松本らしい計画とすることを目指して令和5年3月に改定を行いました。

景観計画では、落ち着いた住環境の創造につながるものとして、松本固有の「美しい山々」、「潤い豊かな都市」、「心休まる農村」、「歴史と伝統に培われた文化」これらの日常の生活の自然豊かな環境に感謝するとともに、素晴らしい景観を守り育て、更に磨きをかけることで価値を高め、次世代へ引き継がれていく景観形成を目指しています。



東山北部地域の住宅

③ 中山間地における都市部との交流

松本市の中山間地では過疎化が進んでおり、定住促進が課題となっています。現在、都市部との交流の試みの1つとして、特に過疎化が進んでいる四賀地区と奈川地区でクライנגアルテン（ラウベ付き滞在型市民農園）を運営しています。

四賀クライングアルテンは、平成5年から供用開始し、日本で初めて滞在型を実現させた市民農園として一躍脚光を浴びた田舎くらし提唱の地で、市外から多くの利用者が訪れ、滞在しています。クライングアルテンの利用により、中長期で滞在し、地域の環境に慣れることで、中山間地に移住するきっかけにもなっています。



四賀クライングアルテン

④ 地域特性を活かした移住・定住促進

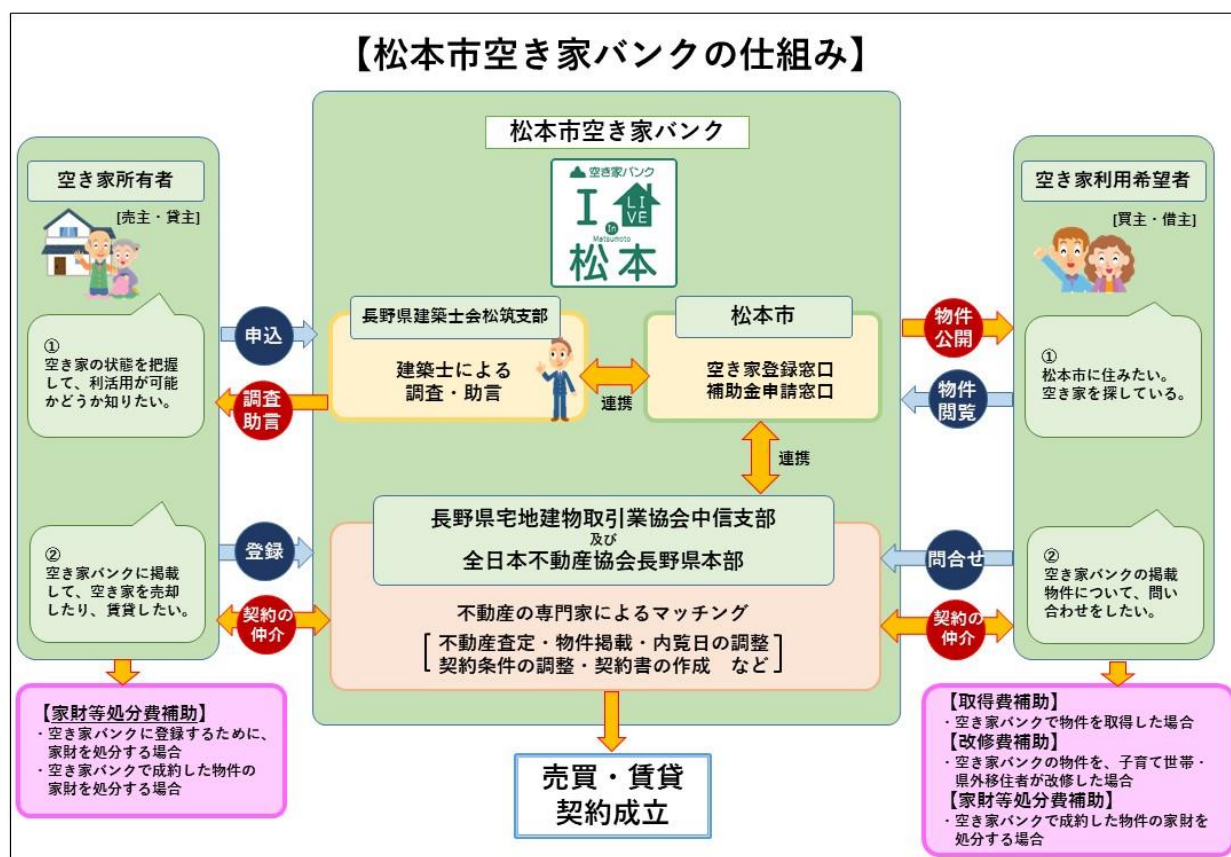
松本市は、移住先としての人気も高く、その背景には、前述のような松本固有の自然豊かな環境や松本城をはじめとした豊かな歴史的資源を活かした街なかの環境があります。

市内35地区で構成された松本市は、大自然に囲まれた安曇・奈川エリア、程よい田舎を味わえる波田・梓川エリアと四賀エリア、都市機能を持つ旧松本エリアと、個性豊かな地区が揃い、移住希望者の希望が叶う住まい環境があると言えます。

地区によっては、不動産取引の場が限られていたり、宅地建物取引士がいないために流通に乗らず、空き家が増加しているところもあるため、空き家を住宅ストックとして有効活用することを目的に、民間と連携して空き家バンク*1を開設し、住みたい場所に住める希望を叶える一助となっています。

*1 空き家バンク：空き家を「貸したい・売りたい」所有者から提供された情報を、空き家を「借りたい・買いたい」利用希望者に紹介する制度のこと。

図 空き家バンク制度とは



[出典：松本市空き家バンク]

(4) 市民意向

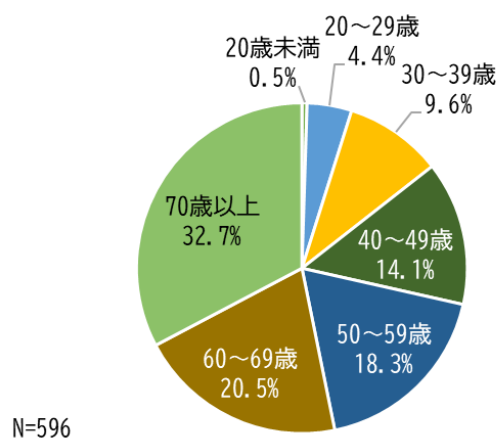
① 調査概要

松本市住宅マスタープランの見直しにあたっては、市民の皆様のご住まいに関する意見を把握し、今後の住宅施策の参考とするため、「松本市住宅マスタープラン見直しに関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間	令和5年8月
調査対象	市内在住の18歳以上の方から2,100人を無作為抽出
調査方法	郵送、およびWEB
配布数	2,100件
回収数	[郵送] 463件 [WEB] 137件
	合計 600件
回収率	29%

なお、回答者の年齢は、年代が上がるほど回答者が多く、70歳以上が全体の約1/3を占めています。

図 回答者の年代

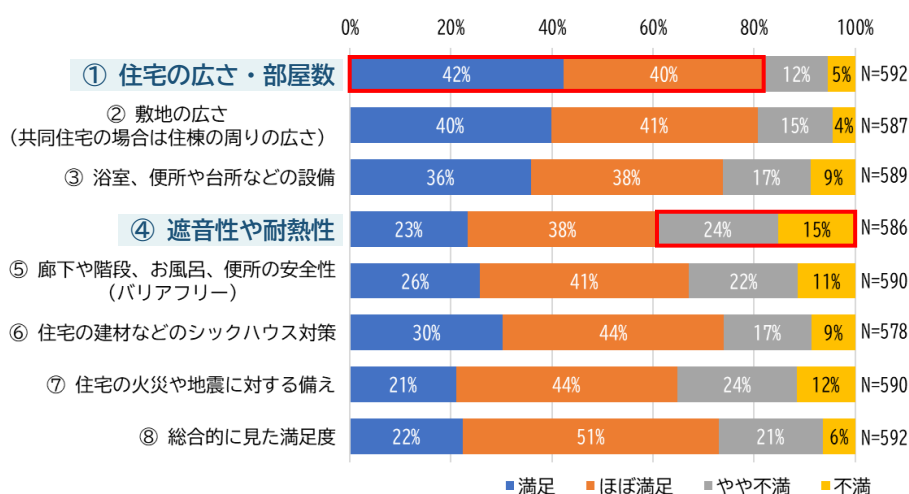


② 調査結果のまとめ

ア. 住宅と周辺環境について

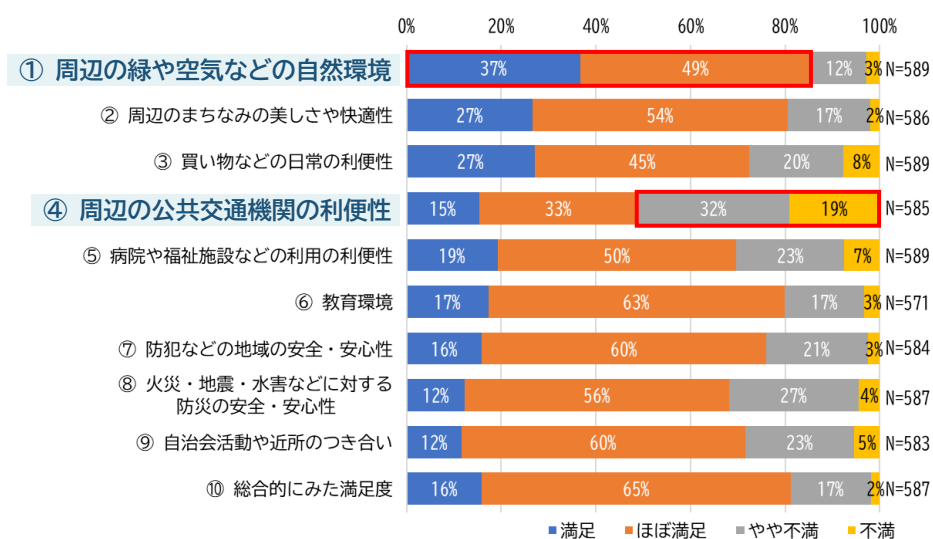
- 住宅に関する満足度は、「①住宅の広さ・部屋数」の満足度が最も高くなっています。一方で「④遮音性や断熱性」の不満足度が最も高く、主に「民間の賃貸住宅（一戸建ておよび共同住宅）」、「公営住宅（市営住宅、県営住宅）」にお住まいの方で不満足度が半数を超えています。

図 住宅の満足度



- 居住環境に関する満足度は、「周辺の緑や空気などの自然環境」が最も高く、一方で不満足度は「周辺の公共交通機関の利便性」が最も高くなっています。

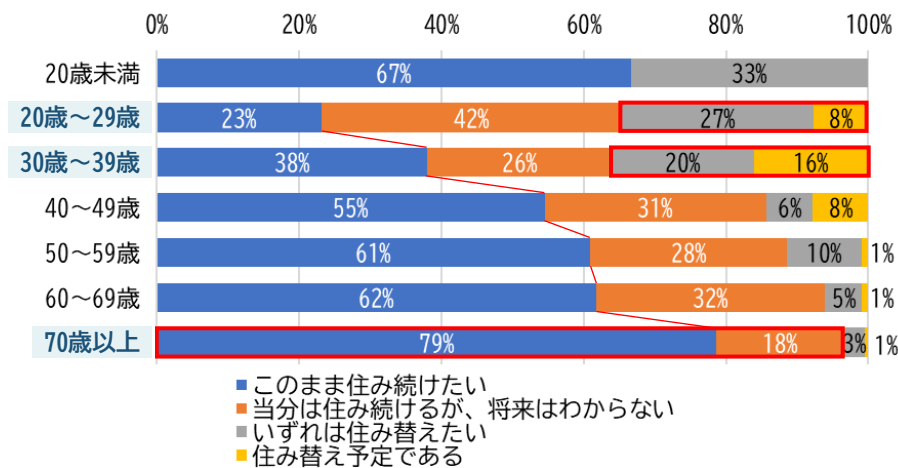
図 居住環境の満足度



イ. 住み替えについて

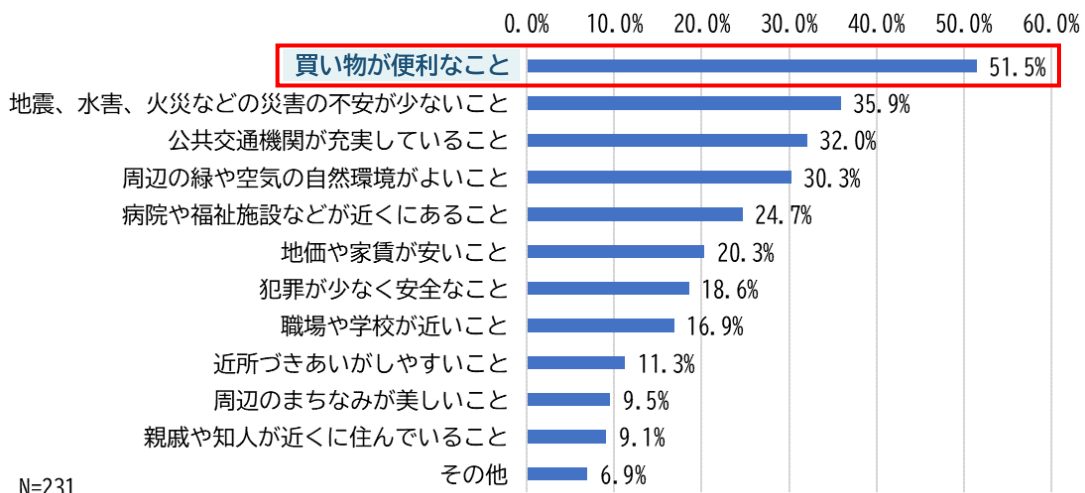
- 居住意向は、年齢が上がるほど「このまま住み続けたい」の割合が増加しており、70歳以上では97%が住み続ける意向を示している一方で、20代～30代では住み替え意向が他の年代と比べて多くなっています。住み続ける理由としては、「周辺の緑や空気の自然環境がよいから」が最も多くなっています。

図 居住意向度 [年代別]



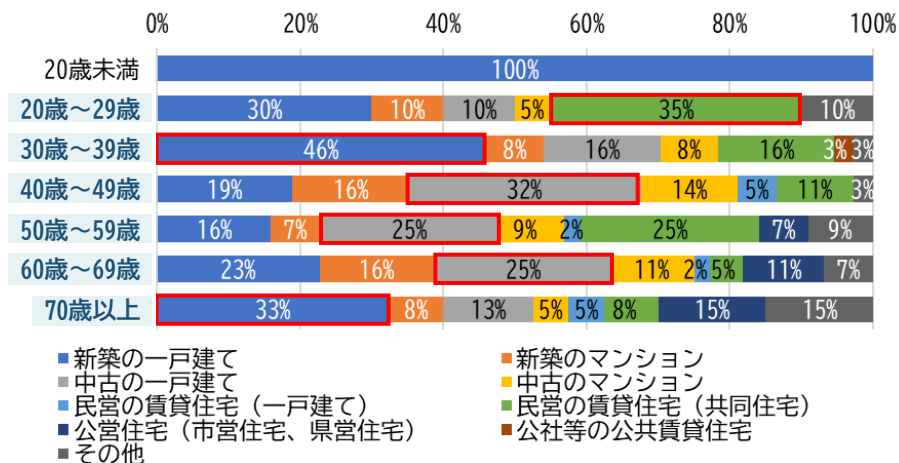
- 住み替える場合の居住地選択で重視する点は「買い物 convenient こと」が最も多くなっています。
- 住み替える場合の転居先は、「市内（旧松本市その他）」が最も多く、次いで「市内（旧松本市中心市街地）」、「安曇野市」の割合が多くなっています。

図 住み替える場合の居住地選択で重視する点



- 住み替える場合の住宅の種類は、30代と70歳以上では「新築の一戸建て」、20代では「民営の賃貸住宅（共同住宅）」、40代～60代では「中古の一戸建て」を望む意見が多くなっています。

図 住み替える場合の住宅の種類 [年代別]



ウ. 住宅の耐震化について

- 住宅の安全性（耐震性）については、「耐震改修は実施していないが問題ない」が最も多く、約半数を占めています。
- 耐震改修の意向は、「すぐにはできないが、改修できる条件が整ったら耐震改修をしたい」が最も多く、半数を超えています。

図 住宅の安全性（耐震性）に対する考え

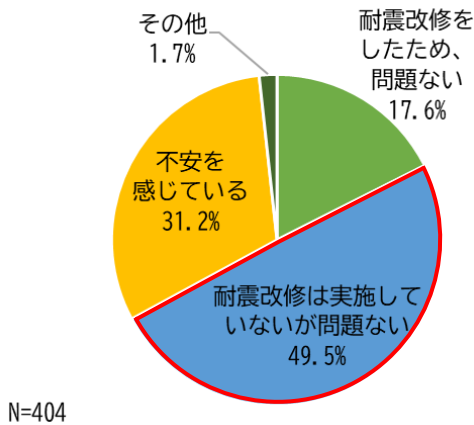
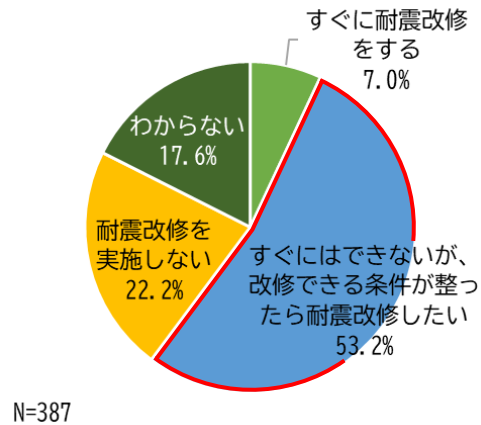


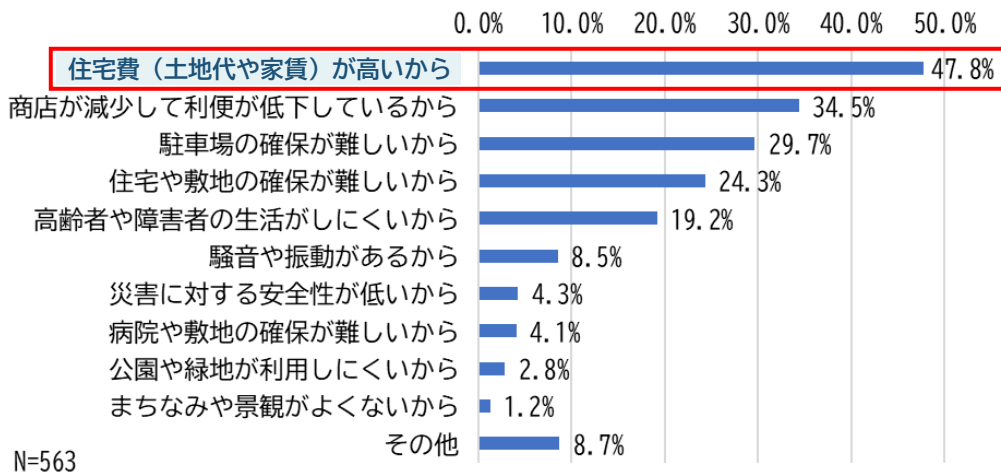
図 耐震改修の意向



エ. 中心市街地の住まいやまちづくりについて

- 松本市の中心市街地の人口減少の原因となる住環境問題としては、「住宅費（土地代や家賃）が高いから」が最も多くなっています。

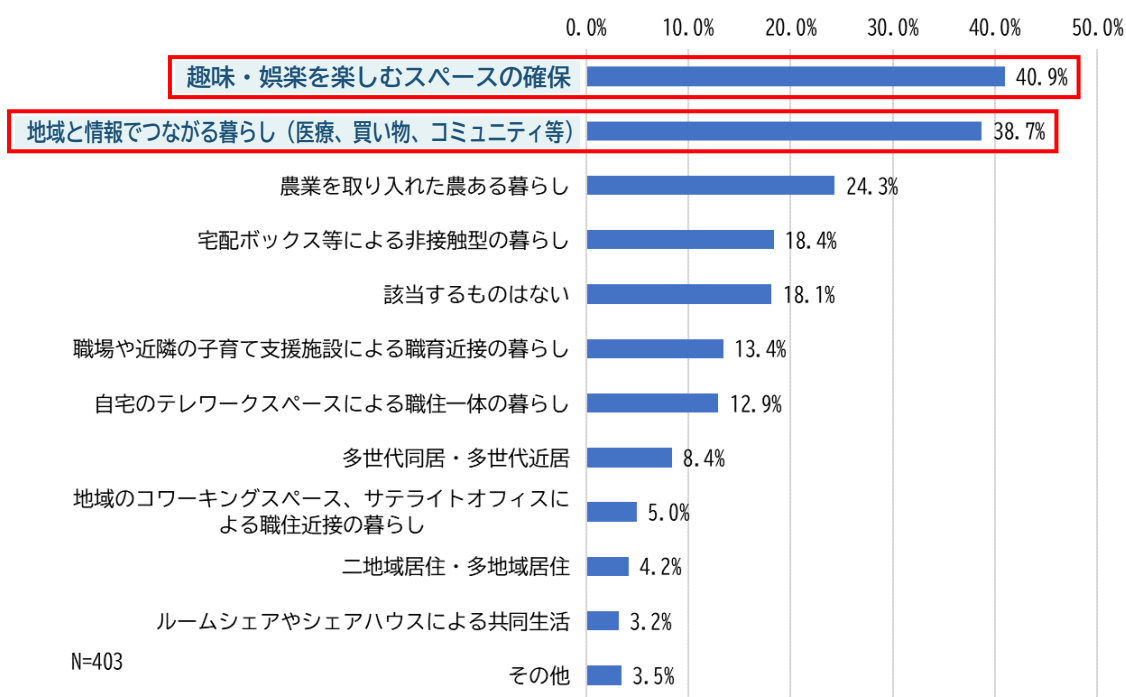
図 松本市の中心市街地における人口減少の原因



オ. コロナ禍を契機とした新しい住まい方について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による住生活への影響については、「影響がなかった」が約70%と大半を占めています。
- 実践したい将来の住まい方や暮らし方としては、「趣味・娯楽を楽しむスペースの確保」と「地域と情報でつながる暮らし（医療、買い物、コミュニティ等）」が多くなっています。

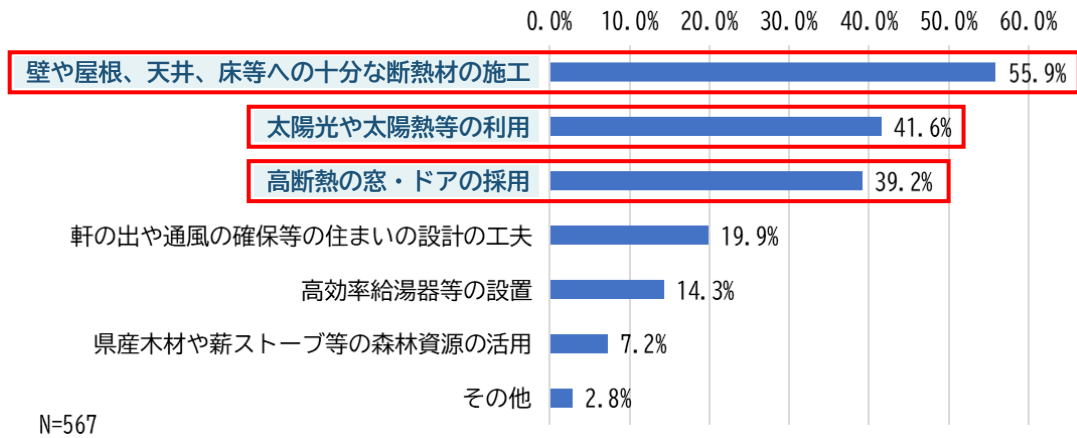
図 実践したい将来の住まい方や暮らし方



カ. 住宅の環境対策・省エネ対策・再エネ導入について

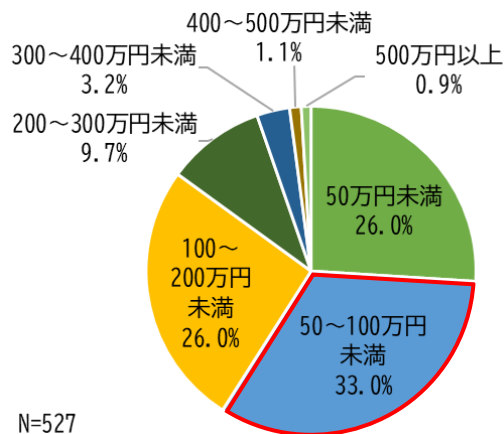
- 住宅の環境対策として重視することは、「壁や屋根、天井、床等への十分な断熱材の施工」が最も多くなっており、次いで「太陽光や太陽熱等の利用」、「高断熱の窓・ドアの採用」が多くなっています。

図 住宅の環境対策で重視すること



- 脱炭素化の実現に向けて省エネルギー住宅建築の際に上乗せできる建設費は、「50～100万円未満」が最も多くなっています。

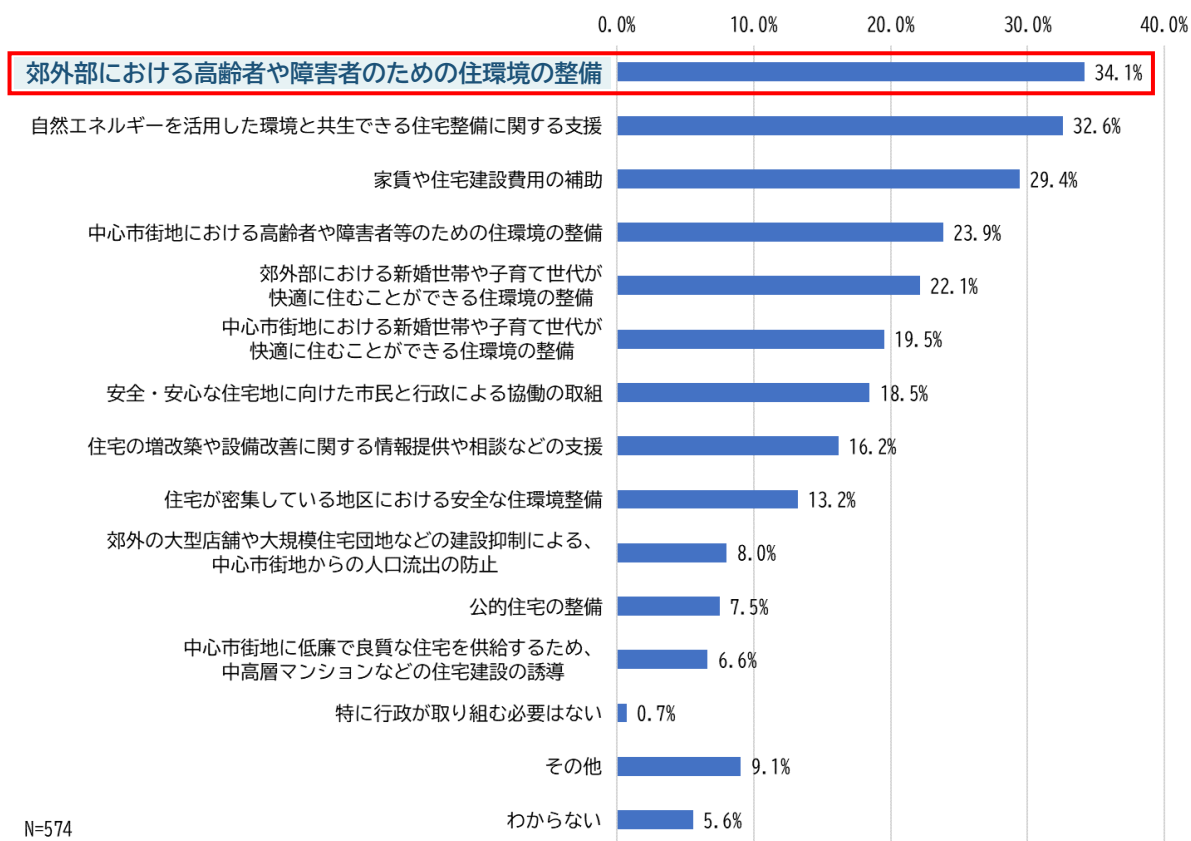
図 省エネルギー住宅建築の際に上乗せできる建設費



キ. 今後の住まいやまちづくりに関する施策について

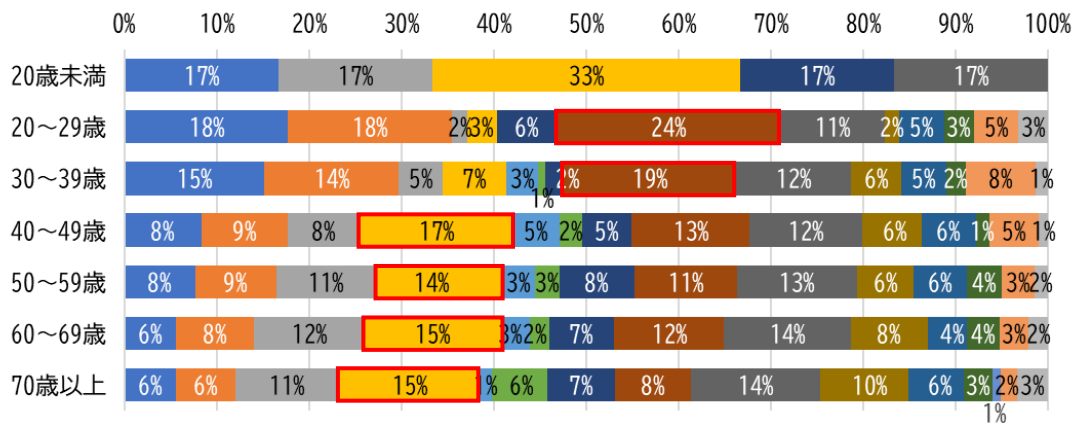
- 行政が行うべき住まいやまちづくりに関する施策として、「郊外部における高齢者や障害者のための住環境の整備」が最も多くなっています。

図 行政が行うべき住まいやまちづくりに関する施策



- 年齢別にみると、20代および30代では「家賃や住宅建設費用の補助」が最も多く、次いで「中心市街地および郊外部における新婚世帯や子育て世代が快適に住むことができる住環境の整備」が多くなっています。40代以上では「郊外部における高齢者や障害者のための住環境の整備」が最も多くなっています。

図 行政が行うべき住まいやまちづくりに関する施策 [年代別]



- 中心市街地における新婚世帯や子育て世代が快適に住むことができる住環境の整備
- 郊外部における新婚世帯や子育て世代が快適に住むことができる住環境の整備
- 中心市街地における高齢者や障害者等のための住環境の整備
- 郊外部における高齢者や障害者のための住環境の整備
- 中心市街地に低廉で良質な住宅を供給するため、中高層マンションなどの住宅建設の誘導
- 郊外の大型店舗や大規模住宅団地などの建設抑制による、中心市街地からの人口流出の防止
- 住宅の増改築や設備改善に関する情報提供や相談などの支援
- 家賃や住宅建設費用の補助
- 自然エネルギーを活用した環境と共生できる住宅整備に関する支援
- 安全・安心な住宅地に向けた市民と行政による協働の取組
- 住宅が密集している地区における安全な住環境整備
- 公的住宅の整備
- 特に行政が取り組む必要はない
- その他
- わからない

3 松本市の住宅施策の課題

国・県などの新たな住宅施策の動向や、住まいの現況・特性を踏まえ、松本市の住宅施策の課題を以下のように整理します。

課題1 ゼロカーボンの実現に向けた住まいの脱炭素化

松本市では、カーボンニュートラルの実現に向けて、令和2年に「松本市気候非常事態宣言 ～2050ゼロカーボンシティ～」を宣言し、令和4年6月には「松本市ゼロカーボン実現条例」を制定し、脱炭素を「まちづくりの大原則」として位置づけました。さらに、同年8月に「まつもとゼロカーボン実現計画」を改訂し、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による省資源・省エネルギーの徹底などに取り組んでいます。

そのため、住宅分野においてもゼロカーボンを実現するため、住まいの脱炭素化に積極的に取り組んでいく必要があります。

課題2 健康寿命の延伸につながる住まいづくり

松本市では、「健康寿命延伸都市」を宣言し、健康を核に、経済、産業、観光、教育、環境、都市基盤などさまざまな分野を連携し、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めています。

そのため、住宅分野においても健康寿命の延伸を実現するため、健康に配慮した室内環境の確保や住宅のユニバーサルデザイン化などに取り組んでいく必要があります。

課題3 住まいの防災・減災機能の向上

気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化により、災害リスクが増大しており、住まいの選択にあたっては、その周辺環境を含めた災害時の安全性が重視されています。

松本市内には東部に「糸魚川－静岡構造線活断層帯」を構成する牛伏寺断層、西部に「境峠・神谷断層帯」を構成する境峠断層を有しています。

そのため、地震、火災、風水害、雪害等の各種災害に対する住まいの防災・減災機能の向上に取り組んでいく必要があります。

課題4 移住・定住や住替えの受け皿となる既存ストックの活用・更新

松本市には、空き家・空き部屋等の既存の住宅ストックが多数存在している一方で、コロナ禍を契機とした地方移住への関心が高まっています。

そのため、移住・定住や住替えのニーズに対応するため、空き家等の既存住宅の適正な維持管理・更新や有効活用、情報提供に取り組んでいく必要があります。

課題5 多様な住まい方・働き方を実現できる住まいづくり

松本市は、人口が緩やかに減少しながらも、賑わいのあるまちなかや豊かな自然に囲まれた中山間地など、地域ごとに様々な特性を有しています。一方で、働き方改革やコロナ禍を契機として、テレワークが浸透し、地方移住への関心が高まるなど、住まい方・働き方に対するニーズが多様化しています。

そのため、都市部からの適度な距離感と地域特性を活かしながら、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた、多様な住まい方・働き方を実現できる住まいづくりに取り組んでいく必要があります。

課題6 多様な世代が安心して住まいを確保し、暮らし続けることができる地域の実現

高齢者世帯、単身世帯、ひとり親世帯の増加に加えて、非正規雇用の拡大や正規雇用の賃金の低下に伴う若者の貧困化などにより、住宅に困窮する市民のニーズが多様化しています。また、少子高齢化や人口減少の進展により、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。

そのため、若者や子育て世代、高齢者などの多様な世代が安心して住まいを確保し、互いに支えあいながら暮らし続けることができる地域の実現に取り組んでいく必要があります。

課題7 公営住宅と民間賃貸住宅が連携した住宅セーフティネット制度の推進

公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしていますが、高度経済成長期に大量に建設された住宅の老朽化が進んでいます。一方で、民間賃貸住宅では、空き家・空き部屋等の既存の住宅ストックが増加しています。

そのため、住宅確保要配慮者等が安心して住宅を確保できるよう、公営住宅と民間賃貸住宅が連携した住宅セーフティネット制度の推進に取り組んでいく必要があります。

課題8 災害時における被災者の住まいの確保に向けた支援体制の構築

大規模災害が発生した場合は、多数の住宅が破損・損壊し、被災者の応急的な住まいが不足するとともに、応急的な住まいの生活が長期化する可能性があります。

そのため、災害時における被災者が安心して住まいを確保できるよう、応急的な住まいの確保と住宅の再建に向けた支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

課題9 住生活産業の基盤強化・活性化と住宅分野におけるDXの推進

住宅分野では、少子高齢化や人口減少に伴い、技術者等の担い手不足が深刻となる一方で、5Gの整備や社会全体のDXの進展に伴い、コロナ禍を契機とした遠隔・非接触の顧客サービスの提供やデジタル化が進展しています。

そのため、住生活産業を支える基盤の強化や住生活産業の活性化とともに、住宅分野におけるDXの推進に取り組んでいく必要があります。

第 3 章

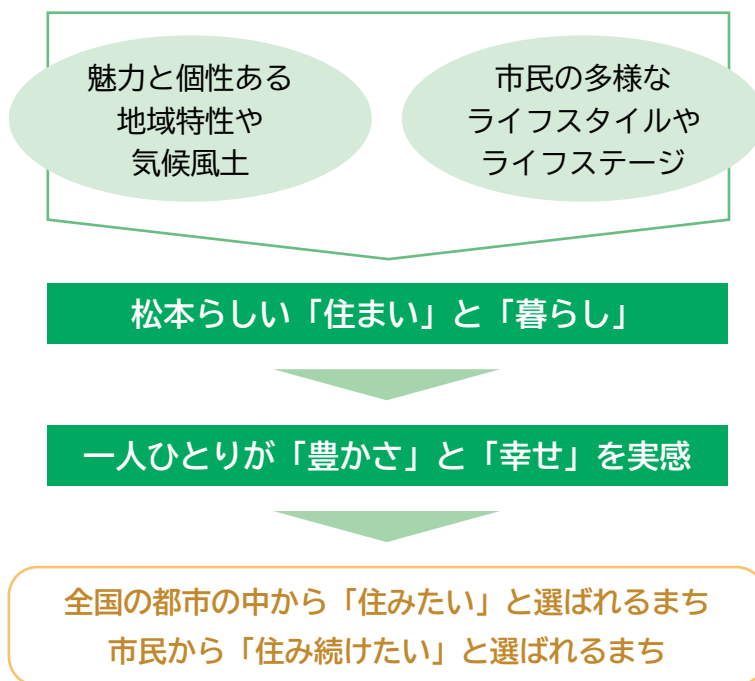
住宅施策の基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画では、松本市の魅力と個性ある地域特性や気候風土を活かしながら、市民の多様なライフスタイルやライフステージに応じた、松本らしい住まいと暮らしづくりを実現することで、市民一人ひとりが豊かさと幸せを実感し、全国の都市の中から「住みたい」、市民から「住み続けたい」と選ばれるまちを目指すため、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できる 松本らしい住まいと暮らし」を基本理念とします。

基本理念

一人ひとりが豊かさと幸せを実感できる 松本らしい住まいと暮らし



成果指標

指標名	現状値	目標値
住まい（住宅）の満足度	73.0% (令和5年)	83.0% (令和15年)
暮らし（居住環境）の満足度	81.0% (令和5年)	91.0% (令和15年)

2 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念の実現に向けて、松本市の住まいを取り巻く現状や課題を踏まえながら、以下の5つを設定するとともに、基本目標として、それぞれに成果指標を設定します。

基本方針1 環境・健康・安全に配慮した住まいづくり

「2050ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、信州の木の活用、松本市の気候風土の活用、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入、住宅の長寿命化などにより、環境に配慮した住まいづくりを目指します。

また、健康寿命延伸に向けて、快適で良好な室内環境の確保やユニバーサルデザインに配慮した生活空間の確保などにより、健康にやさしい住まいづくりを目指すとともに、頻発・激甚化する自然災害に対応した住まいの強靱化に向けて、住宅の耐震化や災害リスクの低減、適切な維持・保全などにより、災害に強い住まいづくりを目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
家庭部門の最終エネルギー消費量	452万GJ (令和元年)	247万GJ (令和12年)
健康寿命	男性81.42歳 女性85.08歳 (令和2年)	延伸 (令和15年)

基本方針2 多様なニーズに応じた住まいの実現

既存住宅の適正な維持管理や改修・更新、住まいに関する情報提供、空き家等の既存住宅を活用した移住・定住や住替えの促進、空き家化の予防などにより、住替え・建替えがしやすい仕組みづくりを目指します。

また、働き方改革やコロナ禍を契機とした、多様な住まい方・働き方を実現できる居住環境の確保・支援などにより、ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくりを目指すとともに、賑わいのあるまちなかでの居住や豊かな自然に囲まれた中山間地での里山暮らしの推進、自然・歴史・文化を活かした街並み等の景観形成により、松本らしい暮らしの実現を目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
持ち家総数のうち、中古住宅の占める割合	10.4% (平成30年)	20.0% (令和15年)

基本方針3

多様な世代の支えあいとコミュニティ形成

若者や子育て世代、高齢者が生活の基盤となる住まいを確保し、生涯にわたって安心して暮らせるよう、子育て・高齢者向けの住宅の供給や、取得の支援、情報提供・相談体制の充実などにより、多様な世代が安心できる住まいづくりを目指します。

また、多世代が共生する持続可能なコミュニティの形成に向けて、少子高齢化や人口減少などの時代の変化に応じた、暮らしを支える地域の仕組みづくりや多世代交流の形成などにより、多様な世代が支えあえる地域づくりを目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
暮らし（居住環境）の満足度（再掲）	81.0% (令和5年)	91.0% (令和15年)

基本方針4

誰もが安心して暮らせる住まいづくり

様々な立場で住宅に困窮している市民のニーズに応えるため、障がい者、高齢者、子育て、住宅確保要配慮者等の入居者の状況に応じた公営住宅の提供と公平・的確な入居の促進、公営住宅の効率的な管理運営、多様な世帯の入居による住民の交流などにより、住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実を目指します。

また、住宅確保要配慮者が安心して住宅を確保できるよう、住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の充実や、民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実などにより、住宅困窮者の居住支援の充実を目指します。

さらに、被災住宅の再建や災害発生時の住まいの確保などにより、災害時の支援体制の充実を目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
自立相談支援機関へ相談した生活困窮者のうち、住宅確保希望者に対する住宅確保率	89.0% (令和4年)	90.0% (令和6年)

基本方針5 住生活産業の発展と新技術の活用

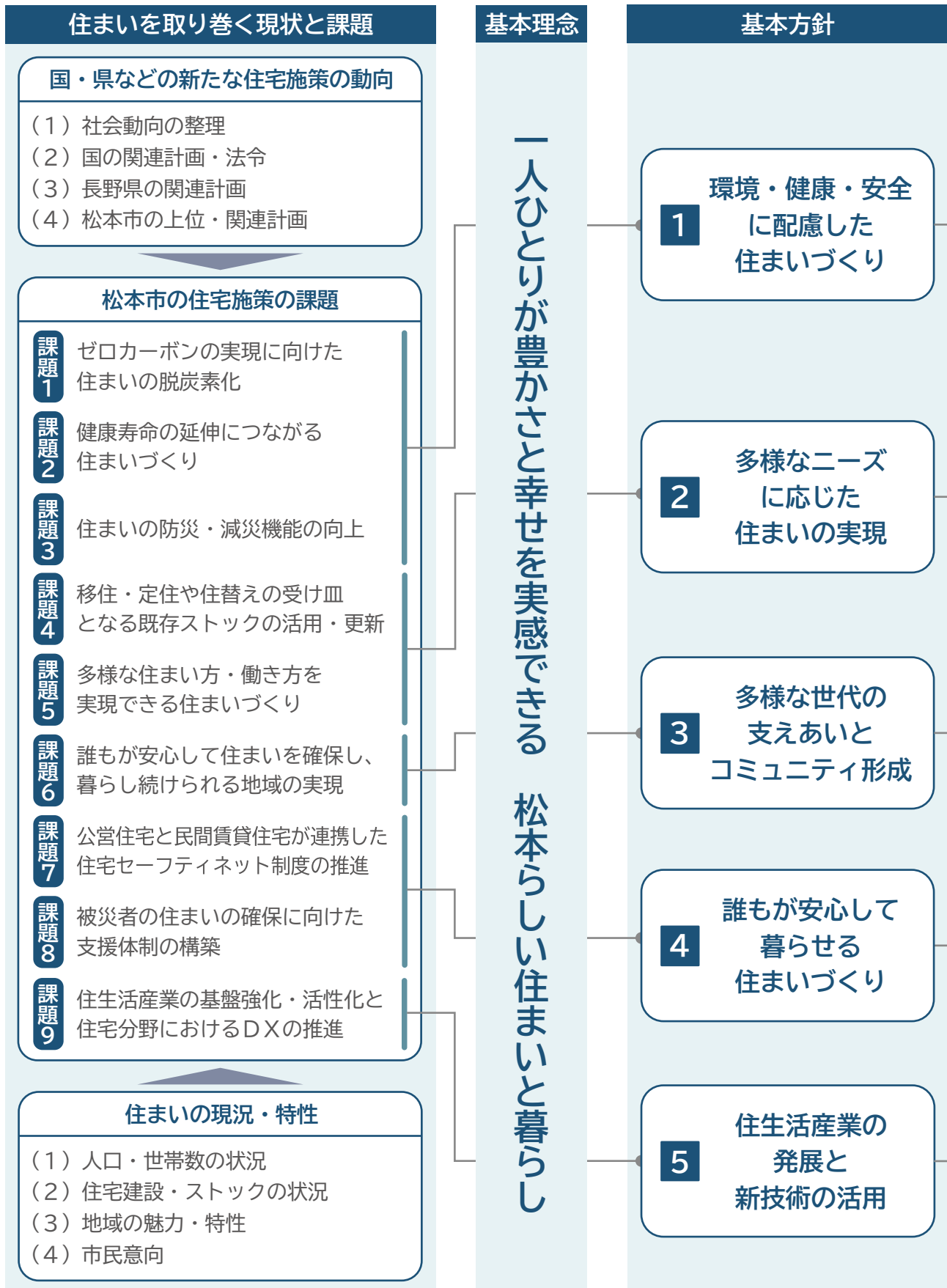
住生活産業の基盤整備と成長促進に向けて、住まいづくりの担い手の確保・育成やネットワークの形成、地産地消の技術指針づくり、住宅市場の拡大・活性化などより、住生活産業の発展を目指します。

また、情報通信インフラの整備やDXの進展を踏まえた利便性の高い住まいづくりへの転換や、コロナ禍を契機とした顧客サービスの質の向上のため、先端技術を活かした住まいの普及や、住宅分野における遠隔・非接触型の顧客サービスの充実などにより、新技術の住まい・顧客サービスへの活用を目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
木造在来工法の新築住宅（持ち家）の割合	70.8% (令和4年)	75.0% (令和6～15年平均)

3 計画の体系



施策の方向	施策
(1) 環境に配慮した住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 松本市の気候風土を活かした住まいづくり ② 省エネルギー住宅や再生可能エネルギーを活用した住宅の普及 ③ 住宅の長寿命化の促進
(2) 健康にやさしい住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康寿命を延ばす家の普及 ② ユニバーサルデザインに配慮した居住空間の確保
(3) 災害に強い住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の耐震化の促進 ② 住宅の防災対策 ③ 住宅の適切な維持・保全
(1) 住替え・建替えがしやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 中古住宅の流通促進 ② マンションの適正な修繕・改修や円滑な建替え ③ 空き家発生の未然防止と活用・除却の促進
(2) ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフスタイルに応じた住まいの提案 ② ライフステージに応じた住まいの提案
(3) 松本らしい暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ① まちなか居住の推進 ② 里山暮らしの推進 ③ 自然・歴史・文化を活かした街並み等の景観形成
(1) 多様な世代が安心できる住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 子供たちや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり ② 高齢者が安心して住み続けられる環境づくり
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な世代・世帯が支えあえるまちづくり
(1) 住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な世帯の入居が可能な公営住宅の整備 ② 公営住宅の効率的な管理運営
(2) 住宅困窮者の居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の継続 ② 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実
(3) 災害時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災住宅の再建 ② 災害発生時の住まいの確保
(1) 住生活産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> ① 住生活産業の成長促進
(2) 新技術の住まい・顧客サービスへの活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 先端技術の普及促進

第4章 住宅施策の展開

※ 本計画は、「松本市高齢者居住安定確保計画」「松本市賃貸住宅供給促進計画」、「松本市マンション適正化推進計画」を内包した計画のため、該当する「主な市の取組み」に以下の表示を行っています。

高：高齢者居住安定確保計画の取組み

賃：賃貸住宅供給促進計画の取組み

マ：マンション管理適正化推進計画の取組み

[凡 例]

■：市民会議の意見を反映した箇所

1 環境・健康・安全に配慮した住まいづくり

松本市では、**ゼロカーボン**の実現に向けて、エネルギーの地産地消、省資源・省エネルギーの徹底などに取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けて、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めています。

また、自然災害の頻発・激甚化による災害リスクを低減するため、防災・減災に向けた総合的な取り組みが進められています。

そのため、住宅分野においても、住まいの脱炭素化、健康に配慮した室内環境の確保やユニバーサルデザイン化、住まいの防災・減災機能の向上に取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえ、環境・健康・安全に配慮した住まいづくりに関する施策の展開にあたっては、「施策の方向」として、『環境に配慮した住まいづくり』、『健康にやさしい住まいづくり』、『災害に強い住まいづくり』の3つを位置づけ、それぞれの視点から、3つの「成果指標」、8つの「施策」を設定します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合	-	100% (令和15年)
住宅用温暖化対策設備設置補助金の交付件数(累計)	5,926件 (令和4年)	15,000件 (令和12年)
住宅の耐震化率	89.7% (令和4年)	92.0% (令和7年)

施策の方向

(1) 環境に配慮した住まいづくり

向こう10年のメッセージ

新築住宅はZEH住宅にしましょう 既存住宅はできるところからZEH化しましょう!

ゼロカーボンの実現に向けた住まいの脱炭素化を図るため、住宅施策と環境施策が連携しながら、松本市の気候風土を活かした住まいづくりや、省エネルギー住宅・再生可能エネルギーを活用した住宅の普及、住宅の長寿命化の促進等により、環境に配慮した住まいづくりを推進します。

施策

① 松本市の気候風土を活かした住まいづくり

信州の木を活用した地産地消の住まいづくりを普及するため、地場産木材を活用した住宅への支援を継続するとともに、松本市の豊かな自然環境と調和した住まいづくりを進めるため、住宅の緑化に対する支援を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 信州の木を活用した住宅への補助の継続 [森林環境課]
- イ 住宅の緑化支援 [公園緑地課] など

② 省エネルギー住宅や再生可能エネルギーを活用した住宅の普及

環境にやさしく、居住者が快適さを実感できる住まいを普及するため、市民や事業者に対する脱炭素化や高断熱・高気密化に向けた意識啓発を行うとともに、高断熱・高気密等の省エネルギーや、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入した住宅への支援を推進します。また、断熱・省エネルギー性能やライフサイクルコストに配慮した公営住宅を普及するため、公営住宅の更新に伴うZEH化やLCCMを推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減 [住宅課、資産税課]
- イ 公営住宅の更新に伴うZEH化の推進 [住宅課] など

③ 住宅の長寿命化の促進

住宅を長期にわたって良好な状態に維持するため、長期優良住宅建築等計画の認定等により、長期優良住宅の普及を図るとともに、既存住宅を良好な状態に維持するため、適切なメンテナンスを推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 長期優良住宅普及促進法による長期優良住宅建築等計画の認定 [建築指導課]
- イ 住宅の適切なメンテナンスの推進 [住宅課] など

施策の方向

(2) 健康にやさしい住まいづくり

向こう10年のメッセージ

健康に寄り添う住まいにしましょう 部屋間の温度差をなくしましょう!

健康寿命の延伸につながる住まいづくりに向けて、住宅施策と福祉施策が連携しながら、健康寿命を延ばす家の普及や、ユニバーサルデザインに配慮した居住空間の確保等により、健康にやさしい住まいづくりを推進します。

施策

① 健康寿命を延ばす家の普及

健康で快適な居住空間を確保するため、住宅性能表示制度に関する情報提供等により、シックハウス対策の普及を図ります。

また、高齢者の安全や健康に配慮した適切な温熱環境を確保するため、居住空間の断熱化や暖房機器設置等により、ヒートショック対策の充実を図ります。

■ 主な市の取組み

ア シックハウス対策の普及 [住宅課]

イ 居住空間のヒートショック対策(温熱環境)の充実 [住宅課] **高** など

② ユニバーサルデザインに配慮した居住空間の確保

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすい、安全な居住空間を確保するため、既存住宅のユニバーサルデザイン化に向けた改修等への支援を推進するとともに、公営住宅等のユニバーサルデザイン化を推進します。

■ 主な市の取組み

ア 住宅のユニバーサルデザイン化改修に対する補助・税の軽減

[高齢福祉課、資産税課] **高**

イ 公営住宅等のユニバーサルデザインの推進 [公共施設マネジメント課] **高** など

施策の方向

(3) 災害に強い住まいづくり

向こう10年のメッセージ

災害に対して強靭さを備えた住まいにしましょう!

住まいの防災・減災機能の確保に向けて、住宅の耐震化の促進や、住宅の防災対策、住宅の適切な維持・保全等により、災害に強い住まいづくりを推進します。

施策

① 住宅の耐震化の促進

地震による住宅の倒壊を防ぐため、松本市耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進するとともに、住宅の耐震診断・耐震改修への支援を推進することで、住宅の耐震性能の向上を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 耐震改修促進計画の推進 [建築指導課]
- イ 住宅の耐震診断・耐震改修への補助・税の軽減 [住宅課、資産税課] など

② 住宅の防災対策

火災による被害を最小限にするため、住宅の不燃化や住宅用火災警報器の設置等により、住宅の防火性能の向上を図ります。

また、災害の危険性の高いエリアへの立地を抑制するため、不動産取引時における災害リスク情報の提供を徹底するとともに、**災害リスク情報が更新された場合には、市民や事業者への円滑な情報提供**に努めます。

併せて、災害時に一定の住生活を維持できる住宅の普及に向けて、太陽光発電や蓄電池等の導入に対する経済的な支援を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 消防法等に基づく住宅用火災警報器等の設置指導 [建築指導課、広域消防局]
- イ 不動産取引時における災害リスク情報の提供 [消防防災課]
- ウ 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減
[住宅課、資産税課] (再掲) など


③ 住宅の適切な維持・保全

認定長期優良住宅の維持保全が適切に実施されているかを把握するため、住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況を確認します。

また、マンションを適切な状態に維持保全するため、マンションの管理状況の把握や、セミナーの開催、定期相談会の開催、耐震化の啓発、管理計画認定制度の運用等により、マンションの管理を適正かつ計画的に推進します。

■ 主な市の取組み

ア 認定長期優良住宅の維持保全状況の確認 [建築指導課]

イ マンションの管理適正化の推進 [住宅課]  など

2 多様なニーズに応じた住まいの実現

松本市は、全国と同様に少子高齢化や人口減少の傾向にあり、空き家・空き部屋等の既存の住宅ストックが多数存在しています。一方で、まちなかや中山間地など、地域ごとに様々な特性を有しており、働き方改革やコロナ禍を契機とした地方移住への関心が高まるなど、住まい方・働き方に対するニーズが多様化しています。

そのため、松本市においても、既存の住宅ストックや地域特性を活かしつつ、多様なニーズやライフスタイル・ライフステージに応じた住まいづくりに取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえ、多様なニーズに応じた住まいの実現に関する施策の展開にあたっては、「施策の方向」として、『住替え・建替えがしやすい仕組みづくり』、『ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくり』、『松本らしい暮らしの実現』の3つを位置づけ、それぞれの視点から、3つの「成果指標」、8つの「施策」を設定します

成果指標

指標名	現状値	目標値
空き家のうち、「その他の住宅」の全体の住宅数に占める割合	6.2% (平成30年)	6.2% (令和15年)
管理計画が認定されたマンションのストック比率	-	91.0% (令和15年)
空き家バンクの成約数(累計)	89件 (令和4年)	216件 (令和15年)

※「その他の住宅」・・・別荘や賃貸用・売却用の住宅の他に人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

施策の方向

(1) 住替え・建替えがしやすい仕組みづくり

向こう10年のメッセージ

住まいの適正な管理をしましょう!

移住・定住や住替えの受け皿となる既存ストックの活用・更新に向けて、中古住宅の流通促進や、マンションの適正な修繕・改修や円滑な建替え、空き家発生の未然防止と活用・除却の促進等により、住替え・建替えがしやすい仕組みづくりを推進します。

施策

① 中古住宅の流通促進

品質・性能の高い中古住宅流通、リフォーム市場の環境整備を図り、既存住宅を活用した移住・定住や住替えを促進するため、既存の戸建て住宅に対して、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等のリフォームに関する支援を推進するとともに、空き家バンクを活用し、空き家の住宅市場への還流を図ります。

また、誰もが安心して中古住宅を購入できるよう、安全性評価を一般公開する仕組みづくりの普及を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 戸建て住宅の良質なリフォームに対する補助【住宅課】**高**
- イ 空き家バンクを通じた空き家の住宅市場への還流【移住推進課】
- ウ 中古住宅の安全性を評価して一般に公開する仕組みの普及【住宅課】 など

② マンションの適正な修繕・改修や円滑な建替え

管理不全の老朽化したマンションを抑制し、周辺への危害等を防止するため、マンション管理適正化推進計画に基づき、老朽化したマンションの管理組合や区分所有者に対して修繕・改修や建替えに関する情報提供や必要な手続きを行うとともに、必要に応じて管理組合へ指導・助言等を行い、管理の適正化を促進します。

■ 主な市の取組み

- ア マンションの建替えに関する情報提供及び法定事務【建築指導課】**マ**
- イ マンションの管理適正化の推進【住宅課】(再掲)**マ** など

③ 空き家発生の未然防止と活用・除却の促進

増加する空き家による地域住民の生活環境の悪化を防ぎ、移住・定住や住替えを**目的**とした空き家の活用を促進するため、「松本市空家等対策計画」に基づき、ホームページ等での情報提供による空き家の発生予防や空き家問題の意識啓発、特定空家の除却支援、空き家バンクによる空き家の利活用、管理不全な空き家への対策検討等を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 空家等対策計画の推進【住宅課】 など

松本市マンション管理適正化推進計画

松本市マンション管理適正化推進計画は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号。以下、「マンション管理適正化法」という。)第3条の2に基づき、国の「マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針」(以下、「マンション管理適正化指針」という。)のもと、以下のとおり定めます。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

「松本市住宅マスタープラン」(以下「住宅マスタープラン」という。)の基本理念を実現するために位置づけた基本方針や住宅施策の展開を踏まえ、管理計画が認定されたマンションのストック比率を91.0%の水準に引き上げることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために松本市が講ずる措置に関する事項

松本市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合や区分所有者を対象とした実態調査等を実施することを検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、マンション管理計画認定制度に関する事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等に対する適切な助言・指導等を行います。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

松本市マンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。本指針は、松本市の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものであり、本指針の内容について十分留意した上で、日常的なマンションの管理適正化に努めることが必要です。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

本計画の期間は、市の住宅マスタープランの計画期間に合わせ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、住宅マスタープランの見直しなどに合わせ、必要に応じて見直しを図るものとします。

施策の方向

(2) ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくり

向こう10年のメッセージ

さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう!

多様な住まい方・働き方を実現できる住まいづくりに向けて、一人ひとりのライフスタイルに応じた住まいの提案や、子供や若者、子育て世代、高齢者等のライフステージに応じた住まいの提案により、**住宅施策、子育て支援施策、福祉施策が連携**しながら、市民のライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくりを推進します。

施策

① ライフスタイルに応じた住まいの提案

働き方改革やコロナ禍を契機とした、市民のニーズや社会経済動向の変化に伴う**多様なライフスタイル**に応じた住まい方や働き方を可能とするため、地域における**子育て支援施設や身近な公園・広場**、コワーキングスペース・サテライトオフィス等の豊かな暮らしを支える周辺環境の整備を図り、職育・職住が近接した住まいづくりの推進に努めます。

また、**宅配ボックス**や**タッチレスキー**の設置、テレワークにおける**執務空間**の確保等の非接触型の暮らしを提案します。

■ 主な市の取組み

- ア 職育・職住近接の住まいづくりの提案 [住宅課]
- イ 非接触型の暮らしの提案 [住宅課] など

② ライフステージに応じた住まいの提案

市民それぞれの**ライフステージに応じた住まいを提供**し、生涯を通じた市内での柔軟な住替えを可能とするため、**高齢者が住みやすい共同住宅や学生・若い世代の居住を支援する住宅の情報提供**に努めます。

また、結婚や子の入学等、ライフステージの変化が移住・定住のきっかけとなるため、総合相談窓口の設置やSNS、ホームページを活用した情報発信によりUIJターンの促進を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 高齢者が住みやすい共同住宅、学生や若い世代の居住を支援する住宅の情報提供 [住宅課] **高**
- イ UIJターンの促進 [移住推進課] など

施策の方向

(3) 松本らしい暮らしの実現

向こう10年のメッセージ

さまざまな住まい方を許容できるまちにしましょう！

松本市の賑わいのあるまちなかや、豊かな自然に囲まれた中山間地など、それぞれの地域が有する様々な特性や魅力を活かした暮らしづくりに向けて、まちなか居住の推進や、里山暮らしの推進、自然・歴史・文化を活かした街並み等の景観形成により、市民が誇りと愛着を持つことのできる松本らしい暮らしの実現を図ります。

施策

① まちなか居住の推進

賑わいのあるまちなかでの居住を希望する人たちのニーズに合わせた、まちなかにふさわしい暮らしを実現できる住まいを提供するため、市民と住宅関連事業者に対して必要な情報提供の推進や支援の充実を図るとともに、特に子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住に関する取組を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 松本らしい暮らしの魅力を伝える SNS、ホームページを活用した情報発信 [移住推進課など]
- イ 子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住の推進 [住宅課] など

② 里山暮らしの推進

豊かな自然に囲まれた中山間地での居住を希望する人たちのニーズに合わせた、里山暮らしを実現できる住まいを提供するため、移住相談窓口やセミナーなどを活用した、中山間地への移住や住替え、二地域居住等に関する情報発信を推進します。

また、クライנגルテンを活用した二地域居住型グリーンツーリズムの拠点形成や、農林業従事志向世帯に対して移住・定住を受け入れる環境の整備を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 松本らしい暮らしの魅力を伝える SNS、ホームページを活用した情報発信 [移住推進課など] (再掲)
- イ 農林業従事志向世帯の定住を受け入れる環境の整備 [農政課] など

③ 自然・歴史・文化を活かした街並み等の景観形成

松本市の恵まれた自然・歴史・文化資源を活かした、美しく風格ある景観を次代の市民に引き継いでいくため、松本市景観条例や松本市景観計画等に基づき、建築物の高さや色彩等の景観形成基準による良好な居住環境の保全や優れた景観形成を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 景観条例等に基づく建築物等の景観形成 [都市計画課] など

3 多様な世代の支えあいとコミュニティ形成

松本市では、高齢者世帯、単身世帯、ひとり親世帯の増加や、若者の貧困化により、住宅困窮者のニーズが多様化するとともに、少子高齢化や人口減少の進展、価値観の多様化により、地域活動を支える人材が減少し、地域コミュニティの希薄化につながっています。

そのため、多様な世代の身体・生活状況等に応じて住まいを確保できる環境づくりや、互いに支えあいながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえ、多様な世代の支えあいとコミュニティ形成に関する施策の展開にあたっては、「施策の方向」として、『多様な世代が安心できる住まいづくり』、『多様な世代が支えあえる地域づくり』の2つを位置づけ、それぞれの視点から、2つの「成果指標」、3つの「施策」を設定します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
自動車の代表交通分担率	68.5% (令和元年)	66.5% (令和7年)
居住誘導区域人口密度	45.6人/ha (平成27年)	45.6人/ha (令和15年)

施策の方向

(1) 多様な世代が安心できる住まいづくり

向こう10年のメッセージ

子どもや高齢者が安心して過ごせる環境づくりを目指しましょう！

多様な世代の身体・生活状況等に応じた住まいの安定的な確保の実現に向けて、**子供たち**や子育て世代が安心して暮らせる環境づくりや、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりにより、多様な世代が安心できる住まいづくりを推進します。

施策

① 子供たちや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり

子供たちや子育て世代が安心して住まいを確保し、住み続けることができるよう、子育て世代が市街地に居住できる住宅の供給体制の整備を推進します。

また、**地域における子育て支援施設や身近な公園・広場等の子供たちや子育て世代が暮らしやすい周辺環境の整備**を図ります。

さらに、ファミリーサポートセンターなどを活用した地域で子育て世代を手助けする雰囲気づくりを促進します。

■ 主な市の取組み

ア 子育て世帯向けの市街地居住が可能な住宅の供給体制の整備 [住宅課]

イ 子育てを地域で手助けできる気運の醸成 [こども育成課] など

② 高齢者が安心して住み続けられる環境づくり

一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者が生涯にわたって安心して住み続けることができるよう、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を含めた、高齢期に備えた総合的な住まい方の情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、地域の見守り活動をすすめるとともに、ひとり暮らし高齢者の安心・安全を図るために緊急時に適切な救助活動ができる機器の貸出を行います。

■ 主な市の取組み

ア 高齢期に備えた総合的な住まい方の情報提供・相談体制の充実

[高齢福祉課、住宅課] **高**

イ 地域のつながりや、緊急通報装置を活用した高齢者の見守り [高齢福祉課] **高** など

松本市高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）第4条の2に基づき、国の「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」のもと、以下のとおり定めます。

1 高齢者の居住の安定確保に向けた目標

高齢者の居住の安定確保に向けた目標として、国の「住生活基本計画（全国計画）」の成果指標では、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和12年度までに4.0%にすることをしています。松本市は現状値（令和5年4月1日時点）が4.2%となっているため、本計画では住生活基本計画（全国計画）に準拠し、現状維持を目標とします。

2 高齢者の居住の安定確保に向けた取組み

（1）高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給の促進

公営住宅の必要数を確保するとともに、民間賃貸住宅や空き家・空き部屋を活用する仕組みや民間賃貸住宅のオーナーに対する支援の検討により、セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組みを推進します。

（2）高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切かつ計画的な長寿命化や、居住環境の改善を図ります。また、公営住宅の入居条件の適正化や、入居希望者の世帯構成と住宅規模に合った入居誘導により、公営住宅の公平・的確な入居に努めます。

（3）高齢者に適した良好な住環境を有する住宅の整備の促進

既存住宅のユニバーサルデザイン化に向けた改修等への支援や、公営住宅等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、既存の戸建て住宅の良質なりフォームに関する支援を推進します。また、居住空間のヒートショック対策（温熱環境）の充実を図るとともに、IoT技術を活用した高齢者見守りサービスの普及を促進します。

（4）高齢者居宅支援施設の整備の促進及び居宅生活支援体制の確保

老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、民間賃貸住宅等を含めた、高齢期に備えた総合的な住まい方の情報提供や相談体制の充実を図ります。また、高齢者世帯等の入居や、家賃納付に関する制度活用の支援体制の充実を図ります。併せて、単身高齢者が住みやすい共同住宅の情報提供に努めるとともに、多世代同居・多世代近居を促進します。

3 計画期間

本計画の期間は、住宅マスタープランの計画期間に合わせ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、住宅マスタープランの見直しなどに合わせ、必要に応じて見直しを図るものとします。

施策の方向

(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり

向こう10年のメッセージ

コンパクトなまちづくりで持続可能な生活基盤を目指しましょう！

少子高齢化・人口減少社会に対応した、多様な世代が暮らし続けることができる持続可能な地域の実現に向けて、住宅施策とまちづくりが連携しながら、立地適正化による居住・都市機能の誘導や、多様な世代・世帯が交流し、助けあえる地域コミュニティの形成により、多様な世代が支えあえる地域づくりを推進します。

施策

① 多様な世代・世帯が支えあえるまちづくり

いつまでも暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに向けて、松本市立地適正化計画の推進により、居住機能及び医療・福祉・商業等の都市機能の誘導・集約や、公共交通の充実を図ることで、市民の暮らしを支える生活サービスや地域コミュニティの維持・向上を図ります。

また、多様な世代・世帯が支えあえる地域づくりの実現に向けて、市民が主体となって地域の課題を解決できる仕組みづくりを推進するとともに、地域住民が交流できる機会の提供や、地域づくりのための教育・文化設や、福祉施設、体育施設の整備・改修を推進します。

さらに、子育てや介護等について、身近な地域で子供たちや子育て世帯、高齢者等の多世代が互いに交流し、助け合えるよう、多世代同居・多世代近居を促進するとともに、ミクストコミュニティの形成を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 立地適正化計画の推進 [都市計画課]
- イ 地域の課題を地域で解決できるような仕組みづくり [地域づくり課]
- ウ 生涯学習関係施策の推進による地域住民の交流機会の提供 [生涯学習課]
- エ 地域づくりのための教育・文化施設・福祉施設や体育施設の整備・改修 [施設所管課]
- オ 多世代同居・多世代近居の促進 [住宅課] **高**
- カ 多様な世代がつながり交流するミクストコミュニティの形成 [地域づくり課] など

4 誰もが安心して暮らせる住まいづくり

公営住宅は、住宅セーフティネットの中核として機能する一方で老朽化が進んでおり、民間賃貸住宅は、空き家・空き部屋等の既存の住宅ストックが増加しています。また、大規模災害では、多数の住宅が破損・損壊し、被災者の住まいが不足する恐れがあります。

そのため、公営住宅と民間賃貸住宅が連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの実現や、行政と民間が連携した災害時の被災住宅の円滑な再建と応急的な住まいの確保に向けた支援体制づくりに取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえ、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに関する施策の展開にあたっては、「施策の方向」として、『住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実』、『住宅困窮者の居住支援の充実』、『災害時の支援体制の整備』の3つを位置づけ、それぞれの視点から、2つの「成果指標」、6つの「施策」を設定します。

なお、本計画での公営住宅は、生活困窮者のための市営住宅を指しており、従来の公営住宅に含まれる特定公共賃貸住宅や、特定目的住宅は含まれないものとします。

成果指標

指標名	現状値	目標値
公営住宅（生活困窮者向けの市営住宅） の供給数	2,509戸 (令和4年)	2,483戸 (令和8年)
セーフティネット登録住宅数	2,147戸 (令和4年)	現状維持 (令和15年)

施策の方向

(1) 住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実

向こう10年のメッセージ

すべての人に住まいを提供しましょう!

誰もが適切な住宅を確保し、安定した居住を続けられる住宅セーフティネットの実現に向けて、多様な世帯の入居が可能な公営住宅の整備や、公営住宅の効率的な管理運営により、住宅施策と福祉施策が連携しながら、住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実を図ります。

施策

1 多様な世帯の入居が可能な公営住宅の整備

公営住宅が住宅セーフティネットとして重要な役割が果たされるよう、障がい者や高齢者、子育て、住宅確保要配慮者等の入居者に応じた公営住宅の提供を推進するとともに、入居者や子育て世代が集う集会所・広場の併設等の整備により、公営住宅の充実を図ります。

また、公営住宅に多様な世帯が入居することで、異なる世代・世帯が交流し、住民間で良好なコミュニティを形成できるよう、ファミリー世帯が暮らしやすい広い間取り、夫婦のみで十分に暮らせる間取り等を取り入れた公営住宅の建替えや、入居制度の改善に努めます。

■ 主な市の取組み

ア 子育てに適した公営住宅の整備 [住宅課]

イ 多様な世代が交流できるような構造の公営住宅への建替えや入居制度への改善

[住宅課] など

2 公営住宅の効率的な管理運営

公営住宅の良好な居住環境を確保するため、県と市の役割分担を踏まえた公営住宅の適正かつ効率的な管理運営を行うとともに、公営住宅の老朽化に対応するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切かつ計画的な長寿命化や、居住環境の改善を図ります。

また、様々な立場で住宅に困窮している市民のニーズに応えるため、社会経済情勢の変化や地域の実情を踏まえながら、公営住宅の必要数を確保するとともに、入居条件の適正化や入居希望者の世帯構成と住宅規模に合った入居誘導等により、公営住宅の公平・的確な入居に努めます。

■ 主な市の取組み

ア 県と市との役割分担（県：広域的な需要に対応した公営住宅の運営、市町村：地域の実情に応じた公営住宅の主体的運営） [住宅課]

イ 公営住宅への公平・的確な入居 [住宅課] **高**

ウ 公営住宅等長寿命化計画の推進 [住宅課] **高賃** など

施策の方向

(2) 住宅困窮者の居住支援の充実

向こう10年のメッセージ

住まいと福祉で切れ目のない支援を目指しましょう！

住宅確保要配慮者の住宅確保の推進に向けて、住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の充実や、民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実により、住宅施策と福祉施策、行政と民間が連携した住宅困窮者の居住支援の充実を図ります。

施策

1 住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の継続

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、松本市居住支援関係者連絡会や地域の居住支援体制構築のための勉強会への市職員の参加により、支援の仕組みに関する意見交換や情報収集を実施しつつ、相談窓口の設置、入居を支援する相談体制の確保を継続します。

また、生活困窮者に対して住宅確保や入居支援を推進するとともに、経済的な支援として、家賃納付に関する支援体制の充実を図ります。

■ 主な市の取り組み

ア 高齢者、子育て世帯等の入居を支援する相談体制の確保

[高齢福祉課、こども福祉課] 高 賃

イ 要支援者・要介護者や外国人の入居を支援する相談体制の確保

[障がい福祉課、人権共生課] 賃

ウ 家賃納付に関する制度活用の支援体制の充実 [住宅課] 高 賃

エ 生活困窮者の住居確保・入居支援 [生活福祉課] 賃 など

2 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実

公営住宅とともに住宅セーフティネットの役割を持つものとして、民間賃貸住宅や空き家・空き部屋等を活用する仕組みや、住宅確保要配慮者の円滑な入居を普及する仕組みの検討により、住宅セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取り組みを推進します。

また、関係機関との連携した民間賃貸住宅等に関する情報提供および相談体制の整備や、民間賃貸住宅のオーナーが安心して住宅提供できる支援等を検討します。

■ 主な市の取り組み

ア 民間賃貸住宅に関する情報提供や相談体制の整備の検討 [住宅課、生活福祉課] 高 賃

イ 民間賃貸住宅や空き家・空き部屋を活用する仕組みの検討 [住宅課、生活福祉課] 高 賃

ウ セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取り組みの推進

[住宅課、生活福祉課] 高 賃

エ 民間賃貸住宅のオーナーに対する支援の検討 [住宅課、生活福祉課] 高 賃 など

松本市賃貸住宅供給促進計画

松本市賃貸住宅供給促進計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下、「住宅セーフティネット法」という。）第6条に基づき、国の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」のもと、以下のとおり定めます。

1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「住宅セーフティネット法施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者及び長野県賃貸住宅供給促進計画（令和4年3月策定）で定める以下の者としします。

① 住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者

- | | |
|---|------------------------|
| ・低額所得者 | ・被災者（発災日から起算して3年以内） |
| ・高齢者 | ・障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者 |
| ・子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者 | |

② 住宅セーフティネット法施行規則第3条第1号から第10号までに定める者

- | | | |
|--------------|-----------|-------------|
| ・日本の国籍を有しない者 | ・DV被害者 | ・生活困窮者 |
| ・中国残留邦人 | ・北朝鮮拉致被害者 | ・東日本大震災の被災者 |
| ・児童虐待を受けた者 | ・犯罪被害者 | |
| ・ハンセン病療養所入居者 | ・更生保護対象者 | |

③ 長野県賃貸住宅供給促進計画で定める者

- | |
|---|
| ・海外からの引揚者（引揚者給付金等支給法第3条の規定による厚生労働大臣の認定者） |
| ・新婚世帯（配偶者を得て5年以内の者） |
| ・原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者） |
| ・戦傷病者（戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者） |
| ・児童養護施設退所者（児童福祉法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設又は同法第44条に規定する児童養護施設を退所した者（又は退所しようとする者）並びに同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による支援を受けた者で、自立した生活を行っている（又は行う予定である）もの） |
| ・LGBTQをはじめとする性的マイノリティ |
| ・UIJターンによる転入者（県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者） |
| ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等） |
| ・犯罪をした者等（再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項に規定する犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）を退所した者） |
| ・身元保証人を確保できない者 |

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

松本市公営住宅等長寿命化計画（平成29年6月）で設定した公営住宅供給目標戸数を踏まえ、公営住宅の必要数の確保や、長寿命化、入居条件の適正化等により、住宅困窮者への公営住宅への供給を促進します。

② 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実に向けて、民間賃貸住宅や空き家・空き部屋を活用する仕組みや民間賃貸住宅のオーナーに対する支援の検討により、セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組みを推進します。

2 目標を達成するために必要な事項

(1) 公営住宅の効率的な管理運営

公営住宅の適正かつ効率的な管理運営を行うとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切かつ計画的な長寿命化や、居住環境の改善を図ります。

また、社会経済情勢の変化や地域の実情を踏まえながら、公営住宅の必要数を確保するとともに、入居条件の適正化に努めます。

(2) 住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の充実

松本市居住支援関係者連絡会や地域の居住支援体制構築のための勉強会への市職員の参加により、住宅確保要配慮者の支援の仕組みに関する意見交換や情報収集の実施を継続しつつ、居住に関する窓口相談の対応の充実等により、入居を支援する相談体制の確保を推進します。

また、生活困窮者に対して住宅確保や入居支援を推進するとともに、経済的な支援として、家賃納付に関する支援体制の充実を図ります。

(3) 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実

民間賃貸住宅や空き家・空き部屋等を住宅セーフティネットとして活用する仕組みや、住宅確保要配慮者の円滑な入居を普及する仕組みの検討により、住宅セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組みを推進します。

また、関係機関との連携した民間賃貸住宅等に関する情報提供および相談体制の整備や、民間賃貸住宅のオーナーが安心して住宅提供できる支援等を検討します。

3 計画期間

本計画の期間は、住宅マスタープランの計画期間に合わせ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、住宅マスタープランの見直しなどに合わせ、必要に応じて見直しを図るものとします。

施策の方向

(3) 災害時の支援体制の整備

向こう10年のメッセージ

災害時の住宅を確保しましょう！

災害時における被災者の住まいの確保に向けて、被災住宅の円滑な再建や、行政と民間が連携した既存ストックの活用も視野に入れ、災害時の支援体制の整備を推進します。

施策

① 被災住宅の再建

災害時に被害を受けた住宅の再建を円滑に進めるため、建築物が火災や風水害等の災害にあった方に対して、被災家屋の固定資産税・都市計画税の納期末到来分について損害割合に応じた額の減免や、被害があった住宅を再建する際の補助、支援など、経済的な支援を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 建築物が火災や風水害等の災害にあった場合の税の減免 [資産税課]
- イ 被災住宅再建への補助、支援 [地域づくり課] など

② 災害発生時の住まいの確保

災害発生時の住宅の需要に対応するため、関係団体と連携した民間賃貸住宅の活用体制の整備や、公営住宅への入居体制の整備により、**行政と民間が連携**しつつ、既存ストックを活用しながら、災害時における住まいを迅速に確保する体制の構築を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 関係団体との連携による災害時民間賃貸住宅活用体制の整備 [住宅課]
- イ 災害時公営住宅への入居体制の整備 [住宅課] など

5 住生活産業の発展と新技術の活用

少子高齢化や人口減少に伴い、住まいづくりの担い手の減少には歯止めがかからず、高齢化も他産業に比べ進んでいます。その一方で、コロナ禍を契機として多様な住まい方、働き方、生活様式等が浸透し、DXが急速に進展したことで、住宅分野においても、新技術を活用した新しいサービスの提供やデジタル化が進んでいます。

そのため、**今後も社会動向やライフスタイルの変化に的確に対応**しながら、大工技能者等の確保・育成とともに、更なる省力化、DX等を通じた生産性の向上や就労環境の改善を図ることで、住生活産業の基盤強化と活性化や、住まいづくりにおけるDX・デジタル化の推進に取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえ、住生活産業の展開と新技術の活用に関する施策の展開にあたっては、「施策の方向」として、『住生活産業の発展』、『新技術の住まい・顧客サービスへの活用』の2つを位置づけ、それぞれの視点から、以下の2つの「成果指標」、2つの「施策」を設定します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
まつもと広域ものづくりフェアへの「建設・不動産」分野の出店企業数（累計）	7社 （令和4年）	33社 （令和15年）
新築住宅のうちZEH基準の省エネルギー性能を有する住宅の割合（再掲）	-	100% （令和15年）

施策の方向

(1) 住生活産業の発展

向こう10年のメッセージ

若い力を住生活産業へつなぎましょう！

住生活産業を支える基盤の強化と住生活産業の活性化に向けて、住まいに関するヒト・モノ等の地域資源や国等の各種制度等を有効活用した住生活産業の成長促進により、住生活産業の発展を推進します。

施策

① 住生活産業の成長促進

住生活産業の成長を図るため、地域経済を支える地域材を利用した木造住宅の供給促進を目的に、公共施設づくりにおいて信州の木を積極的に利用し、信州の木を活用した住宅には経済的な支援を行うとともに、木造建築等の**住まいづくりの担い手の確保・育成の支援**や、ネットワークの形成を推進します。

■ 主な市の取組み

- ア 公共施設への信州の木の積極的な利用 [公共施設マネジメント課]
- イ 信州の木を活用した住宅への補助の継続 [森林環境課] (再掲)
- ウ 木造建築担い手の確保、育成の支援 [住宅課] など

施策の方向

(2) 新技術の住まい・顧客サービスへの活用

向こう10年のメッセージ

住宅に新しい魅力を加えましょう！

住宅分野におけるDXの推進に向けて、先端技術の普及促進に向けた民間への情報提供や行政への積極的な導入により、新技術の住まい・顧客サービスへの活用を推進します。

施策

① 先端技術の普及促進

住宅分野におけるDX・デジタル化を推進するため、AIやIoT等の先端技術を活用した住まい・顧客サービスの開発支援や情報提供に努めます。

また、住宅取得に係る補助・税控除の申請等に関する手続きや、公営住宅の入居手続き等の住宅分野の各種行政手続きについて、インターネットを活用して24時間365日手続きができるデジタル化を促進します。

■ 主な市の取組み

- ア 先端技術を活かした住まいの開発支援、情報提供 [商工課、住宅課]
- イ 住宅分野の各種行政手続きのデジタル化促進 [手続き所管課] など

■ 主な市の取組みと世代・住まい形態の関係

主な市の取組み	
1	環境・健康・安全に配慮した住まいづくり
	(1) 環境に配慮した住まいづくり
	① 松本市の気候風土を活かした住まいづくり 信州の木を活用した住宅への補助の継続 住宅の緑化支援
	② 省エネルギー住宅や再生可能エネルギーを活用した住宅の普及 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減 公営住宅の更新に伴うZEH化の推進
	③ 住宅の長寿命化の促進 長期優良住宅普及促進法による長期優良住宅建築等計画の認定 住宅の適切なメンテナンスの推進
	(2) 健康にやさしい住まいづくり
	① 健康寿命を延ばす家の普及 シックハウス対策の普及 居住空間のヒートショック対策（温熱環境）の充実
	② ユニバーサルデザインに配慮した居住空間の確保 住宅のユニバーサルデザイン化改修に対する補助・税の軽減 公営住宅等のユニバーサルデザインの推進
	(3) 災害に強い住まいづくり
	① 住宅の耐震化の促進 耐震改修促進計画の推進 住宅の耐震診断・耐震改修への補助・税の軽減
	② 住宅の防災対策 消防法等に基づく住宅用火災警報器等の設置指導 不動産取引時における災害リスク情報の提供 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減〔再掲〕
	③ 住宅の適切な維持・保全 認定長期優良住宅の維持保全状況の確認 マンションの管理適正化の推進
2	多様なニーズに応じた住まいの実現
	(1) 住替え・建替えがしやすい仕組みづくり
	① 中古住宅の流通促進 戸建て住宅の良質なりフォームに対する補助 空き家バンクを通じた空き家の住宅市場への還流 中古住宅の安全性を評価して一般に公開する仕組みの普及
	② マンションの適正な修繕・改修や円滑な建替え マンションの建替えに関する情報提供及び法定事務 マンションの管理適正化の推進〔再掲〕
	③ 空き家発生の未然防止と活用・除却の促進 空家等対策計画の推進
	(2) ライフスタイルやライフステージに応じた住まいづくり
	① ライフスタイルに応じた住まいの提案 職育・職住近接の住まいづくりの提案 非接触型の暮らしの提案
	② ライフステージに応じた住まいの提案 高齢者が住みやすい共同住宅、学生や若い世代の居住を支援する住宅の情報提供 UIJターンの促進
	(3) 松本らしい暮らしの実現
	① まちなか居住の推進 松本らしい暮らしの魅力を伝えるSNS、ホームページを活用した情報発信 子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住の推進
	② 里山暮らしの推進 松本らしい暮らしの魅力を伝えるSNS、ホームページを活用した情報発信〔再掲〕 農林業従事志向世帯の定住を受け入れる環境の整備
	③ 自然・歴史・文化を活かした街並み等の景観形成 景観計画等に基づく建築物等の景観形成

専用住宅の所有別			建て方別		世代別		
持ち家	民間借家	公営借家	一戸建	共同住宅	若年	子育て世代	高齢者
●	●		●	●			
●	●		●	●			
●	●	●	●	●			
●	●		●	●			
●	●		●	●			
●	●	●	●	●			●
●	●	●	●	●			●
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●		●	
●	●	●	●	●		●	
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●			

主な市の取組み

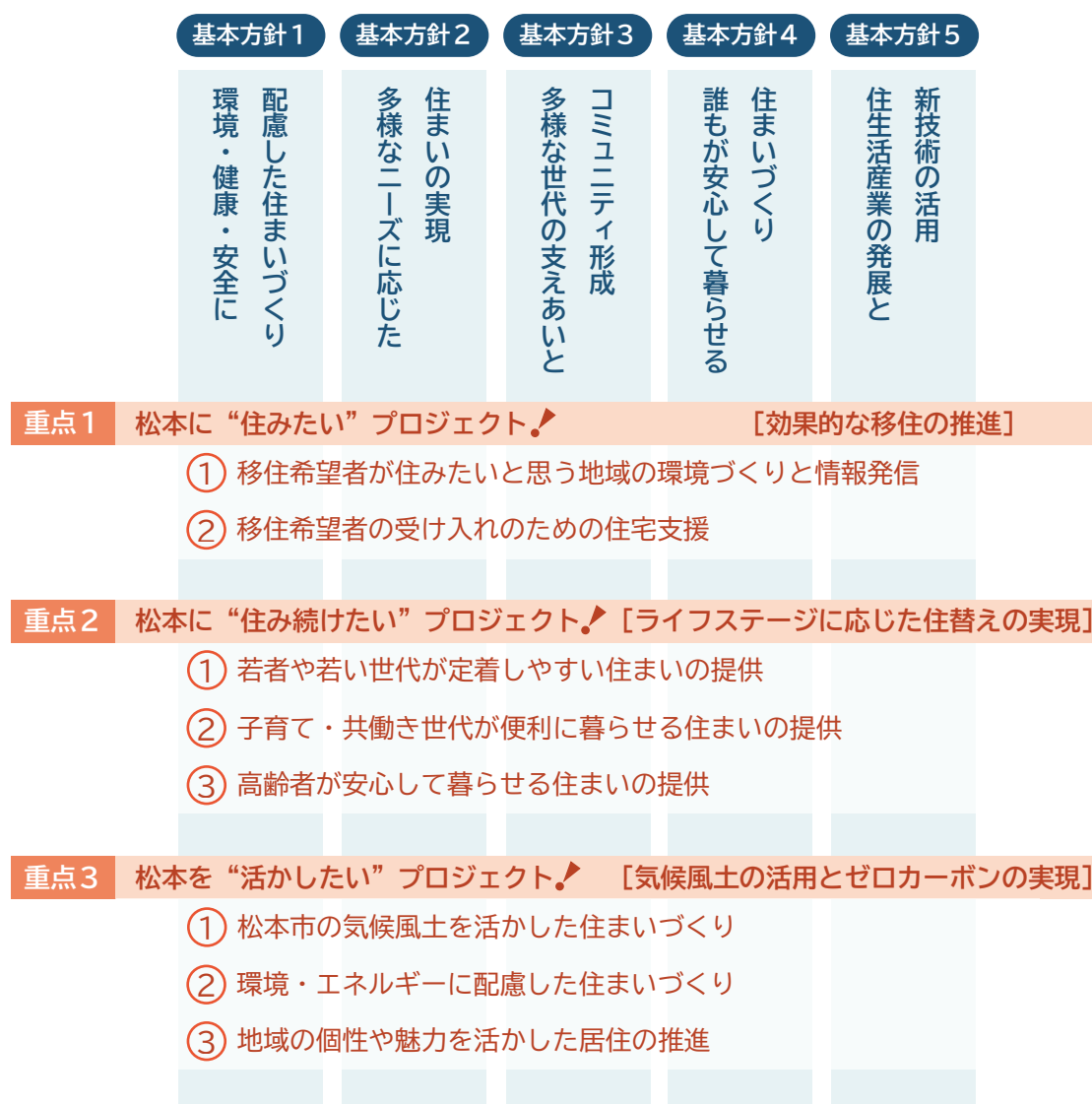
3 多様な世代の支えあいとコミュニティ形成	
(1) 多様な世代が安心できる住まいづくり	
①	子供たちや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり 子育て世帯向けの市街地居住が可能な住宅の供給体制の整備 子育てを地域で手助けできる気運の醸成
②	高齢者が安心して住み続けられる環境づくり 高齢期に備えた総合的な住まい方の情報提供・相談体制の充実 地域のつながりや、緊急通報装置を活用した高齢者の見守り
(2) 多様な世代が支えあえる地域づくり	
①	多様な世代・世帯が支えあえるまちづくり 立地適正化計画の推進 地域の課題を地域で解決できるような仕組みづくり 生涯学習関係施策の推進による地域住民の交流機会の提供 地域づくりのための教育・文化施設・福祉施設や体育施設の整備・改修 多世代同居・多世代近居の促進 多様な世代がつながり交流するミクストコミュニティの形成
4 誰もが安心して暮らせる住まいづくり	
(1) 住宅セーフティネットとしての公営住宅の充実	
①	多様な世帯の入居が可能な公営住宅の整備 子育てに適した公営住宅の整備 多様な世代が交流できるような構造の公営住宅への建替えや入居制度への改善
②	公営住宅の効率的な管理運営 県と市との役割分担（県：広域的な需要に対応した公営住宅の運営、市町村：地域の実情に応じた公営住宅の主体的運営） 公営住宅への公平・的確な入居 公営住宅等長寿命化計画の推進
(2) 住宅困窮者の居住支援の充実	
①	住宅確保要配慮者への生活相談・支援体制の継続 高齢者、子育て世帯等の入居を支援する相談体制の確保 要支援者・要介護者や外国人の入居を支援する相談体制の確保 家賃納付に関する制度活用支援体制の充実 生活困窮者の住居確保・入居支援
②	民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実 民間賃貸住宅に関する情報提供や相談体制の整備の検討 民間賃貸住宅や空き家・空き部屋を活用する仕組みの検討 セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組みの推進 民間賃貸住宅のオーナーに対する支援の検討
(3) 災害時の支援体制の整備	
①	被災住宅の再建 建築物が火災や風水害等の災害にあった場合の税の減免 被災住宅再建への補助、支援
②	災害発生時の住まいの確保 関係団体との連携による災害時民間賃貸住宅活用体制の整備 災害時公営住宅への入居体制の整備
5 住生活産業の発展と新技術の活用	
(1) 住生活産業の発展	
①	住生活産業の成長促進 公共施設への信州の木の積極的な利用 信州の木を活用した住宅への補助の継続【再掲】 木造建築担い手の確保、育成の支援
(2) 新技術の住まい・顧客サービスへの活用	
①	先端技術の普及促進 先端技術を活かした住まいの開発支援、情報提供 住宅分野の各種行政手続のデジタル化促進

専用住宅の所有別			建て方別		世代別		
持ち家	民間借家	公営借家	一戸建	共同住宅	若年	子育て世代	高齢者
●	●	●	●	●	●	●	
					●	●	
							●
							●
●	●	●	●	●	●	●	●
					●	●	●
					●	●	●
					●	●	●
					●	●	●
		●		●		●	●
		●		●	●	●	
		●		●			
		●		●			
		●		●			
	●		●	●			
	●		●	●			
	●		●	●			
	●		●	●			
		●	●	●			
		●	●	●			
●	●		●	●			

第 5 章 重点プロジェクト

本計画の基本理念の実現にあたっては、住宅施策の展開に位置付けた施策や主な市の取組みの中から、特に重点的に取り組むものを重点プロジェクトとして位置づけ、横断的な視点で推進していくこととします。

図 重点プロジェクトの体系



移住希望者が必要とする情報や相談窓口を一元化し、移住を検討する段階から実際の移住までをきめ細かにサポートする仕組みを充実させることで、効果的かつ円滑な松本市への移住を推進します。

① 移住希望者が住みたいと思う地域の情報発信と環境づくり

松本市への移住希望者に対し、住みたい場所の希望が叶うサポートとして、総合相談窓口を設置し、情報発信するとともに、地域で移住者を受け入れやすい体制の整備を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 松本らしい暮らしの魅力を伝える SNS、ホームページを活用した情報発信 [移住推進課など]
- イ 子育てを地域で手助けできる気運の醸成 [こども育成課]
- ウ 農林業従事志向世帯の定住を受け入れる環境の整備 [農政課] など

② 移住希望者の受け入れのための住宅支援

松本市への移住希望者が良質な住宅を確保するために、各種支援制度の充実を図るとともに、中古住宅ストックのマッチングの支援等 U I J ターンの受け入れを促進します。

■ 主な市の取組み

- ア 空き家バンクを通じた空き家の住宅市場への還流 [移住推進課]
- イ 中古住宅の安全性を評価して一般に公開する仕組みの普及 [住宅課]
- ウ 戸建て住宅の良質なリフォームに対する補助 [住宅課] など

重点2 松本に“住み続けたい”プロジェクト! 【ライフステージに応じた住替えの実現】

ライフステージに合わせて家を住み替えながら、生涯にわたって松本市に住み続けることができるよう、子供や学生、若い世代、新婚・子育て世代、高齢者等のそれぞれの身体・生活状況等に
応じた住まいの提供や支援体制の充実により、円滑な住み替えを実現します。

① 若者や若い世代が定着しやすい住まいの提供

松本市に暮らす学生や若い世代が定着するよう、学生・若い世代向けの住宅の情報提供の充実などにより、学生や若い世代の居住を支援します。

■ 主な市の取組み

ア 高齢者が住みやすい共同住宅、学生や若い世代の居住を支援する住宅の情報提供
[住宅課] など

② 子育て・共働き世代が便利に暮らせる住まいの提供

新婚・子育て・共働き世代が生活利便性の高い立地に良質な住まいを確保できるよう、子育て世帯向けの市街地居住が可能な住宅の供給体制の整備や、子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住を推進するとともに、地域で子育てを手助けする気運の醸成を図ります。

■ 主な市の取組み

ア 子育て世帯向けの市街地居住が可能な住宅の供給体制の整備 [住宅課]
イ 子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住の推進 [住宅課]
ウ 子育てを地域で手助けできる気運の醸成 [こども育成課] (再掲)
エ 立地適正化計画の推進 [都市計画課] など

③ 高齢者が安心して暮らせる住まいの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい方の情報提供・相談体制の充実や高齢者の見守り機能の向上を図るとともに、多世代同居・多世代近居の促進や、ミクストコミュニティの形成を図ります。

■ 主な市の取組み

ア 高齢期に備えた総合的な住まい方の情報提供・相談体制の充実 [高齢福祉課、住宅課]
イ 地域のつながりや、緊急通報装置を活用した高齢者の見守り [高齢福祉課]
ウ 多世代同居・多世代近居の促進 [住宅課]
エ 多様な世代がつながり交流するミクストコミュニティの形成 [地域づくり課] など

重点3 松本を“活かしたい”プロジェクト!

【気候風土の活用とゼロカーボンの実現】

松本市の地域特性を活かした居住のための情報提供と、脱炭素化に向けた住宅への地域資源の活用や省エネルギー化の支援の充実により、気候風土の活用とゼロカーボンの実現を推進します。

① 松本市の気候風土を活かした住まいづくり

地域資源である信州の木を活用した住宅への補助の継続や、公共施設への積極的な利用を推進しつつ、住まいづくりの担い手の確保・育成の支援を行うことで、松本市の気候風土を活かした住まいづくりを図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 信州の木を活用した住宅への補助の継続 [森林環境課]
- イ 公共施設への信州の木の積極的な利用 [公共施設マネジメント課]
- ウ 木造建築担い手の確保、育成の支援 [住宅課] など

② 環境・エネルギーに配慮した住まいづくり

ゼロカーボンの実現に向けて、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、緑化に対して支援を行うとともに、公営住宅に対してもZEH化を推進することで、環境・エネルギーに配慮した住まいづくりを図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に対する補助・税の軽減 [住宅課、資産税課]
- イ 公営住宅の更新に伴うZEH化の推進 [住宅課] など
- ウ 住宅の緑化支援 [公園緑地課] など

③ 地域の個性や魅力を活かした居住の推進

松本市が有するまちなかや中山間地等の様々な地域特性を活かした居住を推進するため、まちなかや中山間地等への居住希望者に対する情報提供や各種支援を行うとともに、農林業従事志向世帯に対して定住を受け入れる環境の整備を図ります。

■ 主な市の取組み

- ア 松本らしい暮らしの魅力を伝えるSNS、ホームページを活用した情報発信
[移住推進課など] (再掲)
- イ 子育て・共働き世代に配慮したまちなか居住の推進 [住宅課] (再掲)
- ウ 農林業従事志向世帯の定住を受け入れる環境の整備 [農政課] (再掲) など

第 6 章

住宅マスタープランの推進に向けて

1 推進体制

本計画の実現にあたり、市民や住宅関連事業者、関係団体、行政等が自らの役割を認識し、多様な主体が互いに連携・協力しながら、総合的に取り組むことが求められます。

① 市民の役割

市民は、個人の資産として住宅の質の向上や安定に取り組み、住宅がまちを形成する重要なものであることを理解し、適正管理に努めるとともに、魅力あるまちづくりに積極的に参画する役割が期待されます。

② 住宅関連事業者の役割

住宅関連事業者は、自らつくる住宅や開発行為が将来にわたって地域の住環境に影響を与えるものであることを認識したうえで、安心して住みよい環境を提供することが求められていることから、安全で安心な住まいと良質なサービスの提供を行うとともに、適切な情報提供や健全な住宅市場を形成する役割が期待されます。

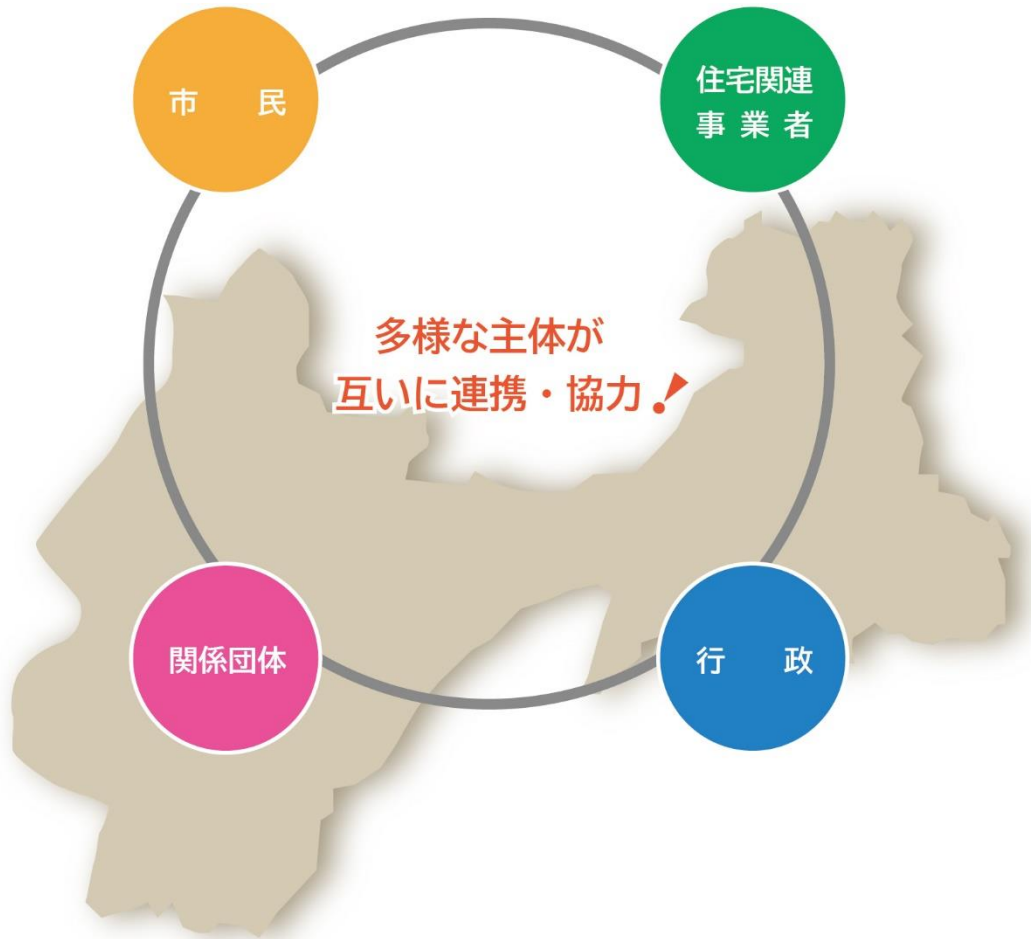
③ 関係団体の役割

各分野の専門家やNPO等の関係団体は、行政や事業者等と連携して、それぞれが持つ専門的な知識やノウハウを活かした支援や情報提供、住宅相談、セミナー等の実施を継続的にサポートする役割が期待されます。

④ 行政の役割

行政は、住まい手や所有者に身近な基礎自治体として、住宅市場や市民のニーズを把握し、地域の実情や特性を踏まえた住宅施策を積極的に推進する役割を担っています。住宅施策の推進にあたっては、市民や住宅関連事業者、関係団体等に対して、適切な情報提供や必要な支援を行うことで、取組みへの連携・協力を図ります。

図 推進体制

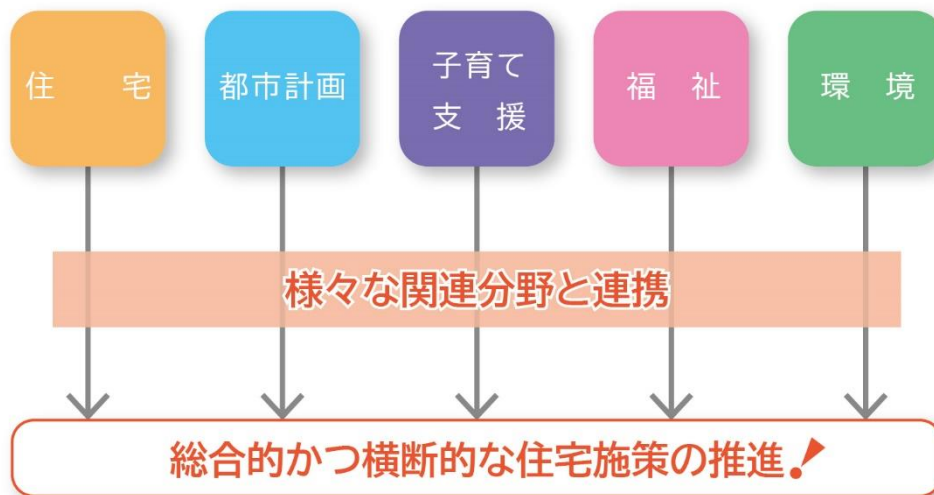


2 庁内連携

住宅施策は、市民の住まいや暮らしと密接に関係することから、都市計画、子育て支援、福祉、環境等の住宅施策に関連する様々な分野と連携しながら推進することが大切です。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内の関係各課と連携し、調整を行いながら、総合的かつ横断的な住宅施策の推進を図っていきます。

図 推進体制



3 進行管理

計画の実現にあたっては、実効性のある計画とするため、PDCAサイクルに基づき、計画、実行、評価、改善を行っていくことが大切です。

そのため、計画に位置付けた施策や取組みを着実に実行するとともに、成果指標等の評価・検証により計画の進捗状況を把握しつつ、社会情勢の変化や住宅施策の動向、上位・関連計画の策定・見直しの状況等に応じて、施策、取組み、成果指標等の見直しを行っていきます。

図 PDCAサイクル

